

中津川市地域防災計画

～風水害等対策編～

※災害応急対策、災害復旧対策

令和6年3月改訂
中津川市防災会議

目 次

第1章 災害応急対策.....	1
第1節 市本部活動体制.....	1
第1項 市災害対策本部運用計画.....	1
第2項 動員計画.....	5
第2節 災害労務対策.....	8
第1項 奉仕団の編成活動計画.....	8
第2項 技術者等雇上の計画.....	10
第3項 技術者等の強制従事に関する計画.....	13
第4項 ボランティア活動.....	15
第3節 自衛隊災害派遣要請.....	17
第4節 災害応援要請.....	23
第5節 交通通信計画.....	25
第1項 道路交通対策.....	25
第2項 輸送計画.....	30
第3項 災害通信計画.....	34
第6節 情報計画.....	37
第1項 警報・注意報・情報等の受理伝達.....	37
第2項 災害情報等の収集・伝達.....	43
第3項 災害広報.....	65
第7節 り災者対策.....	68
第1項 り災者の救助保護計画.....	68
第2項 避難対策.....	73
第3項 食糧供給計画.....	85
第4項 給水計画.....	92
第5項 栄養・食生活支援計画.....	95
第6項 物資供給計画.....	99
第7項 応急住宅対策.....	102
第8項 医療救護計画.....	110
第9項 り災者救出計画.....	116
第10項 学用品等支給計画.....	119
第11項 災害援護資金等貸与計画.....	123
第12項 遺体保護の計画.....	127
第13項 防疫計画.....	132
第14項 清掃計画.....	136

第15項	愛玩動物等の救援計画.....	139
第16項	災害義援金品の募集配分計画.....	140
第17項	その他り災者の保護計画.....	144
第8節	災害防除計画.....	148
第1項	事前措置に関する計画.....	148
第2項	水防計画.....	149
第3項	消防計画.....	149
第4項	雪害対策.....	152
第5項	県防災ヘリコプター活用計画.....	154
第6項	孤立地域対策.....	155
第9節	産業応急対策.....	156
第1項	商工業の応急対策.....	156
第2項	観光客等の応急対策.....	157
第3項	農作物の応急対策.....	158
第4項	畜産の応急対策.....	159
第5項	林地、林産物等の応急対策.....	160
第6項	干害応急対策.....	162
第10節	公共施設の応急対策.....	163
第11節	文教関係の応急対策.....	166
第1項	施設等の応急対策.....	166
第2項	学校等の対策.....	167
第3項	学校保健の対策.....	171
第4項	文化財、その他文教関係の対策.....	174
第12節	大規模停電対策.....	175
第2章	災害復旧.....	176
第1節	復旧・復興体制の整備.....	176
第2節	公共施設災害復旧事業.....	178
第3節	災害復旧事業に伴う財政援助及び助成、事業からの暴力団排除.....	179
第4節	被災者の生活確保.....	181
第5節	被災中小企業の振興.....	184
第6節	農林漁業関係者への融資.....	185

第1章 災害応急対策

第1節 市本部活動体制

第1項 市災害対策本部運用計画

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合の市本部の運用に関する計画は次によるものとする。

なお、本計画に定めるほか災害時における警察及び水防の組織は、別に定めるそれぞれの計画によるものとする。

1 市本部の運用

(1) 体制等

市本部の設置及び体制は、次によるものとする。

種別	配備基準	配備対応	
		本部	支部
第1配備	1 次の注意報のうち、いずれかが市内に発表されたとき。 (1) 強風(風雪)注意報 (2) 大雨(大雪)注意報 (3) 洪水注意報 2 その他、市長が必要と判断したとき。	自 宅 待 機 [総務部] [建設部] [消防本部]	自 宅 待 機
	1 次の警報のうち、いずれかが市内に発表されたとき。 (1) 暴風、暴風雪警報 (2) 大雨、大雪警報 (3) 洪水警報 2 河川の水防団待機水位を超過したとき 3 その他、市長が必要と判断したとき。	配 備 体 制 [総務部] [建設部] [市民福祉部] [消防本部] [定住推進部] [農林部] [環境水道部] 自 宅 待 機 [その他各部]	配 備 体 制
第2配備	1 土砂災害警戒情報が発表されることが予想されるとき。 2 河川の氾濫注意水位を超過したとき、又は水防警報が発表されたとき。 3 その他、市長が必要と判断したとき。	災 害 警 戒 本 部 設 置	災 害 警 戒 支 部 設 置
第3配備	1 市内の広範囲にわたって災害が発生するなど大規模な災害が発生したとき、又は災害発生のおそれのあるとき。 2 市内に土砂災害警戒情報が発表されたとき。 3 河川の避難判断水位を超過したとき、又は氾濫警戒情報が発表されたとき。 4 災害救助法の適用を要する災害が発生したとき。 5 特別警報が発表されたとき。 6 大雨特別警報の基準値となる格子が出現したとき。	災 害 対 策 本 部 設 置	災 害 対 策 支 部 設 置

職員の配備指令は、各配備区分に従い総務部長が決定し、指令を発する。なお、第1配備から第3配備のほか、総務部長は必要に応じ各課の職員に対し配備指令を発することがある。

第1配備、第2配備の体制は、部で別に定めることとする。

市本部の運営方法、配備体制等については、防災活動に即応できるように定めるとともに、災害情報の収集、災害対策の実施方針を作成し、必要に応じ関係行政機関、関係地方公共団体、関係公共機関等との連携の確保に努めるものとする。

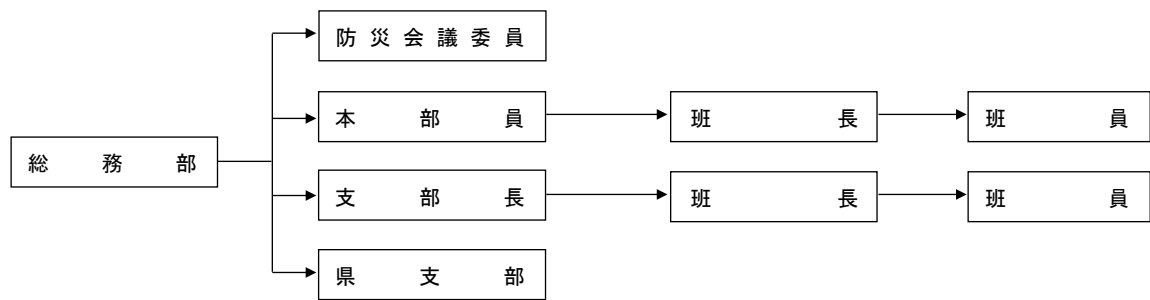
(2) 体制等の特例

ア 市長（本部長）は、災害の種類、状況その他により、(1)に定める体制により難しいと認めるときは、特定の部課（班）に対してのみ体制を指示し、又は種類の異なる体制を指示することができる。

イ 市長（本部長）は、重大テロが発生するおそれがある場合及び発生した場合は、重大テロ警戒本部又は重大テロ対策本部による体制を指示する。

(3) 体制等の伝達

市本部の設置、体制あるいは閉鎖等が決定したときは、次の系統によって関係機関に伝達するものとする。ただし、準備体制については省略することができる。



(注) 1 各部においてはあらかじめ、部内の連絡方法を定めておくものとする。

2 庁内放送可能時における伝達は、庁内放送によって行う。

(4) 本部室

本部は、特例の場合（市本庁舎被災時等）のほか、本庁大会議室に置く。ただし、準備体制中は本部が設置されないのので、関係課は、それぞれの課で活動するものとする。

(5) 本部員会議

大規模な災害が発生し、又は発生するおそれのある場合で、市本部長がその必要を認めるときは、本部員会議を開催し、おおむね次の事項を協議するものとする。

なお、本部員会議を開催する暇がないとき、あるいは災害の規模がその程度に達しないとき等にあつては、災害対策本部の開設その他について関係のある本部員が協議し、その結果に基づき、市本部長が決定するものとする。

- ア 災害対策本部の体制及び職員の動員に関すること
- イ 現地における指揮、視察、見舞等に関すること
- ウ 災害救助法の適用及び救助の種類、程度、期間等の決着に関すること
- エ 災害の防除（拡大防止）対策に関すること
- オ 交通、通信その他総合的に実施を要する対策の調整、推進に関すること

カ その他災害に関連した必要な事項

(6) 災害警戒本部・支部

総則編第1章第5節「市災害対策本部の組織」に定めるところによる。

(7) 本部事務局

総則編第1章第5節「市災害対策本部の組織」に定めるところによる。

(8) 本部連絡員

総則編第1章第5節「市災害対策本部の組織」に定めるところによる。

(9) 本部職員配備

災害が発生し、又は発生するおそれのある場合における本部職員の動員方法あるいは任務等は、班ごとに職員別に定めておくものとする。

(10) 本部の廃止

市本部は、おおむね次の基準により市長が廃止する。

(ア) 当該災害にかかる災害の予防及び応急対策がおおむね終了したとき。

(イ) 予想された災害にかかる危険がなくなったと認めるとき。

(11) 本部長の職務代理者の決定

本部長（市長）不在時の指揮命令系統の確立のため、命令権者の順位を次のとおり定めておくものとする。

第1順位 副市長

第2順位 理事

第3順位 総務部長

第4順位 危機管理対策監

2 支部の運用

本庁では、災害対策本部（本部長=市長）を総合事務所及び地域事務所では災害対策支部（支部長=総合事務所長、地域事務所長）を立ち上げる。支部長は、市長より権限委任を受け、現地対応指揮する。本部長は、全市域を総括し、支部からの情報収集により迅速・的確な応援態勢をとるものとする。

(1) 設置等の決定

市支部の設置、閉鎖等は、支部長が市本部と協議して決定するものとするが、緊急を要する場合で、市本部と協議する暇がないときは、支部長の判断で決定するものとする。

なお、支部の体制については、本部からの通知を受けたらすぐ体制がとれるよう事前に定めておくものとする。

(2) 開設の場所

支部は、各総合事務所、地域事務所内に置くものとする。

3 現地災害対策本部

(1) 被災地が限定された災害である場合等、災害の規模、程度等により必要があると認めるときは、現地災害対策本部（以下「現地本部」）という。）を設置し、現地における応急対策を実施する。

(2) 現地本部には、被災地に近い公共施設、地域の集会所等を使用する。

(3) 現地本部長及び現地本部員は、本部長又は支部長（又は代理者）が指名する者を

もって充てる。

4 証票等

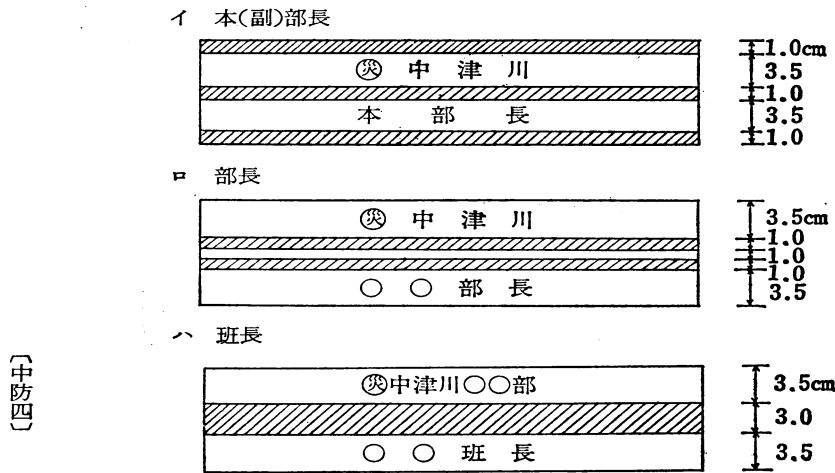
(1) 身分証明等

本部職員の身分証明書は、「中津川市職員証」等をもって兼ねるものとし、災害対策基本法第83条第2項（強制命令の執行に伴う立入検査時の身分証票）による身分を示す証票も本証をもって兼ねるものとする。

(2) 腕章

災害応急対策の実施又はその事務に当たるものは、次の腕章を着用するものとし、関係機関は平常時から上記腕章を整備保管しておくものとする。

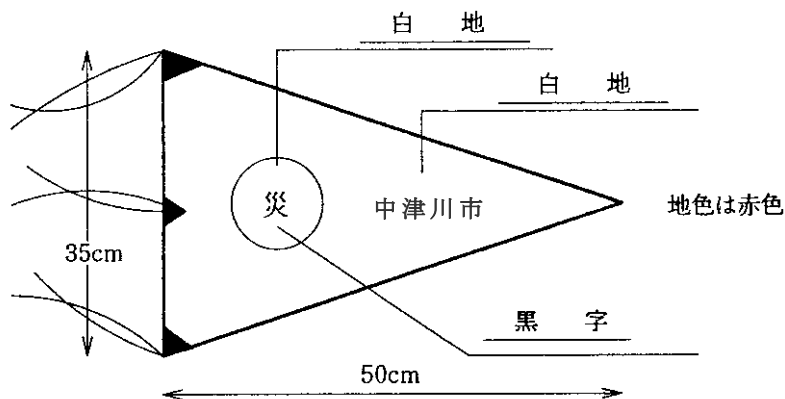
ア 市本部



- (注) 1 腕章の大きさは、長さ38cm、幅10cmとする。
 2 地は白地、字は黒色とし、線は赤色とする。
 3 ホック止めとする。

(3) 標旗

災害応急対策に使用する自動車には、次の標旗を付するものとする。標旗は、関係機関において平常時から整備保管しておくものとする。



第2項 動員計画

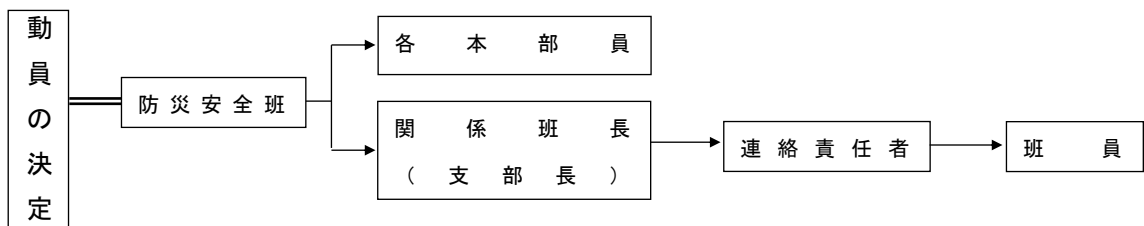
中津川市災害対策本部における職員の動員は、本計画の定めるところによるものとする。

1 職員の心構え

市本部職員は、常に気象状況あるいは消防、水防信号等に注意し、災害の発生を承知し、又は発生のおそれがあると認めるときは、速やかにそれぞれ所定の部所につき、又は待機するものとする。

2 職員の動員連絡の系統

職員の動員が決定されたときにおける連絡の系統は、次によるものとする。



3 班における動員計画

各班長は、分担する災害対策その他のため班員を動員する必要があるときは、それぞれの班において動員するものとし、各班はあらかじめ動員の可能者、系統、順序、連絡の方法について具体的に計画を策定しておくものとする。

4 動員の方法

非常配備の職員等への伝達は、次により行う。

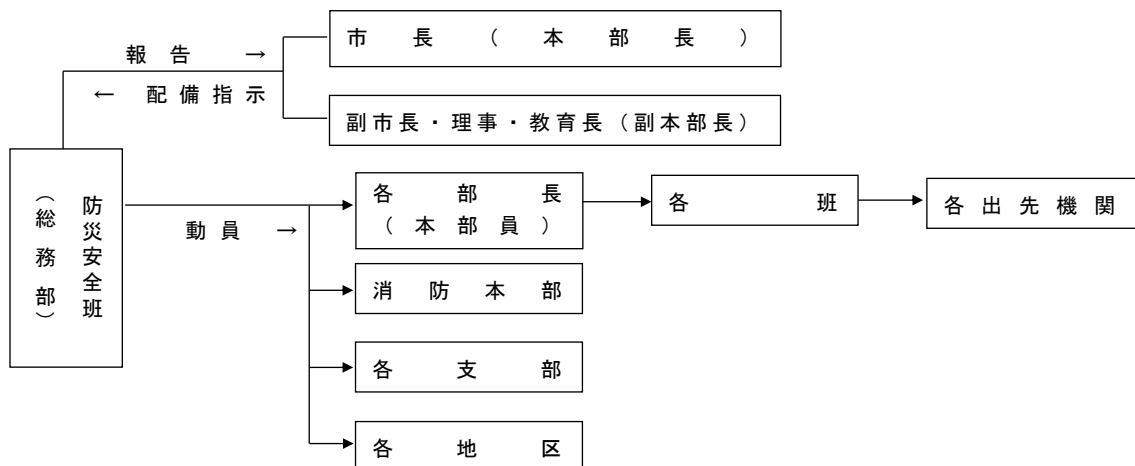
(1) 勤務時間内における伝達

ア 気象情報の通知を受け、災害発生が予想される場合又は災害が発生した場合、防災安全班は、本部長の指示により非常配備を決定し、各部長にこれを伝達するとともに庁内放送によりこれを徹底する。

イ 各部長は、直ちに関係職員に連絡し、関係職員をして所定の配備による事務又は業務に従事させるものとする。

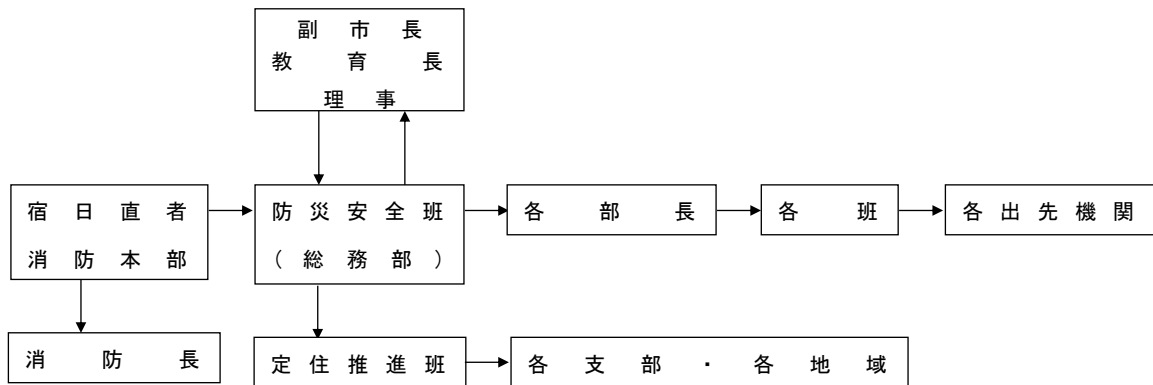
ウ 防災安全班は、消防本部・消防団及び自主防災会に非常配備を伝達する。

<勤務時間内における伝達系統>



(2) 勤務時間外、休日における伝達及び配備

- ア 宿日直者及び消防本部は、非常配備に該当する気象情報が防災関係機関から通知され、又は災害発生が予想されるときは、直ちに防災安全班に連絡するものとする。防災安全班は、宿日直者及び消防本部から連絡を受けた場合は、本部長（市長）、副本部長（副市長・教育長・理事）に報告し、配備体制の指示を受け、各部長に伝達する。
- イ 各部長は、各班に配備体制を伝達する。
- ウ 連絡を受けた職員は以後の状況の推移に注意し、必要のある場合は登庁する。
- エ 職員は、常に気象情報等に注意し、その状況に応じ連絡責任者からの連絡を待たず、積極的に登庁するよう心掛けるものとする。



(3) 各支部の動員体制

各支部の動員及び出動体制は、原則として次のとおりとし、あらかじめ支部長が具体的な計画を定めておくものとする。

- ア 注意報発表時
自宅等で待機する。
- イ 警報発表時
動員可能な職員が待機する。
- ウ 災害発生時
 - (ア) 支部全職員を動員する。
 - (イ) 支部管内に居住する職員で、あらかじめ指定する職員を動員する。ただし、本部の指示があるまでの間とする。

(4) 各出先機関の動員体制

各出先機関の動員及び出動体制は、原則として次のとおりとし、各主管課において具体的な計画を定めておくものとする。

- ア 注意報発表時－1名以上自宅等で待機
- イ 警報発表時－必要に応じて動員可能な職員が待機
- ウ 災害発生時－全職員を動員

(5) 動員等の報告

各班において、待機、動員、応援等の措置をとったときは、様式1号「防災待機出動報告書」より防災安全班に連絡するものとする。

(6) 交通途絶時における動員

本庁勤務の職員で、総合事務所及び地域事務所の管轄区域に居住する者又は、総合事務所及び地域事務所等の勤務の職員で当該地域の総合事務所及び地域事務所等の管轄区域以外の地域に居住している者が、災害の発生等により交通機関その他の手段等によっても所定の部所につくことができないときは、本庁又は最寄りの総合事務所及び地域事務所へ登庁し、市本部長の指示をうけるものとする。

5 職員の出勤義務

防災関係の職員は、常に災害気象等に留意し、対策を要する災害の発生（災害の発生が予想される場合を含む。）を承知したときは直ちに所定の部署に着かなければならない。

6 職員の応援

(1) 市本部各班における要請手続き

各班における災害応急対策の実施に当たって職員が不足するときは、本部員会議で決定された応援方針に基づき、部内の応援は部長が、部をこえる応援は総務部長が適当な班を決定するものとする。なお、市本部内の応援で、なお不足する場合には、県支部総務班(教職員にあっては県支部教育班)に職員の応援又は派遣を要請するものとする。

職員の派遣要請にあたっては、次の事項を明示して行う。

- ア 従事すべき作業の内容
- イ 所要の人員
- ウ 就労の期間（○月○日～○月○日まで）
- エ 集合の場所
- オ その他必要な条件

第2節 災害労務対策

災害応急対策実施のための労力及びその動員順序は、次によるものとするが、具体的な方法等は各項の定めるところによるものとする。

- 1 災害対策本部職員
- 2 1以外の職員
- 3 奉仕団
- 4 労務者の雇上げ
- 5 労務者等の強制従事

(注) 応急対策の作業内容によっては、順序を異にして動員することができる。

第1項 奉仕団の編成活動計画

災害応急対策の実施に奉仕する奉仕団の編成及び活動は本計画の定めるところによるものとする。

1 奉仕団の編成

奉仕団は、災害応急対策の実施に奉仕する団体をもって編成するものとする。

- (1) 赤十字奉仕団
- (2) 青年及び女性組織
- (3) 災害無線通信奉仕団

2 奉仕作業

奉仕作業は、主として次の作業に従事するものとする。

- (1) 炊出しその他災害救助の実施
- (2) 清掃の実施
- (3) 防疫の実施
- (4) 災害対策用物資の輸送及び配分
- (5) 情報収集及び連絡
- (6) 上記作業に類した作業の実施
- (7) 軽易な事務の補助

3 動員

奉仕団の動員は、奉仕団が所属するそれぞれの機関で行うものとする。

なお、市本部に所属する奉仕団の県本部における応援調整は、次の機関を通じ市本部に連絡して行う。

- (1) 青年及び女性奉仕団 県支部教育班→市本部
- (2) 赤十字奉仕団及び隣保互助等奉仕団 県支部総務班→市本部

4 活動の記録

奉仕団の奉仕を受けた班は、おおむね次の事項について記録し、保管しておくものとする。

- (1) 奉仕団の名称及び人員又は氏名
- (2) 奉仕した作業内容及び期間
- (3) その他特記事項及び参考事項

第2項 技術者等雇上の計画

災害応急対策の実施が災害対策本部の職員及び奉仕団の動員のみでは労力的に不足し、又は特殊な作業のため技術的な労力が必要なときにおける労務者等の雇上げは、本計画の定めるところによるものとする。

1 実施者

労務者等の雇上げは、それぞれの応急対策実施機関において行うものとするが、市本部における雇上げは、その職種等によっておおむね次の区分でそれぞれの担当班が行うものとする。

職 種	市本部担当班
医療・保健衛生関係	健康医療班
家畜医療衛生関係	農林班
土木建築等関係	建設班、水道班

2 給与の支払

賃金等の給与額は、その時における雇上げ地域の慣行料金以内によることを原則とする。ただし、法令その他により別に基準のあるものは、この限りでない。

3 労務者従事記録

災害応急対策実施機関は、労務者を雇上げたときは、次の記録を作成し、整備保管しておくものとする。なお、次の会計に関連する記録で、会計規則等で特に規定されている様式等については、それらの会計記録で記録される事項は、省略して差し支えないものとする。

(1) 「労務者出役表」(様式2号の1)

日々の出役の状況を確認記録する。

(2) 「賃金台帳」(様式2号の2)

日々の出役状況を記録し、賃金等の計算、支払状況等を記録する。

4 災害救助法による基準等

災害救助法による救助実施のための人夫雇上げの範囲その他の基準等は、次によるものとする。

(1) 人夫雇上げの範囲

災害救助法により救助実施のための人夫雇上げは、次の範囲とする。

ア リ災者避難のための人夫

原則としては認めないが、市本部の指示による避難で特に誘導人夫を必要とするとき。

イ 医療及び助産の移送人夫

医療班では処置できない重傷患者もしくは医療班が到着するまでの間に医療措置を講じなければならない患者を病院、診療所に運ぶための人夫又は医療班の移動に伴う人夫(医療班員を背負って急流を渡るような人夫)を必要とするとき。

ウ リ災者の救出

り災者を救出するための人夫を必要とするとき及びり災者救出に必要な機械器具、資材の操作又は後始末に人夫を必要とするとき。

エ 飲料水の供給

飲料水供給のための機械器具の運搬操作あるいは飲料水を浄水するための医薬品の配布等に人夫を必要とするとき。

オ 救助用物資の支給

被服、寝具その他生活必需品、学用品、医薬品、衛生材料及び炊出用品（食糧品、調味料品、燃料）の整理（種類別、地区別の区分、整頓、保管）、輸送（積降ろし、上乘、運搬）又は配分に人夫を必要とするとき。

カ 遺体の捜索

遺体の捜索に人夫を必要とするとき及び捜索に要する機械器具その他資材を操作し、又は後始末に人夫を必要とするとき。

キ 遺体の取り扱い

遺体の洗浄、消毒等の処置又は遺体を仮安置所まで輸送するため等に人夫を必要とするとき、又は上記以外の救助作業のため人夫の必要が生じたときは、市本部は、県支部総務班を経由して県本部防災班に範囲外人夫についての要請をするものとする。県本部防災班は、要請その他により範囲外人夫の必要を認めたときは、内閣総理大臣にその旨申請をし、承認を得て実施することを原則とする。なお、要請、申請にあたっては、次の事項を明示して行うものとする。

(ア) 人夫の雇上げを要する目的又は救助種目

(イ) 人夫の所要人数

(ウ) 雇上げを要する期間

(エ) 人夫雇上げの理由

(オ) 人夫雇上げを要する地域

(2) 人夫雇上げの期間

各救助の実施期間中とする。

(3) 費用の限度

2 「給与の支払」による費用によるものとする。

(4) 報告その他事務手続

市本部は、人夫を雇上げたときは、本章第7節「り災者の救助保護計画」様式6号の5「救助日報」により、毎日その状況を県支部総務班を経由して県本部防災班に報告するものとする。なお、人夫雇上げに関する記録は、3「労務者従事記録」によるものとするが、災害救助分については判然と区分し、整理するものとする。

5 その他参考事項

(1) 労務者を必要とする市本部及び市支部の各班で、自班において雇上げが不可能又は困難なときは、市本部にあつては本部連絡員に、また市支部にあつては支部の担当班に連絡するものとする。

(2) 医療、土木建設関係者等の雇上げにあつては、従事作業用の器具等を指定し、持参させるようにするものとする。

(3) 土木の応急復旧作業等でその内容が県等において直接実施するより請負等に付す

ることを適当とするような場合にあつては、請負あるいは委託等の方法によるものとする。

第3項 技術者等の強制従事に関する計画

災害応急対策実施のための要員が一般の動員等の方法によって不足し、なおかつ、他に供給の方法がないときは、本計画の定めるところにより強制命令を執行するものとする。

1 強制命令の種類と執行者

従事命令は、次表に掲げるところにより執行する。

対象作業	根拠法律	執行者
消防作業	消防法第29条第5項	消防職員又は消防団員
水防作業	水防法第17条	水防管理者、水防団長、水防機関の長
災害応急対策作業 (全般)	災害対策基本法第65条第1項	市長

2 命令の対象者

強制命令の種別による従事等対象者は、次表に掲げる範囲とする。

命令区分	従事対象者
消防作業	火災の現場附近にある者
水防作業	区域内に居住する者又は水防の現場にある者
災害応急対策全般	区域内の住民又は当該応急措置を実施すべき現場にある者

3 公用令書の交付

従事命令又は協力命令を発するとき及び発した命令を変更し又は取消すときは、次に定める令書を交付するものとする。なお、県知事（県知事が市長に委任をした場合は市長を含む）が発する以外の従事命令については令書の交付は必要ないものとする。

- (1) 災害救助法による従事命令 県計画第3章第2節様式3号
- (2) 同上命令の取消命令 県計画第3章第3節第4項様式4号
- (3) 災害対策基本法による従事、協力命令 県計画第3章第3節第4項様式5号
- (4) 同上命令の変更命令 県計画第3章第3節第4項様式6号
- (5) 同上命令の取消命令 県計画第3章第3節第4項様式7号

上記命令書を発したときは、従事者から令書の受領書を徹するものとする。

4 損害補償

従事命令又は協力命令により災害応急対策に従事した者でそのことにより負傷し、疾病にかかり又は死亡したものの遺族等に対する損害補償又は扶助金は、中津川市消防団員等公務災害補償条例(昭和42年条例5号)によるものとする。

5 その他

(1) 従事台帳の作成

従事命令又は協力命令を発したときは、様式2号の3「強制従事者台帳」を作成整備するものとする。

(2) 従事できない場合の届出

公用令書の交付を受けた者がやむを得ない事故により作業に従事することができ

ない場合には、次に掲げる書類を添付して知事に届け出るものとする。

ア 負傷又は疾病により従事することができない場合においては、医師の診断書

イ 前号以外の事故により従事することができない場合においては、市長、警察官

その他適当な公務員の証明書

第4項 ボランティア活動

大規模災害が発生した場合、ボランティア活動への期待が大きくなるが、被災地において、ボランティア活動が無秩序に行われると現地が混乱する。そのため、ボランティアに対するニーズを把握するとともに、その活動拠点の提供、感染症対策の徹底等環境整備を図り、ボランティア活動が円滑に行われるように努める。

1 県及び市本部の活動

県は、大規模災害発生時に、速やかに災害ボランティア受入に係る総合調整等を担う災害ボランティア連絡調整会議を設置し、県社会福祉協議会及び関係団体等と連携して、被災地におけるボランティアニーズを把握し、必要とするボランティア活動の内容、人数等について報道機関等の協力を得て全国へ情報提供し、参加を呼びかける。

県又は県から事務の委任を受けた市は、共助のボランティア活動と地方公共団体の実施する救助の調整事務について、社会福祉協議会が設置する災害ボランティアセンターに委託する場合は、当該事務に必要な人件費及び旅費を災害救助法の国庫負担の対象とすることができる。

市は、活動拠点となる施設の確保と必要な情報機器、設備等の支援を行うとともに、社会福祉協議会、地元や外部から被災地入りしているNPO・ボランティア等との連携を図るとともに、中間支援組織（NPO・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り、情報を共有する場を設置するなどし、被災者のニーズや支援活動の全体像を把握するものとする。

また、災害の状況及びボランティアの活動予定を踏まえ、市主導により片付けごみなどの収集運搬を行うよう努める。これらの取組により、連携のとれた支援活動を展開するよう努めるとともに、ボランティアを行っている者の生活環境について配慮するものとする。

2 日本赤十字社岐阜県支部の活動

日本赤十字社岐阜県支部は、被害の状況に応じて、支部内に災害対策本部を設置するとともに、日本赤十字奉仕団等のボランティアによる救護活動の連絡調整を行う。また、必要に応じて報道機関の協力を得て、日赤救援事業を支援するためのボランティアの参加を呼びかけるものとする。

3 県社会福祉協議会の活動

県社会福祉協議会は、災害のため必要があると認めるときは、県及び市と連携して、市社会福祉協議会が設置する市災害ボランティアセンターの支援を行う。

また、被害が甚大で全国的な災害救援活動の必要があると認めるときは、全国社会福祉協議会に対し災害救援のための支援を要請するものとする。

4 市社会福祉協議会の活動

市社会福祉協議会は、災害のため必要があると認めるときは、市災害ボランティアセンターを設置し、被災地におけるボランティア活動への支援を行うものとする。

なお、「災害ボランティアセンター運営マニュアル」を別に定め、被災者ニーズの把握からNPO・ボランティア等の受入調整等の業務を行うものとする。

5 専門分野のボランティア関係機関の活動

救出、消火、医療、看護、介護、建築等の専門知識・技術を要するボランティアについては、当該ボランティア活動に関係する団体等が関係機関と連携を密にし、受入・派遣に係る調整等を行うものとする。

第3節 自衛隊災害派遣要請

住民の人命、財産を保護するために自衛隊の支援を必要とする場合に、迅速に自衛隊に対し災害派遣を要請する。

1 自衛隊の災害派遣

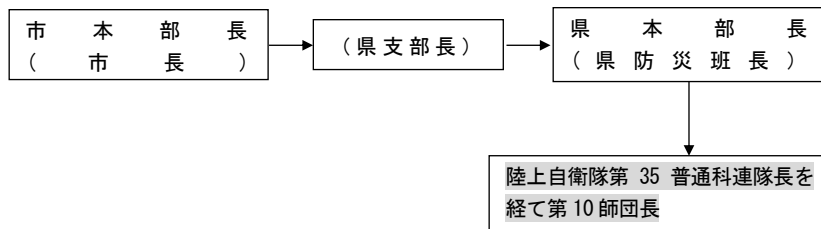
天災地変その他の災害に際し、県本部長（知事）は、自衛隊の派遣要請の必要性について、収集した被害情報及び市町村の通信途絶の状況から判断して、人命又は財産の保護のため必要があると認める場合には、自衛隊（陸上自衛隊第35普通科連隊長を経て第10師団長）に対し、自衛隊法第83条第1項の規定により部隊の災害派遣を要請するものとする。

2 派遣要請の方法

（1）知事への要請

市本部長は、自衛隊の災害派遣を必要とする場合は、県支部を通じて県知事に対して、要請に際し明確にすべき事項を記載した文書（様式3号の1「災害派遣要請依頼書」）をもって要請の依頼を行うものとする。ただし、急を要するときは、口頭又は電話で行い、事後速やかに文書を提出するものとする。要請を行った場合、市長は、必要に応じて、その旨及び本市に係る災害の状況を自衛隊に通知するものとする。

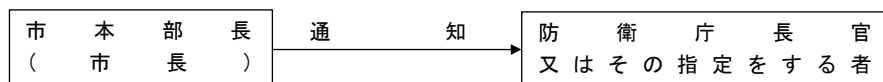
なお、市における自衛隊災害派遣に関する事務は、防災安全班が分掌する。



（2）知事と連絡不能又は緊急の場合

市長は、知事に対し、（1）に定める要求ができない場合には、その旨及び災害の状況を防衛庁長官又はその指定するものに通知するものとする。

また、その際は、速やかに知事にその旨通知する。



（3）自衛隊の自主派遣

災害に際し、その事態に照らし特に緊急を要し、要請を待ついとまがないと認められるときは、自衛隊は、要請を待たないで部隊等を派遣することができる。

参考：自主派遣の判断基準

- ① 災害に際し、関係機関に対して当該災害に係る情報を提供するため、自衛隊が情報収集を行う必要があると認められること。

- ② 災害に際し、都道府県知事等が自衛隊の災害派遣に係る要請を行うことができないと認められる場合に、直ちに救援の措置をとる必要があると認められること。
- ③ 海難事故、航空機の異常を探知する等、災害に際し、自衛隊が実施すべき救援活動が明確な場合に、当該救援活動が人命救助に関するものであること。

(4) 要請の窓口（窓口は陸上自衛隊 第35普通科連隊となっている。）

・ 陸上自衛隊 第35普通科連隊（守山）第3科

N T T 電 話 052-791-2191（内線 461）

F A X 052-791-2191（内線 411）

防災行政無線 7-651-712（事務室）

7-651-711（当直室）

651-710（F A X）

・ 航空自衛隊 小牧基地 防衛部運用班

N T T 電 話 0568-76-2191（内線 432）

F A X 0568-76-2191（内線 404）

防災行政無線 7-653-711（事務室）

7-653-712（当直室）

653-710（F A X）

・ 航空自衛隊 岐阜基地 第2補給処企画課

N T T 電 話 0583-82-1101（内線 2314）

F A X 0583-82-1101（内線 2318）

防災行政無線 7-652-712（事務室）

7-652-711（当直室）

652-710（F A X）

3 自衛隊の活動

(1) 被害状況の把握

車両、航空機等、状況に適した手段によって情報収集活動を行い、被害の状況を把握する。

(2) 避難の援助

避難の命令等が発令され、避難、立ち退き等が行われる場合で必要があるときは、避難者の誘導、輸送等を行い、避難を援助する。

(3) 遭難者等の搜索救助

行方不明者、傷者等が発生した場合は、通常、他の救援活動に優先して、搜索救助を行う。

(4) 水防活動

堤防、護岸等の決壊に対しては、土のう作成、運搬、積込み等の水防活動を行う。

(5) 消防活動

火災に対しては、利用可能な消防車その他の防火用具（空中消火が必要な場合は航空機）をもって、消防機関に協力して消火に当たるが、消火薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用するものとする。

(6) 道路又は水路の啓開

道路もしくは水路が損壊し、又は障害物がある場合は、それらの啓開、又は除去に当たる。

(7) 応急医療、救護及び防疫

被災者に対し、応急医療、救護及び防疫を行うが、薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用するものとする。

(8) 人員及び物資の緊急輸送

救急患者、医師その他救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送を実施する。この場合において航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められるものについて行う。

(9) 給食及び給水

被災者に対し、給食及び給水を実施する。

(10) 入浴支援

被災者に対し、入浴支援を実施する。

(11) 物資の無償貸付又は譲与

「防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令」（昭和33年総理府令第1号）に基づき、被災者に対し生活必需品等を無償貸与し、又は救じゅつ品を譲与する。

(12) 危険物の保安及び除去

能力上可能なものについて火薬類、爆発物等、危険物の保安措置及び除去を実施する。

(12) その他

その他臨機の必要に対し、自衛隊の能力で対処可能なものについては、所要の措置をとる。

4 市の受入れ体制

市本部長は自衛隊の作業が他の防災関係機関と協力して効率的に実施できるように、その受入れ体制の万全を期さなければならない。特に次の事項については留意すべきである。また、派遣部隊に対する活動拠点の候補地の選定と、支援業務の内容については別で定める。

(1) 緊密な連絡

派遣部隊との連絡を緊密にするため連絡場所を設け、責任者を定めて常に自衛隊との連絡窓口を統一し、作業の実施についても現地指揮官と協議して行うよう努めること。また、必要に応じて地図、略図等を準備し、作業地区ごとに連絡員を定め、災害情報の伝達、資材の調達等が円滑に行えるよう努めること。

(2) 作業計画及び資機材の準備

派遣部隊の行う作業の作業計画をたて、必要な資機材を準備し、作業に関係ある管理者等にも連絡しておくこと。

(3) 宿泊施設等の準備

派遣部隊を宿泊させる施設（小学校、公共用建物等が適当）又は野営施設（中津川公園）を準備し、併せて駐車場等を確保すること。また、派遣部隊と関係所在自衛隊との情報連絡を確保するため、必要に応じて臨時電話を架設すること。

(4) 住民の協力

市の住民は、派遣部隊の作業を傍観することなく積極的に協力して作業を遂行すること。

5 要請事項の変更

市本部は、派遣にあたって、要請依頼した事項を変更する必要があるときは、直ちに順序を経て、県本部防災班に連絡するものとする。連絡を受けた危機管理班は、陸上自衛隊第10師団長と協議して変更するものとする。

6 経費の負担区分

(1) 自衛隊の救援活動に要した経費は、原則として派遣を受けた市が負担するものとし、下記を基準とする。

ア 派遣部隊の宿営及び救援活動に必要な土地建物等の使用料及び借上料

イ 派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱費（自衛隊の装備品を稼働させるため必要とする燃料を除く。）水道料、汚物処理料、電話等通信費（電話設備費を含む。）及び入浴料

ウ 派遣部隊の救援活動に必要な自衛隊装備品以外の資材、機材等の調達、借上げ、運搬及びその修理費

エ 市、県が管理する有料道路の通行料

(2) 負担区分について疑義が生じた場合、あるいはその他必要経費が生じた場合は、県本部が調整してその都度決定するものとする。

7 派遣部隊撤収時の手続

(1) 市本部長は、自衛隊の災害派遣の目的を達成したときは、速やかに県本部に対し、自衛隊の撤収要請（様式3号の2「自衛隊の撤収要請依頼書」）を依頼するものとする。

(2) 派遣部隊が派遣期間の活動を終了したときは、県本部が、派遣部隊の指揮官と協議して帰隊措置を講ずるものとする。

8 その他

(1) 自衛隊ヘリコプターの派遣要請等に関する留意事項

ア 派遣要請

(ア) 派遣要請は、様式3号の1「災害派遣要請依頼書」の事項を明示し、事前又は早期に行うこと。

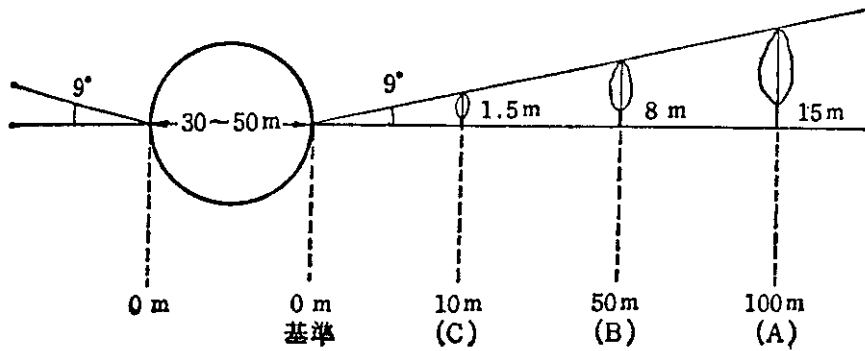
(イ) 派遣要請は、事実を確認し、他に方法がないときにのみ行うこと。

イ 発着場選定基準

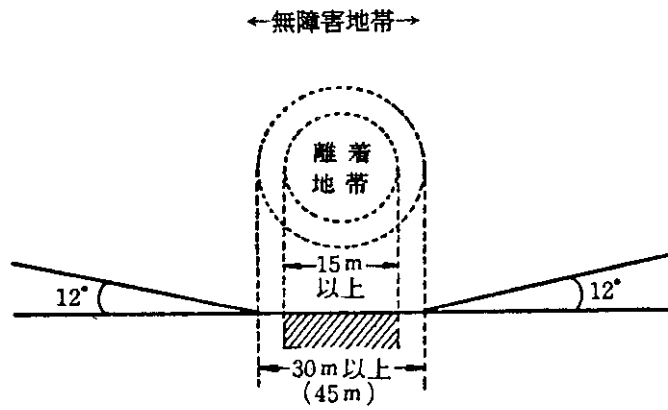
(ア) 地面は堅固で傾斜6度以内であること。

(イ) 周囲にあまり障害物がないこと。少なくとも2方向に障害物がないことが望ましい。ただし、東西南北100m×100mの面積があれば下図のごとく障害物があっても離着陸は可能である。

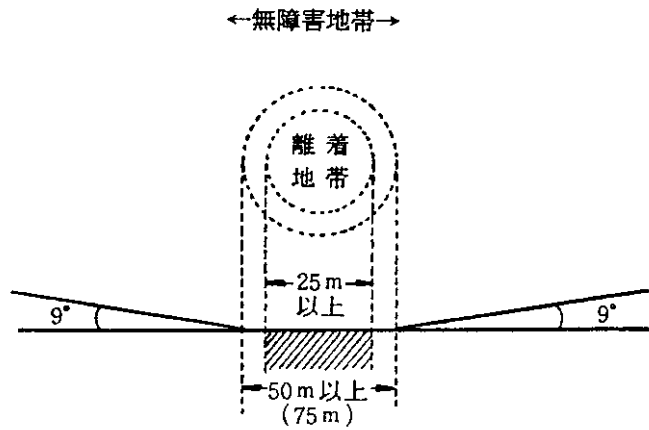
発着場



(ウ) ①小型機 (OH-6) の場合 (カッコ内は夜間)

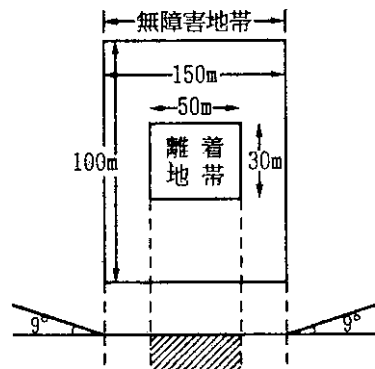
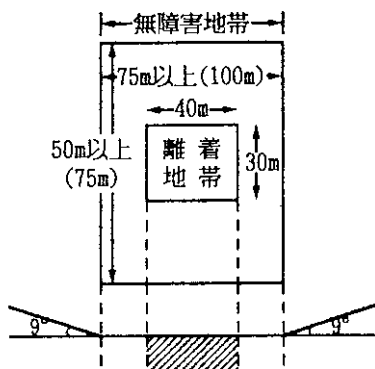


②中型機 (UH-1) の場合 (カッコ内は夜間)



③大型機 (V-107) の場合

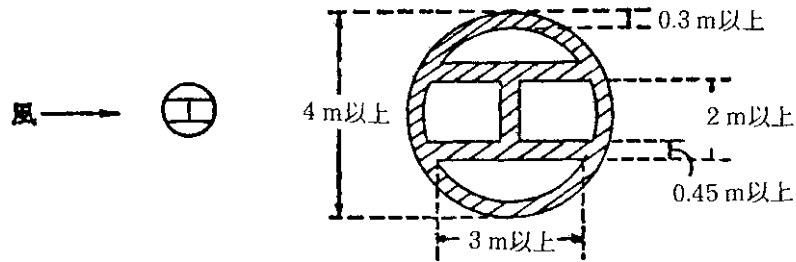
(CH-47J) の場合



ウ 離着陸場の標示

(ア) 風向きに対して、石灰等で⊕を書くこと。

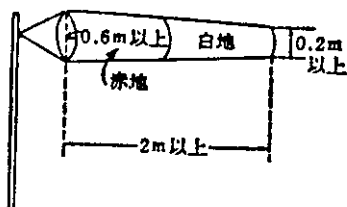
標示図



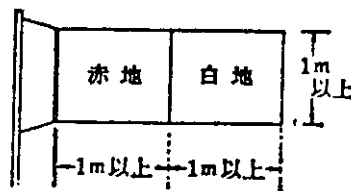
(注) 斜線内は白色、積雪時は赤色とする。

(イ) ヘリポートの近くには、上空から風向、風速等の判定が確認できるよう吹き流し又は旗をたてるとともに、できれば発煙筒（積雪時は赤色又は着色したもの）を併用すること。

(吹き流し)



(旗)



エ 離着陸における安全

(ア) 離着陸場は、平面にし、必要に応じて散水し、積雪時は踏み固めること。

(イ) 離着陸場の半径 25m以内には人が入らないこと。

オ ヘリコプターによる物資等を輸送する場合は、搭載量を超過させないため計量器を準備すること。

(2) 市及び県は、緊急時におけるヘリコプター発着可能なヘリポートの確保に努め、ヘリコプター発着場周辺における建柱、架線その他工作物の建設に際しては、ヘリコプターの発着の障害とならないようにすること。

【参照】資料編 5-1 岐阜県防災ヘリコプター緊急離着陸場一覧

第4節 災害応援要請

大規模災害発生時においては、その被害が大きくなることが予想され、単一の防災関係機関のみでは、応急対策活動に支障を来すため、各機関はあらかじめ締結された広域応援協定等に基づき、相互に協力し、応急対策活動を円滑に実施する。応援の派遣及び受け入れにあたっては、感染症対策に留意する。

1 広域応援

(1) 防災関係機関相互の応援要請

防災関係機関相互においては、あらかじめ定められた手続等に基づき、応援要請等を行うものとする。

(2) 県による応援要請

ア 応援協定に基づく応援要請

県は、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、中部9県1市で締結した災害時等の応援に関する協定、隣接県との間で締結した災害時の相互応援に関する協定、全国都道府県で締結した災害時等の広域応援に関する協定又は同時に被災する可能性の少ない遠隔の県等との災害時の相互応援に関する協定に基づき他の都道府県に対し応援を求め、災害対策に万全を期する。応援に当たっては、受援ニーズを的確に把握し、調整できる体制を構築するよう努めるものとする。

イ 他の市町村に対する応援要請

本市の地域において災害が発生した場合、災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、県に対し応援を求めることができる。県は、県の地域に係る災害が発生した場合において、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、他の都道府県に対し、応援を求め、また、必要に応じて区域内の市町村に対して被災市町村を応援することを求めるものとする。

ウ 県による指示

県は、市町村の実施する応急措置が的確かつ円滑に行われるようにするため、特に必要があると認めるときは、災害対策基本法に基づき被災市町村に対し応急措置について必要な指示をし、又は他の市町村に対し被災市町村を応援するよう指示する。また、市町村から応急措置の実施について応援の要求があったときも同様の措置をとる。

エ 国に対する要請

県は、災害の規模等に照らし、応援の指示又は要求を行うべき適当な相手方が見つからない場合や、仮に応援の指示又は要求を行ってもなお不十分な場合など、地方公共団体間の応援の要求等のみによっては災害応急対策が円滑に実施されないと認める場合、応急対策職員派遣制度などにより国に対して、他の都道府県が県又は市町村を応援することを求めるよう、要求するものとする。

(3) 経費の負担

国から県又は市町村に派遣を受けた職員に対する給与及び経費の負担方法並びに

他県、他市町村から県又は市町村に派遣を受けた職員に対する給与及び経費の負担方法は災対法等、所定の方法による。指定公共機関等が県に協力した場合の経費負担については、各計画に定めるもののほかは、その都度あるいは事前に相互に協議して定めておくものとする。

2 消防活動に関する応援要請

(1) 消防庁への応援要請

県は、大規模災害が発生し、県内の消防力をもってしても被災地の災害防御に対処できない場合には、緊急消防援助隊等の消防応援又は大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱に基づく他の都道府県及び消防機関所有のヘリコプターの派遣等を消防庁に要請する。

(2) 相互応援協定に基づく応援要請

市は、県外の市町村との間に広域応援協定を結んでいる場合は、その協定に基づき、当該市町村に応援を求める。また、岐阜県広域消防相互応援協定書及び市町村相互間の消防応援協定に基づき、当該市町村に応援を求めるものとする。なお、応援を求められた市町村は、災害応急対策のうち、消防、救急等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置については、正当な理由がない限り、応援を行うものとする。災害応急対策の実施については、応援に従事する者は、被災市町村の指揮の下に行動するものとする。

3 警察活動に関する応援要請

県公安委員会（県警察）は、大規模災害が発生した場合において、警察災害派遣隊等の応援の必要があると認めるときは、警察庁及び中部管区警察局に連絡の上、他の都道府県警察に対して、援助の要求を行うものとする。

4 その他の応援要請

県は、災害応急対策の実施のため緊急の必要があると認めるときは、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、運送すべき物資又は資材並びに運送すべき場所又は期日を示して、当該災害応急対策の実施に必要な物資又は資材の運送を要請するものとする。

また、県は、運送業者である指定公共機関又は指定地方公共機関が正当な理由が無いのに上述の要請に応じないときは、災害応急対策の実施のために特に必要があるときに限り、当該機関に対し、当該災害応急対策の実施に必要な物資又は資材の運送を行うべきことを指示するものとする。

5 応援職員の派遣及び受入に際しての感染症対策

県及び市は、応援職員を他団体へ派遣する場合又は他団体から受け入れる場合には、応援職員に対し、派遣期間中の感染症対策及び派遣期間前後における体調確認の実施を徹底させるとともに、会議室のレイアウトの工夫やテレビ会議の活用など、応援職員等の執務スペースの適切な空間の確保に配慮するものとする。

第5節 交通通信計画

第1項 道路交通対策

災害による道路、橋梁等の交通施設（以下本項において「道路施設」という。）に被害が発生し、もしくは発生するおそれがあり、交通の安全と道路施設保全上必要があると認められるとき又は災害時における交通確保のため必要があると認められるときの通行禁止及び制限（以下「規制」という。）並びにこれに関連した応急の対策は、本計画の定めるところによるものとする。

1 輸送道路の確保

（1）道路に関する被害状況の把握

道路管理者は、地震災害発生後、緊急輸送道路を優先し速やかに道路パトロールを行い、道路及び交通の状況を把握するものとする。

県、市、県警察においては、道路情報ネットワーク、ヘリコプター、交通監視カメラ等を活用し、県内のみならず隣接県内の道路に関する情報も的確に把握し、救援・災害復旧体制の早期確立を図るものとする。また、現地調査に当たっては自転車やバイク等の多様な移動手段の活用を図るものとする。

（2）情報の提供

道路管理者等は、災害発生箇所、内容、通行規制状況、う回路等の情報について、道路情報板、道路情報ネットワーク等により迅速かつ的確に道路利用者、防災関係機関等に情報提供を行うものとする。

（3）警備業者との連携

緊急輸送の確保のために行う交通規制に伴い、交通誘導の専門的知識を有する警備業者を活用するものとし、このため、県及び県警察は、警備業者との間において締結された災害時における交通誘導業務等に関する協定に基づき、必要に応じて交通誘導の実施を要請するものとする。

2 発見者等の通報

災害時に、道路施設の被害その他により通行が危険であり、又は極めて混乱している状態を発見した者は、速やかに警察官又は市本部用地班・管理班に通報するものとする。

通報を受けた市本部用地班・管理班は、その路線管理機関又はその地域を所管する警察関係機関に速やかに通報するものとする。

3 規制の種別等

災害時における規制の種別及び根拠は、おおむね次によるものとする。

（1）道路法に基づく規制（同法第46条）

災害時において道路施設の破損、決壊等によりその保全又は交通の危険を防止するため必要があると認めるときは、道路管理者が道路の通行を禁止し、又は制限（重量制限を含む。）するものとする。

(2) 道路交通法に基づく規制（同法第4条から第6条まで）

災害時において道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため必要があると認められるときは、警察関係機関は、歩行者又は車両等の通行を禁止し、又は制限するものとする。

(3) 災害対策基本法に基づく規制（同法第76条）

災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため緊急の必要があると認められるときは、公安委員会は緊急通行車両以外の車両の通行を禁止し、又は制限するものとする。

【参照】資料編 3-1 道路交通規制路線箇所

4 規制の実施機関

規制の実施は、道路管理者が行うものとする。ただし、災害の状況によって実施者による規制が遅れ、間に合わない場合も予想されるので、関係道路管理者と警察関係機関とは密接な連絡をとり、適切な規制が期されるよう配意して行うものとする。

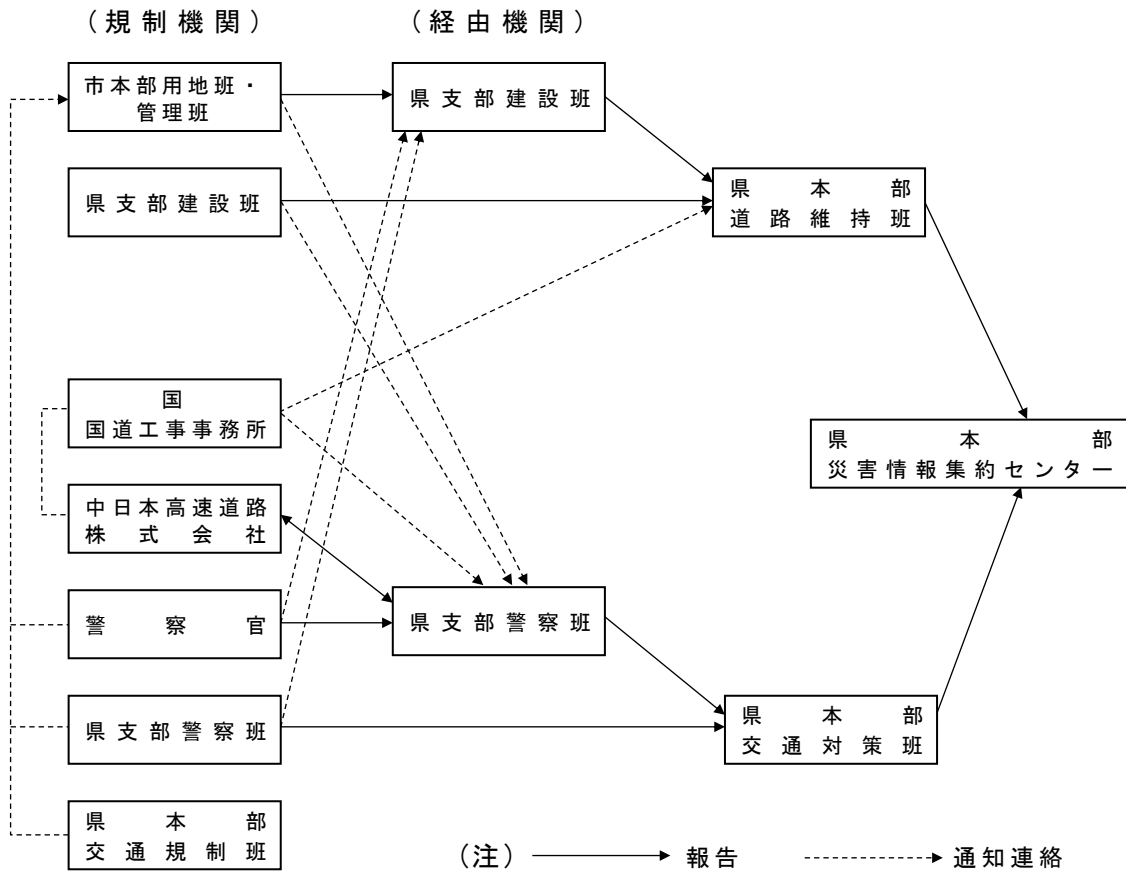
5 市本部実施の要領

市以外のものが管理する道路施設で、その管理者に通知して規制をする暇がないときは、市本部用地班・管理班は直ちに警察官に通報して道路交通法に基づく規制を実施し、又は市長が災害対策基本法第60条により避難の指示をし、又は同法63条により警戒区域を設定し、立入を制限し、もしくは禁止し又は退去を命ずる等の方法によって応急的な規制を行うものとする。この場合、市本部は出来る限り速やかに道路管理者又は警察機関に連絡して正規の規制を行うものとする。

(1) 関係機関への通知

ア 系統

各機関における報告等は次の系統によるものとする。



規制の必要を認めたときは、規制実施者のいかににかかわらず県支部建設班及び中津川警察署にその旨を通知するものとする。

イ 報告事項

なお、市において規制を行ったときは、関係機関への通知にあたっては、次の事項を明示する。

- (ア) 禁止、制限の種別と対象
- (イ) 規制する区間又は区域
- (ウ) 規制する期間
- (エ) 規制する理由
- (オ) う回道路、幅員、橋梁等の状況等

(2) 迂回路の指定

交通禁止等の規制にあたっては、できるだけ迂回路線の指定を行うものとする。

(3) 規制の標識等

規制を行ったときは、その実施者は、アによる標識を立てるものとする。ただし、緊急のため規制の標識を設置することが困難又は不可能なときは、イの方法によりとりあえず通行を禁止又は制限したことを明示し、必要に応じ遮断等の措置をとるとともに警察官等が現地において指導に当たるものとする。

ア 規制標識

道路法又は道路交通法によって規制したときは、道路標識、区画線及び道路表示に関する命令（昭和35年12月17日号外総理府、建設省令第3号）及び道路交通

法施行令（昭和35年10月11日政令第270号）第1条の規定、又は災害対策基本法によって規制したときは、災害対策基本法施行規則様式第1に定めるところによって規制標識を設置するものとする。

イ 規制条件の表示

道路標識（様式適宜）に次の事項を明示して表示する。

- （ア）禁止、制限の対象
- （イ）規制する区間又は区域
- （ウ）規制する期間
- （エ）規制する理由
- （オ）迂回路の表示

規制を行ったときは、災害発生箇所、内容、通行規制状況、迂回路等について、迅速かつ的確な情報を道路情報板、路側放送等で道路利用者に提供し、一般交通にできる限り支障のないよう努めるものとする。

（4）応急措置（応急復旧）

市が管理する道路施設が被害を受け、あるいは危険になったときは、できる限り速やかに被害の拡大を防止し、あるいは応急的な復旧を行うものとする。特に重要道路で代替道路のない路線については、速やかに措置し、交通を確保するものとする。

6 措置命令等

（1）警察官

ア 措置命令等

警察官は、緊急通行車両の円滑な通行を確保するため、必要に応じて、運転者等に対し車両移動等の措置命令を行うものとする。

イ 放置車両の撤去等

警察官は、緊急交通路を確保するため必要な場合には、放置車両の撤去、警察車両による緊急通行車両の先導等を行うものとする。

（2）自衛官又は消防職員

警察官がいない場合、自衛官又は消防職員は（1）と同様の措置命令、強制措置を行うことができる。なお、措置命令をし、又は強制措置をとったときは直ちに、管轄の警察署長に通知するものとする。

7 緊急通行車両の確認申請手続

（1）使用者の申し出

災害応急対策を実施するための車両を使用しようとする者は、県本部（防災班又は警察部交通規制班）あるいは県支部（総務班又は警察班）に標章及び緊急通行車両確認証明書（以下「証明書」という。）の交付を申し出るものとする。

標章及び証明書は、様式4号の1「緊急通行車両確認証明書及び標章」のとおりである。

（2）標章及び証明書の交付

（1）に定める機関は、当該車両が緊急通行車両であることを確認した場合は、標章及び証明書を交付するものとする。

(3) 標章の掲示

標章は、当該車両全面の見やすい箇所に掲示するものとし、証明書は、当該車両に備え付けるものとする。

(4) 「緊急通行車両の事前届出制度」

災害発生時に緊急輸送のため使用する車両を県本部に緊急通行車両確認証明書等の交付を事前に届出する。

第2項 輸送計画

大規模災害発生に伴い家屋の倒壊、火災等が広範囲で起こり、多くの被害、被災者が生じることが予想されるため、被災者及び災害応急対策要員の移送あるいは災害応急対策用物資、資材の輸送等（以下本項において「災害輸送」という。）のための手段を確保する。

1 実施機関

災害輸送は、他の計画で別に定めるもののほか、その応急対策実施担当者（班）において行うものとする。ただし、市本部における自動車輸送にあたっての事業用自動車の確保及び鉄道輸送の確保に関する連絡調整は資産経営班が担当するものとする。

2 災害輸送の種別

市本部が行う災害輸送は、道路交通が可能な限り自動車輸送によるものとするが、道路途絶時で鉄道、人力等によることが適当なときは、その方法によるものとする。なお、交通途絶時において長距離輸送を必要とし、他に適当な方法がない場合等にあつては、県支部総務班に県防災ヘリコプターの災害応援及び自衛隊（ヘリコプター等）の災害派遣を依頼し、空中輸送による等、他機関の応援を得て行うものとする。

3 輸送の確保

災害輸送のため必要な自動車等の確保及びその使用にあたっての調整は、次によるものとする。

（1）自動車等確保の要請

市本部各班は、災害輸送のため自動車等の借上等を要するときは、所属本部連絡員を通じ市本部資産経営班に次の輸送の条件（以下「輸送条件」という。）を明示して車両確保（借上）等の要請をする。

- ア 輸送区間又は借上期間
- イ 輸送量又は車輛の台数
- ウ 集合の場所及び日時
- エ その他の条件

（2）輸送の調整等

車輛確保等の要請を受けた資産経営班は、輸送の緊急度、輸送条件市本部保有車輛の活動状況等を総合的に把握し、輸送の効率的な確保の方法、優先順位を決定する。

（3）輸送の確保

災害輸送確保のための自動車の借上（確保）は、建設車両にあつては市本部建設班が、衛生車両、医療車両にあつては市本部健康医療班が、清掃車両にあつては環境政策班が、その他の車両にあつては市本部資産経営班が、おおむね次の順位で確保（借上げ）する。

- （ア）市本部所属車両
- （イ）農業協同組合、森林組合等、公共的団体所有の車両

(ウ) 民間会社等の小型車両（大型車両は県と競合しないこと。）

(エ) その他の自動車

（注）車両の確保にあたっては、当該車両の運転手付きで借上げるようにするものとする。

(4) 鉄道による輸送

道路の被害等により自動車による輸送が不可能なとき、又は他府県等遠隔地において物資、資材等を確保したときで、鉄道によって輸送することが適当なときは、それぞれの応急対策実施班において鉄道による輸送を行うものとする。なお、東海旅客鉄道株式会社により輸送する場合は、「運賃減免実施基準」等を参考に実施するものとする。

(5) 空中輸送

市本部各班は、一般交通が途絶したため、緊急に空中輸送が必要なときは、市本部に輸送条件を示して空中輸送の要求をするものとする。

市本部においては、防災安全班が県支部総務班に対して県防災ヘリコプターの要請及び自衛隊への空中輸送を要請依頼（**本章第3節「自衛隊派遣要請計画」**）するものとする。

(6) 人夫等による輸送

車両等による輸送が不可能な場合は、市本部職員（消防団員を含む。）、ボランティア及び奉仕団員等の直接人力によって輸送するものとするが、輸送要員の動員等は、それぞれの計画の定めるところによる。

(7) 強制従事による輸送力確保

一般の方法により自動車等、輸送力の確保ができないときは、強制命令を執行して確保するものとする。強制従事の方法は、次の者に対して**本章第2節「技術者等の強制従事に関する計画」**に定めるところによるものとする。

ア 鉄道事業者及びその従事者

イ 自動車運送事業者及びその従事者

4 輸送の応援

災害応急対策の各実施機関は、その機関において自動車等の確保ができず、あるいは道路の被害等による一般輸送の方法が不可能なため等により輸送の円滑が期されないときは、次の要領で応援を要請するものとする。

(1) 市本部は、県支部に応援の要請をする。ただし、緊急を要するとき等において、隣接市町村本部に直接応援を要請するものとする。前記要請にあたっては、輸送条件を明示して行うものとする。

5 輸送記録

災害輸送関係者は、次に掲げる車両使用その他輸送に関する記録を作成し、整備保管するものとする。なお、災害救助法が適用されたときにあつては同法による対策の実施に要した輸送を判然と区分整理しておくものとする。

(1) 車両使用書

車両を使用した者（使用責任者）は、使用後**様式4号の2「車両使用書」**を作成し、市本部資産経営班に提出する。

(2) 輸送記録簿

市本部資産経営班は、様式4号の3「輸送記録簿」を備え付け車両の使用状況等を記録し、整備保管する。

(3) 救助実施記録日計票

輸送担当責任者は、様式6号の6「救助実施記録日計票」を作成し、整備保管する。

(4) 救助の種目別物資受払状況

自動車用燃料その他消耗品について、様式6号の7「救助の種目別物資受払状況」を備え付け、その出納状況を記録し、整備保管する。

6 費用の基準及び支払い

運送事業者による輸送あるいは車両等の借り上げは、本市の地域における慣行料金（運輸省へ届け出し又は認可を受けている運賃料金）によるものとする。なお、自家用車等の借り上げについては、借り上げ謝金（運転手付等）として運送事業者に支払う料金の範囲内（おおむね8割程度以内）で各実施機関が所有者と協議して定めるものとする。ただし、官公署及び公共的機関所有の車両使用については、燃料費負担（運転手雇上げのときは賃金）程度の費用とする。

輸送費あるいは借り上げ料の請求にあたっては、債権者は様式4号の4「輸送明細書」を請求書に添付して提出するものとする。

7 災害救助法による輸送の基準

災害輸送のうち、災害救助法による救助実施のための輸送及び移送の基準は、次によるものとする。

(1) 輸送及び移送の範囲

災害救助法による救助実施のための輸送は、次の範囲とする。

ア リ災者を避難させるための移送

市長、警察官等、避難指示者の指示に基づき長距離避難のための移送

イ 医療及び助産のための移送

重傷患者で医療班で処理できないもの等の移送及び医療班の仮設する診療所への患者移送あるいは医療班関係者の移送等

ウ リ災者救出のための輸送等

救出のため必要な人員、資材等の輸送及び救出したり災者の移送

エ 飲料水供給のための輸送

飲料水の直接輸送及び飲料水確保のため必要な人員、ろ水器その他機械器具、資材の輸送

オ 救助用物資の輸送

リ災者に支給する被服、寝具その他生活必需品、炊出用食糧、学用品及び救助に必要な医療衛生材料、医薬品等の輸送

カ 遺体捜索のための輸送

遺体の捜索のため必要な人員、資材等の輸送

キ 遺体処理のための輸送

遺体処理のための医療班員あるいは衛生材料等の輸送及び遺体を移動させるため必要な人員、遺体の移送

上記以外について輸送あるいは移送の必要が生じたとき（例えば、その地域の火葬場が水没し、他地区で火葬の必要があるような場合）は、市本部福祉班は、県支部総務班を経由して県本部防災班に範囲外輸送についての要請をするものとする。県本部防災班は要請その他により範囲外輸送の必要を認めたときは内閣総理大臣にその旨申請をし、承認を得て実施することを原則とする。なお、協議、同意にあたっては、次の事項を明示して行うものとする。

- (ア) 輸送の種類及び輸送物資の内容等
- (イ) 輸送区間又は距離
- (ウ) 輸送を要する物資等の数量、積載台数等
- (エ) 輸送を実施しようとする期間
- (オ) 輸送のために必要とする経費の内容及び金額
- (カ) 輸送を要する理由
- (キ) その他

(2) 輸送の期間

各救助の実施期間中とする。

(3) 費用の限度

「費用の基準及び支払」による費用の基準によるものとする。

(4) 報告その他事務手続

市本部資産経営班は、輸送及び移送を実施したときは本章第7節「り災者の救助保護計画」様式6号の5「救助日報」により毎日その状況を県支部総務班を経由して県本部健康福祉政策班に報告するものとする。なお、輸送に関する記録は様式4号の3「輸送記録簿」によるものとするが、災害救助分については判然と区分整理するものとする。

8 輸送等にあたっての留意事項

災害の輸送及び移送にあたっては、次の事項に留意し又は参考として行うものとする。

- (1) 自動車等の借り上げにあたっては、被災地に近い地域で確保することを原則とする。
- (2) 災害輸送にあたっては、それぞれの実施機関は、輸送責任者を同乗させる等、的確な輸送に努めるものとする。
- (3) 災害輸送のうち、機関相互における物資の輸送にあたっては、本章第7節「物資供給計画」の様式6号の23「救助用物資引継書」を作成し、授受を明確に記録しておくものとする。
- (4) 自動車の確保にあたっては、できるだけ当該車両の運転手を含めて借り上げ（雇上げ）るものとする。
- (5) 土木建設業者所有建設車両については、土木関係応急対策事業用に優先する等、その所属、車両の特殊性等を考慮して実際に即した作業のための確保について留意するものとする。

第3項 災害通信計画

被害状況その他の情報の報告等、災害時における通信（連絡）は、本計画の定めるところによるものとする。

1 利用可能な通信種別

災害時における通信等の方法は、通信網の被害状況等により一定はできないが、おおむね次の方法のうち実情に即した順位で行う。

（1）有線通信施設による方法

- ア 一般加入電話による通信（非常通話）
- イ 警察電話による通信（中津川警察署）
- ウ 鉄道電話による通信（東海旅客鉄道株式会社中津川駅）
- エ 中部電力による通信（中部電力パワーグリッド株式会社中津川営業所）
- オ NTT西日本による通信（NTT西日本岐阜支店）
- カ その他有線電話による通信

（2）無線通信施設による方法

- ア 防災行政無線による通信（市本部、支部）
- イ 消防無線による通信（消防本部）
- ウ 警察無線による通信（中津川警察署）
- エ ドコモ・au・ソフトバンクの無線電話による通信
- オ 防災相互通信用無線による通信
- カ 非常通信による通信

（3）インターネット等による方法

（4）急使による方法

（5）文書による方法

2 通信の調整

災害のため平常な方法で通信の確保ができず、防災行政無線及び他機関の通信施設を利用し、あるいは急使を派遣するような場合にあっては、市本部広報広聴班は優先順位その他について調整を行うものとする。調整にあたっては、次の事項について留意する。

（1）優先順位

広報広聴班は、多数の通信を必要とする施設が不足し、通信の確保ができないときは、災害防除、災害救助にかかる通信を優先させ、防災行政無線及び他機関の専用施設を利用する場合にあっては、必要に応じ災害の防除と救助の通信に限定するものとする。

（2）報告等の統制

普通電話と絶時の被害報告あるいは現地連絡所に対する指示連絡等にあたっては、各部門別の通信をさけ、できる限りまとめて一括して行うようにするものとする。

3 施設別通信方法等

災害時における各施設別の通信方法は、次によるものとする。

(1) 一般加入電話による通信

災害時優先電話の利用により通話を行う。災害時の救援、復旧や公共の秩序を維持するために必要な重要通信を確保できるよう、あらかじめ災害時優先電話に指定されている電話は、災害時においても優先的に通話を利用することができる。

(2) 岐阜県防災行政無線

(3) 中津川市防災行政無線

市民の生命、身体及び財産を災害から守るため、非常時における情報収集並びに地震、台風等の予報警報を、迅速かつ的確に全市民へ伝達するとともに被害状況の収集等を行うため、防災行政無線を活用する。防災活動上特に重要な情報通信は次のとおりである。

- ア 警報の発表及び伝達並びに避難の指示に関すること
- イ 消防、水防その他応急措置に関すること
- ウ 被災者の救護、救助その他保護に関すること
- エ 公共施設及び設備の復旧に関すること
- オ 災害時における社会秩序の維持に関すること
- カ 災害時における防疫その他保健衛生に関すること
- キ その他防災に関すること

【参照】資料編 7-2 中津川市防災行政無線施設

(4) 警察電話利用による通信

普通電話途絶時で、警察電話による通信を必要とするときは、最寄りの警察機関（警察署、交番、駐在所）に通信の要請をするものとする。

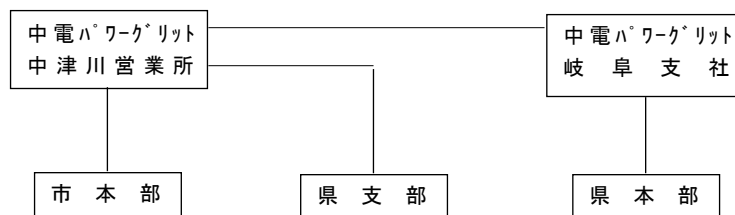
要請にあたっては、市本部の通信事項と警察機関の通信事項は重複することが少なくないので、警察機関にその内容を示し、重複をさけるようにするものとする。なお、警察電話による通信可能な機関及びその系統は、次のとおりである。

(5) 鉄道電話による通信

普通電話途絶時等で鉄道電話による通信を必要とするときは、最寄りの駅に通信の要請をするものとする。鉄道電話による通信可能な機関及びその系統は、次のとおりである。

(6) 中部電力パワーグリッド(株)の有線及び無線による通信

普通電話途絶時等で中部電力の有線電話又は無線電話による通信を必要とするときは、中部電力パワーグリッド(株)中津川営業所に要請するものとする。中電施設による通信可能な機関及びその系統は、次のとおりである。



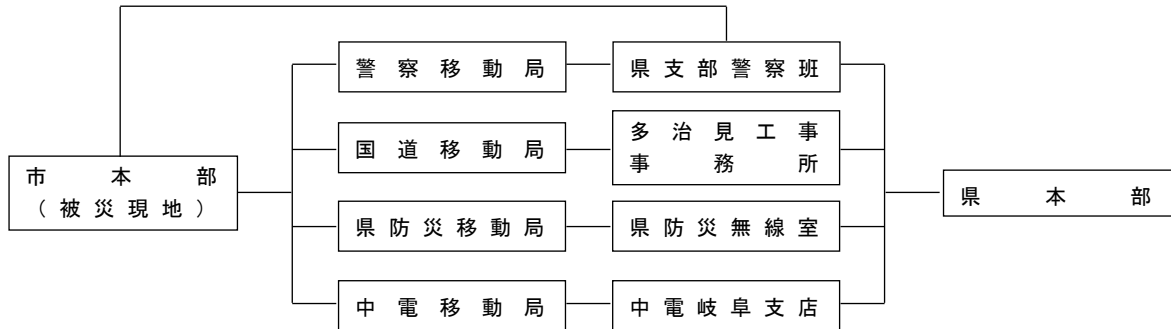
(7) 消防無線による通信

被災現地と市本部との通信等で、消防無線による通信が必要なときは、移動局（消防車両）を派遣し、消防本部を経由して、市本部との通信を行う。

(8) 他機関移動無線による通信

他機関の移動無線局が市域に派遣されており、連絡が可能なときにあっては、通信の要請をする。

各施設別の系統は次のとおりである。



(9) 急使による方法

あらゆる通信施設が利用できないときは、伝令等、急使を派遣して行うものとする。市本部からの急使は、総務部の伝令が当たるものとするが、各地域における急使（伝令）は、消防団員等が当たるものとする。

(10) 文書による方法

郵便局あるいは伝令が持参する等により書面によって通信を行うことが適当なときは、文書によって行うものとする。なお、電話等によって通報した事項についても、文書で提出を要する事項は、重ねて文書によって提出するものとする。

4 通信の記録

電話、口頭等で通信を行った者は、その状況を様式4号の5「災害情報受信記録」の用紙に記録し、保管するものとする。

第6節 情報計画

第1項 警報・注意報・情報等の受理伝達

気象、水防、及び火災に関する警報、注意報及び情報の発表、伝達並びにその周知徹底等は、本計画の定めるところによるものとする。

1 警報等の種別

防災と関連のある警報等の種別は、次のとおりである。

(1) 気象警報等

岐阜地方気象台において発表される気象特別警報・警報・注意報・情報及び洪水警報・注意報等（以下「気象警報等」という。）の種類及び基準は、資料編7-1のとおりである。

【参照】資料編 7-1 気象警報等（種類・発表基準）

(2) 水防活動用警報等

水防活動に資するため水防関係機関に対し発表する警報及び注意報であって、種別、内容は次のとおりである。

区 分		警 報 等 の 内 容
1	水防活動用気象注意報	一般の利用に適合する気象注意報をもって代える。水防活動用の語を付けない。
2	水防活動用気象警報	一般の利用に適合する大雨特別警報又は大雨警報をもって代える。水防活動用の語を付けない。
3	水防活動用洪水注意報 一般河川	一般の利用に適合する洪水注意報をもって代える。水防活動用の語は付けない。
	指定河川	指定河川についての洪水注意報の発表をする。水防活動用の語は付けない。
4	水防活動用洪水警報 一般河川	一般の利用に適合する洪水警報をもって代える。水防活動用の語は付けない。
	指定河川	指定河川についての洪水警報の発表をする。水防活動用の語は付けない。

(3) 水防警報

河川管理者が特に必要と認め指定した次の河川について、洪水時において基準地点の水位により各種情報の発表を行う。

ア 水防警報河川

水防法第16条に基づき、洪水により重大な損害を生ずるおそれがあると認めて指定した河川について、国土交通大臣もしくは知事が水防管理団体に対して情報若しくは警報を通知する。

区 分	警 報 等 の 内 容
1 水防情報	水位の昇降、滞水時間及び最高水位とその時刻等、水防活動上の情報を関係機関に徹底する必要があるとき。
2 水防警報	水位が氾濫注意水位に達し、出水判断の参考となる機関における状況等から、なお水位上昇の恐れがあるとき。

イ 水位周知河川

水防法第13条に基づき、流域面積が大きくない河川で、洪水により相当な損害

を生ずるおそれがあるものとして指定した河川について、国土交通大臣若しくは知事が洪水に関する情報を水防管理団体に対して通知し、また一般に周知する。

種 類	発表の基準
氾濫警戒情報	基準地点の水位が避難判断水位に到達したときに発表する。
氾濫危険情報	基準地点の水位が氾濫危険水位に到達したときに発表する。
氾濫発生情報	堤防から越水又は破堤がおり、河川水による浸水が確認されたときに発表する。

ウ 各指定河川基準点

河川名	基準点名	水防団待機水位	氾濫注意水位	避難判断水位	氾濫危険水位	適 用
木曾川	坂下山口	7.0m	8.3m	8.5m	8.8m	水防警報河川 水位周知河川
中津川	中津川	1.5m	2.0m	2.2m	2.5m	水防警報河川 水位周知河川

(4) 土砂災害警戒情報

岐阜地方气象台と県が、大雨警報（土砂災害）の発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、市町村長の避難情報の発令判断や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町村を特定して警戒を呼びかける情報。危険な場所から全員が避難することが必要とされる警戒レベル4に相当する。

土砂災害警戒情報の発表対象市町村は、羽島市、岐南町、笠松町、北方町、瑞穂市、神戸町、輪之内町、安八町を除く市町村とする。

なお、土砂災害警戒情報の利用にあたっては、次の点に留意する。

- ・それぞれの斜面における植生・地質・風化の程度、地下水の状況等に大きく影響されるため、個別の災害発生箇所・時間・規模等を詳細に特定することまではできません。
- ・技術的に予測が困難である斜面の深層崩壊、山体の崩壊、地すべり等は、土砂災害警戒情報の発表対象としない。

また、岐阜地方气象台及び県は、地震等により土砂災害等に係る諸条件が変化し、通常の基準を適用することが適切でなくなった場合には、必要に応じて大雨警報・注意報及び土砂災害警戒情報等の発表基準の引下げを実施するものとする。

(5) 火災警報

空気が乾燥するなど、下記いずれかの気象条件に該当するときに、市長が発表することができる。

- ア 実効湿度が60%以下かつ最小湿度が25%以下になる見込みのとき。
- イ 平均風速12m/s以上の風が吹く見込みのとき。

2 警報等の把握

市本部防災安全班、建設班及び消防班は、気象注意報や土砂災害警戒情報、特別警報等が発表されているとき等、災害発生の危険があるときは、市地域の適確な気象状況の把握に努めるものとする。

3 警報の伝達

気象警報等の伝達及びその周知徹底は、次の方法によるものとする。

(1) 伝達系統

気象警報等は、おおむね次の系統図に示す経路によって伝達するものとする。

市は、避難情報の発令基準に活用する防災気象情報を、警戒レベルとの関係が明確になるよう、5段階の警戒レベル相当情報として区分し、住民の自発的な避難判断等を促すものとする。

防災気象情報と警戒レベルとの関係は、下表のとおりとする。

警戒レベル (配色)	避難情報等	警戒レベル相当情報		
		水位情報がある場合	水位情報がない場合	土砂災害に関する情報
警戒レベル 5 (黒)	緊急安全確保	氾濫発生情報	大雨特別警報(浸水害)、危険度分布(災害切迫)	大雨特別警報(土砂災害)、危険度分布(災害切迫)
警戒レベル 4 (紫)	避難指示	氾濫危険情報	洪水警報の危険度分布(危険)	・土砂災害警戒情報 ・大雨警報(土砂災害)の危険度分布(危険)
警戒レベル 3 (赤)	高齢者等避難	氾濫警戒情報	・洪水警報 ・洪水警報の危険度分布(警戒)	・大雨警報(土砂災害) ・大雨警報(土砂災害)の危険度分布(警戒)
警戒レベル 2 (黄)	・洪水注意報 ・大雨注意報	氾濫注意情報	洪水警報の危険度分布(注意)	大雨警報(土砂災害)の危険度分布(注意)
警戒レベル 1 (白)	早期注意情報(警報級の可能性)			

なお、関係職員は、常時テレビ・メール・インターネットにより警報等の発表に注意し、災害の防止に努めるものとする。

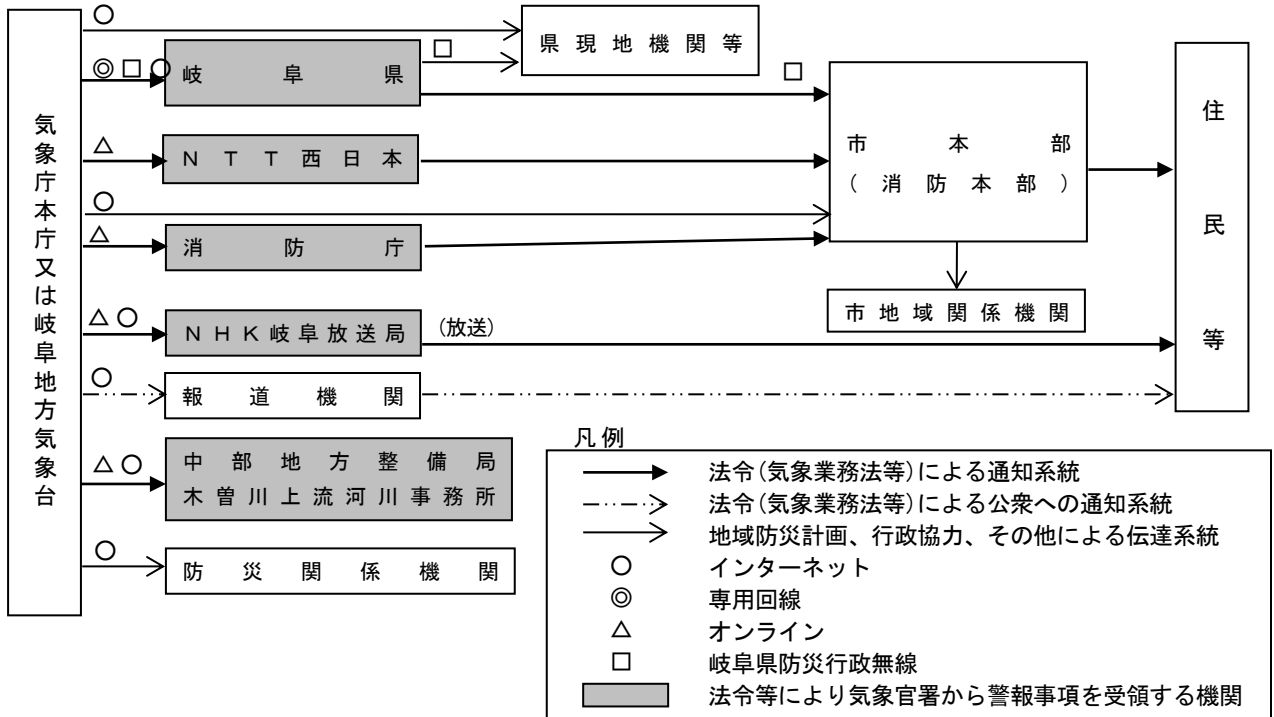
県及び市、放送事業者等は、大雨、暴風、大雪等の特別警報の伝達を受けた場合は、これを直ちに住民等に伝達するものとする。

岐阜地方気象台は、県内で最初に警戒レベル5に相当する「災害切迫」の格子が出現する状況に達する場合は、これを直ちに県に伝達するものとする。

県は、岐阜地方気象台から警戒レベル5に相当する「災害切迫」の格子が出現する旨の伝達を受けた場合は、これを直ちに市に伝達するものとする。

〔気象警報等〕

(ア) 一般の伝達



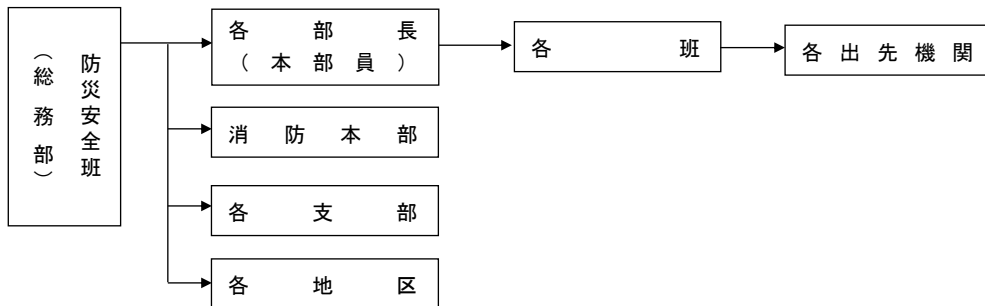
※ 通信途絶時の代替経路

障害等により、通常の通信経路が途絶した法定伝達機関については、電話 FAX 等により伝達する。代替経路も途絶した場合は、状況により可能な範囲で、加入電話、無線設備機関、その他関係機関の相互協力により伝達するよう努める。

(イ) 「一般の伝達」時の市本部内の伝達

ア 気象警報等の各班に対する伝達は、勤務時間中及び勤務時間外(休日及び退庁時)で準備体制、初動体制、警戒体制、非常体制、救助体制等の配置をとった場合は、防災安全班が担当する。また、勤務時間外において、準備体制等の配置をとるまでの伝達は、消防班又は宿日直者(宿日直者→防災安全班)が担当するものとするが、気象警報等の種類、内容等に応じて必要な関係各班への伝達を行う。

イ 伝達を受けた各班は、班員及び関係機関に対し伝達するものとするが、各部門別の対策に関し、対策等の指示を併せて伝達するものとする。



(注) 1 勤務時間中における伝達は、庁内放送、電子メール等による手段をもって本伝達に

代える。

2 勤務時間外における伝達は、**本章第1節「動員計画」**により行う。

(2) 警報等の住民等への周知徹底

報道機関及び市は、警報等の発表を知ったときは、防災行政無線、市民安全情報ネットワーク、市ホームページ及びソーシャルメディアによって、関係地域住民等に対し速やかに周知徹底を図るものとするが、防災行政無線が使用できない場合やその他必要な場合は、広報車等で行う。この場合の担当班は、次のとおりとする。

また、市は、警報等を住民等に周知徹底するに当たって、予想される災害の応急対策に関する指示も併せて行うように努める。なお、警報等の周知徹底を図るため、報道機関の協力を得て広報する必要がある場合は、原則として県を通じて行うものとする。

(ア) 広報車による場合

市本部広報広聴班が総務部及び各支部の協力を得て実施する。

(イ) 伝達組織による場合

市本部定住推進班又は各支部は、自主防災組織、町内会等による伝令等を行う。

4 異常現象発見時の対策

災害が発生するおそれがある異常な現象（以下「異常現象」という。）を発見した者は、次の方法により関係機関に周知徹底を図るものとする。

(1) 発見者の通知

異常現象を発見した者は、次の区分により関係機関(職員)に通報するものとする。

ア 火災に関する現象 消防機関(消防班及び消防団員)

イ 水防に関する現象(天然ダム含む) 水防機関(用地班、管理班、消防班、消防団員)又は警察官

ウ その他に関する現象 防災安全班、警察官

(2) 受報者の措置

異常現象を発見し、あるいは通報を受けた関係機関や職員は、速やかにその対策、措置をとるとともに、防災安全班に通報する。

(3) 市長の通報

上記(1)及び(2)によって異常現象を承知した市は、直ちに次の機関に通報又は連絡するものとする。

ア 県本部及び岐阜地方気象台

イ その異常気象によって災害の予想される隣接市町村本部

ウ その異常気象によって予想される災害と関係のある県支部各機関

(4) 周知徹底

異常現象を発見し、又は通報を受けたときは、関係の各機関は、その現象によって予想される災害地域の住民及び関係機関に周知徹底を図るものとする。

周知徹底の方法は、「気象警報等の伝達」の方法によるものとする。

5 雨量観測による気象状況の把握

県は、注意報、警報発表時における県内各地の雨量状況を、雨量観測実施機関の協力

を得て把握し、ホームページ等を通じて、市、関係機関等に伝達する。

市（防災安全班）は、自ら設置した簡易雨量計及び管内の雨量観測実施機関の協力を得て、管内の雨量状況の把握に努め、山崩れ、沢崩れ、がけ崩れ、土石流、出水警戒、堤防のき裂、破堤及び住民の避難等必要な対策をとるとともに必要に応じて県本部に連絡するものとする。

また、市は、地域内の気象情報を的確に把握して、市の防災体制に万全を期するため、気象関係機関の指導を受けて、すでに設置をしている雨量計の整備に努める。

6 ダム放水量の連絡

関電落合ダムにおいて、放水量が著しく増加する場合には、市へ通知されるが、放流開始約30分後の水量が1秒間に500トンを超えるときは、市本部建設班、消防班、苗木支部、落合支部、坂本支部及び漁業協同組合へ連絡する。

7 土砂災害緊急情報の伝達

天然ダムなど大規模な土砂災害の危険性が急迫している状況では、国土交通省や県が緊急調査を実施し、これに基づく土砂災害緊急情報が通知されることがある。市はこの情報を踏まえ、住民への避難指示等の適切な対応を図るものとする。

第2項 災害情報等の収集・伝達

災害応急対策活動を迅速かつ的確に行うためには、防災関係機関との連絡や情報収集、さらには報道機関や市町村等を通じた正確な情報提供が不可欠であり、迅速に被害状況及び災害応急対策等の情報の調査、報告（即報）及び収集、伝達体制を確立する。

ただし、災害が発生してから一定期間経過後等に行う詳細な調査については、それぞれ応急対策に関連する計画の定めるところによるものとする。

1 被害状況等の調査、収集体制

被害状況その他災害に関する情報は、次の調査機関が直接又は協力して調査、収集し、あるいは報告するものとする。また、必要に応じ協力機関等に対し、資料、情報提供等を求めるものとする。

調査区分	収集、報告班	調査事項	調査機関	協力機関
1住家等一般被害	福祉班	住家等一般被害	税務班	定住推進班、 区長会、町内会、 民生委員
2社会福祉施設被害	福祉班	社会福祉施設被害	福祉班	社会福祉協議会、 施設経営者
3医療施設被害	健康医療班	医療施設被害	健康医療班	医師会
4衛生施設被害	健康医療班	衛生施設被害	健康医療班	
	環境政策班	じん芥処理施設被害	環境政策班	
	環境政策班	し尿処理施設被害	環境政策班	
	下水道班	下水道終末処理施設被害	下水道班	
	水道班	水道施設被害	水道班	管工事協同組合
	市民班	火葬場被害 墓地施設被害	市民班	墓地管理人
5商工業関係被害	商工観光班	商工業関係被害	商工観光班	商工会議所
5の2観光施設被害	商工観光班	観光施設被害	商工観光班	観光協会
6農業関係被害	農林班	農業関係被害	農林班	農協、農業共済等
		畜産関係被害		酪農協、農業共済等
		養蚕関係被害		蚕糸組合、農業共済等
	建設班	水産関係被害	建設班	漁業組合
7林業関係被害	農林班・建設班	林地等関係被害	建設班	農事改良組合
8土木施設被害	建設班	林業関係被害	農林班	森林組合 財産区等
8の2都市施設被害	建設班	土木施設被害	建設班	建設業組合
8の2都市施設被害	都市建築班	都市施設被害	都市建築班	
	教育班	学校施設被害	教育班	施設経営者
	9教育関係被害	文化スポーツ班	社会教育施設被害	文化スポーツ班
文化財被害			文化財管理者	
体育施設被害				
10市有財産被害	資産経営班	市有財産被害	資産経営班	
11総合被害	防災安全班	総合被害	防災安全班	

12火災	消防班	火 災	消防班	
13水防情報	用地班、管理班 消防班	水防、異常地面現象等に関する情報	用地班、管理班 消防班、建設班	消防団

(注) 1 調査、報告等の責任者は、各部班においてあらかじめ定め関係機関に報告しておくこと。

2 「収集、報告部班」とは、部門別の被害状況等の収集あるいは防災安全班、県支部に対する報告を行う部班である。

3 区長会に被害の概況調査を依頼する場合は、定住推進班が担当するものとする。

2 情報の収集・連絡手段

ア 情報の収集

県及び市は、衛星通信、インターネットメール、防災行政無線等の通信手段の整備等により、県警察、民間企業、報道機関、住民、事業者等からの情報など多様な災害関連情報等の収集体制の整備を図るものとする。特に、災害時に孤立するおそれのある地域で停電が発生した場合に備え、衛星通信などにより、地域住民と市との双方向の情報連絡体制を確保するよう留意するものとする。

市及び防災関係機関は、所掌する事務又は業務に関して、積極的に自らの職員を動員し、又は関係機関の協力を得て、災害応急対策活動を実施するのに必要な情報又は被害状況を収集するとともに、速やかに関係機関に伝達を行うものとする。

市は、災害時の迅速な把握のため、安否不明者、行方不明者、死者についても、関係機関の協力を得て、積極的に情報収集を行うものとする。

県は、早期に被害の概要を把握するため、特に、市が報告を行うことができなくなったときは、被災地への職員派遣、防災ヘリコプターや災害対策用指揮車、無人航空機（ドローン）等の機材や各種通信手段の効果的活用により、あらゆる手段を尽くして積極的に災害状況の収集伝達を行うものとする。

道路等の途絶によるいわゆる孤立地域については、早期解消の必要があることから、国、指定公共機関、県及び市は、それぞれの所管する道路のほか、通信サービス、電気、ガス、上下水道等のライフラインの途絶状況を把握するとともに、その復旧状況と併せて、県及び市に連絡するものとする。

また、県及び市は、当該地域における備蓄の状況、医療的援助が必要な者など要配慮者の有無の把握に努めるものとする。

また、県及び市は、必要に応じ、関係行政機関、関係地方公共団体、関係公共機関等に対し、資料・情報提供等の協力を求めるものとする。

イ 情報の整理

県、市等は、平常時より自然情報、社会情報、防災情報等防災関連情報の収集、蓄積に努め、総合的な防災情報を網羅したマップの作成等による災害危険性の周知等に生かすものとする。また、必要に応じ、災害対策を支援する地理情報システムの構築について推進を図るものとする。

ウ 情報の連絡手段

市及び防災関係機関は、県被害情報集約システム、電話、ファクシミリ、防災行政無線（戸別受信機を含む。以下同じ。）、携帯電話等の通信手段の中から、状況に応じ最も有効な手段を用いて、情報を連絡するものとするが、県被害情報集約システム

設置機関にあつては、原則、県被害情報集約システムにより報告するものとする。

県は、必要に応じ、ヘリコプターテレビシステム、画像監視カメラ、人工衛星（宇宙航空研究開発機構（JAXA）との連携）等を活用し、画像による被害状況の把握を行う。

3 被害状況等の調査・報告

ア 調査報告を要する災害の規模

本計画に基づく調査、報告は、おおむね次の各号の基準のいずれかに該当したときに被害のあった事項について行うものとする。

- (1) 市が準備体制、警戒体制をとったとき。
- (2) 市が災害対策本部を設置したとき。
- (3) 市地域内において自然災害により住家の被害が発生したとき。
- (4) 災害の発生が市下広域に及び市地域に相当の被害が発生したと認められるとき。
- (5) 災害復旧費が国庫補助又は県費補助等の対象となる災害が発生したとき。
- (6) 災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響からみて報告する必要があると認められるとき。

イ 調査・報告の手順

市は、地域内に災害が発生した場合は、人的被害の状況（行方不明者の数を含む。）、建築物の被害、火災、土砂災害の発生状況等の情報を収集するとともに、災対法及び災害報告取扱要領及び即報要領に基づき、県にその状況等を報告し、応急対策終了後15日以内に文書により県に確定報告を行う。

通信の途絶等により県に連絡できない場合は、直接消防庁に報告し、連絡が取れ次第県にも報告するものとする。

災害情報及び被害状況報告は、災害対策上極めて重要なものであり、あらかじめ報告の責任者を定めておき、数字等の調整について責任を持つものとする。

なお、被害の調査が、被害甚大で市においては不可能なとき、あるいは調査に技術を要するため市単独ではできないときは、関係機関（県事務所等）に応援を求めて行う。

県においては、区域内の市町村において通信手段の途絶等が発生し、被害情報等の報告が十分なされていないと判断される場合等、その応援、協力等の必要を認めるときは、速やかに職員を派遣して被害状況の調査に応援、協力しあるいは立会をさせ、被害情報等の把握に努めるものとする。

県及び市は、必要に応じ、収集した被災現場の画像情報の官邸及び政府本部を含む防災関係への共有を図るものとする。

ウ 一定規模以上の災害の報告手順

市は、即報要領「第3直接即報基準」に該当する火災、災害等を覚知したときは、第一報を県に加え、直接消防庁に対しても、原則として30分以内で可能な限り早く、わかる範囲で報告を行う。この場合において、消防庁から要請があった場合には、第一報後の報告についても、引き続き、消防庁に対しても行うものとする。

また、消防機関への119番通報が殺到した場合については、市は、即報要領様式にかかわらず、最も迅速な方法により県に報告するとともに直接消防庁へも報告する。

さらに、市は震度6弱以上の地震を観測した場合（総務省から必要に応じて報告を求められた災害も含む。）は、総務省が別に定める方法等により、県へ報告するものとする。県は同方法等により把握した被災市町村における行政機能の確保状況を総務省へ報告するものとする。

エ 調査・報告の種別

被害状況等の調査及び報告は、災害の種別その他の災害条件によって一定できないが、おおむね次表の区分によって調査、報告をするものとする。

なお、行方不明者数については、捜索・救助体制の検討等に必要な情報であるため、市は住民登録の有無にかかわらず、市内で行方不明となった者について、警察等関係機関の協力を基づき正確な情報の収集に努めるものとする。また、行方不明者として把握した者が、他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村（外国人のうち、旅行者など住民登録の対象外の者は外務省）又は都道府県に連絡するものとする。

種別区分	調査報告事項	報告時限 (報告様式)
災害概況即報	災害が発生し、又は発生しようとしている場合で、発生状況、被害概況、防護応急活動状況等を即時に報告する。	発生の都度即時 (様式1号)
被害状況即報	災害により被害が発生したとき、直ちにその概況を調査し、報告する。	発生後毎日定時 (様式2号)
中間調査報告	概況調査後被害が増大し、あるいは減少したとき、及び概況調査で省略した事項を調査し、報告する。	被害の状況がおおむね確定した時 (様式2号)
確定(詳細)調査報告	災害が終了し、その被害が確定したときに全調査事項を詳細に調査し、報告する。	応急対策を終了した後20日以内 (様式2号)
応急対策の報告	り災地域における状況及び実施し又は実施しようとする応急対策の概況について、できる限りその都度必要な事項を報告する。	発生後毎日定時

(注) 毎日定時に報告を必要とする場合は、県がその時刻、回数、期間を検討のうえ指示する。

オ 調査報告の留意事項

被害状況の調査、報告にあたっては、全般的にわたって次の事項に留意を要する。

(1) 災害概況即報

本報告は、概況調査報告の前段情報として、災害予防応急対策の基礎となるものであるから、直ちにその概況を的確に行う必要がある。

(2) 被害状況即報

本調査報告は、災害に伴う応急対策の計画及び実施の基礎となるものであるから、特に速やかにその概況を的確に調査報告する必要がある。

(3) 中間(変動)調査・報告

この調査・報告は、被害の変動に伴う応急対策の計画変更等の基となるものであるから、変動あるいは判明の都度調査報告する必要がある。

(4) 確定調査・報告

本調査・報告は、災害応急対策、災害復旧の基礎となるものであり、かつ各種経費の費用負担を決定するような場合もあるので、正確な被害の調査報告を要す

る。なお、本調査に当たっては、各応急対策の計画で定める調査、報告事項と併せて行う等できる限り正確を期するものとする。

4 被害の調査報告の優先順位

調査報告の順序、時期は、災害の種別、規模等によって一定できないが、市本部においては、人的被害（行方不明者の数を含む。）と直接つながる被害すなわち住家等一般被害状況の調査、報告を他の被害に優先して行うものとする。

5 応急対策活動情報の連絡

市は、県に応急対策の活動状況、対策本部設置状況等を連絡する。また、県は、自ら実施する応急対策の活動状況等を市に連絡する。

6 情報の共有化

県及び市は、災害事態についての認識を一致させ、迅速な意思決定を行うために、関係機関相互で連絡する手段や体制を確保し、緊密に連絡をとること、関係機関で連絡調整のための職員を相互に派遣すること、災害対策本部長の求めに応じて情報の提供、意見の表明を行うことなどにより、情報共有を図るよう努めるものとする。

7 被害状況等の部門別の伝達系統

被害状況及び災害応急対策の実施状況等の部門別のとりまとめ及び関係行政機関（県支部又は県本部）等に対する報告は、それぞれの部門を担当する各部班において、次のとおり行うものとする。その際、取りまとめた情報を、前もって防災安全班に報告する。

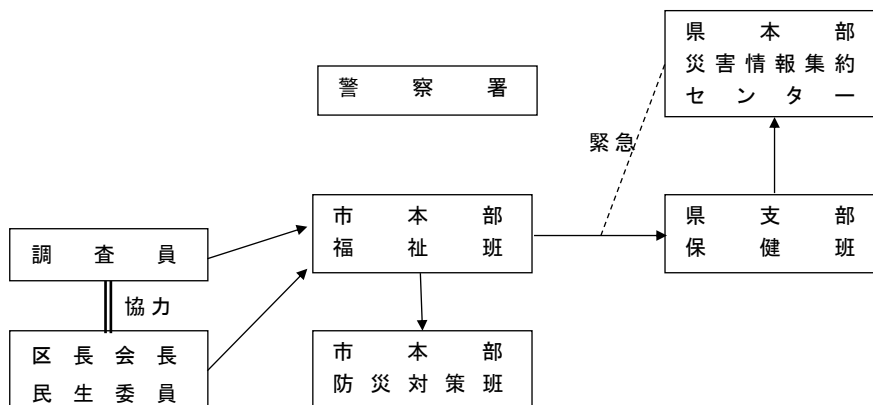
総合事務所の支部班については、所管する地域の被害状況を部門ごとに取りまとめ、市本部各班及び防災安全班へ報告すること。

なお、被害状況等の公表は、広報広聴班において行うものとする。

(1) 住家等の一般被害

この調査報告は、人命、住家の被害あるいはこれに関する情報を掌握し、救助その他応急対策実施の資料とするため、次の要領で行う。

ア 調査報告の系統



(注) 1 概況報告等、緊急を要する場合は、調査員の派遣を待つまでもなく、区長、町内会長等の通報その他により報告する。

2 市本部は、緊急を要する報告等一般系統によることができないときは、直接県本部に報告し、同時に県支部にも報告しておくこと。

イ 調査報告事項

様式5号の6「住家等一般被害状況等報告書」に定める各事項について調査報告する。

ウ 被害状況判定の基準等

災害により被害を受けた人及び建物の程度区分等は、おおむね次の基準によるものとする。

被害等区分	判定基準
死者	当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの、又は死体を確認することができないが死亡したことが確実なものとする。
行方不明者	1 当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いのあるものとする。 2 山崩れ、家屋倒壊のため生理、下敷となった者等生死不明の者
重傷者	災害のため負傷し、医師の治療を受け又は受ける必要のあるもののうち、1月以上の治療を要する見込みの者とする。
軽傷者	災害のため負傷し、医師の治療を受け又は受ける必要のあるもののうち、1月未満で治療できる見込みの者とする。
住家全壊 (全焼・全流失)	住家その居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、又は住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のも、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものとする。
住家半壊 (半焼)	住家その居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分とその住家の延床面積の20%以上70%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものとする。
大規模半壊	居住する住家が半壊し、構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの。具体的には、損壊部分とその住家の延床面積の50%以上70%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が40%以上50%未満のものとする。
中規模半壊	居住する住家が半壊し、居室の壁、床又は天井のいずれかの室内に面する部分の過半の補修を含む相当規模の補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの。具体的には、損壊部分とその住家の延床面積の30%以上50%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が30%以上40%未満のものとする。
半壊	住家半壊(半焼)のうち、大規模半壊、中規模半壊を除くもの。具体的には、損壊部分とその住家の延床面積の20%以上30%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上30%未満のものとする。
準半壊	住家が半壊又は半焼に準ずる程度の損傷を受けたもので、具体的には、損壊部分とその住家の延床面積の10%以上20%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が10%以上20%未満のものとする。
床上浸水	床上に浸水した建物又は土石竹木等の堆積により一時的に居住することができない建物
床下浸水	住家の浸水が床上に達しない建物
一部破損	建物の被害が半失には達しないが、相当の復旧費を要する被害を受けた建物(窓硝子が数枚破損した程度の軽微な被害は含めない)
住家	現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない
非住家	住家以外の建築物をいうものとし、被害建物としての計上は、一部破損以外の被害を受けた全建物を計上する。 なお、官公署、学校、病院、公民館、神社、仏閣等は非住家とする。ただ

		し、これらの施設に、常時、人が居住している場合には、当該部分は住家とする。
1	棟	「棟」とは、1つの独立した建物をいう。なお、主屋に付属している風呂、便所等は、主屋を含めて1棟とするが、2つ以上の棟が渡り廊下等で接続している場合は、2棟とする
1	戸	住家被害戸数については「独立して家庭生活を営むことができるように建築された建物又は完全に区画された建物の一部」を戸の単位として算定するものとする。 (主家として居住するに必要な炊事場、便所、浴場あるいは離れ座敷等を含めた一群の建物単位)
	世帯	生計を一にしている実際の生活単位(寄宿舍、下宿等で共同生活を営んでいるものについては、その寄宿舍等を1世帯とする)

- (注) 1 同一建物の被害が重複する場合にあっては、次の順序の上位被害として扱う。
 (1) 全壊 (2) 半壊 (3) 床上浸水 (4) 床下浸水 (5) 一部破損
- 2 破壊消防等による全壊、半壊は、それぞれ本表の区分に従って災害による被害として扱う。
- 3 住家の付属建物(便所、浴場等)の被害のみであるときは、その付属建物の被害が全失であっても総延面積の比率によって判定する。(比率が小さければ住宅の一部破損とする。)
- 4 死体の調査計上は、り災した市町村において行う。ただし、死体が漂着した場合でり災地が明確でない場合にあっては、その者のり災地が確定するまでの間は、死体の保存(処置)市町村の被害として計上する。
- 5 非住家被害を計上する場合には、官公署庁舎、学校、病院、公民館・神社仏閣等と土蔵、倉庫、車庫、納屋等とに区分して計上するものとする。なお、非住家として扱う建物の中には、本計画の各部門別の被害状況調において調査計上される公共的施設及びその他の建物等の被害も含めて、重複計上するものである。
- 6 損壊とは、住家が被災により損傷、劣化、傾斜等何らかの変化を生じることにより、補修しなければ元の機能を復元し得ない状況に至ったものをいう。
- 7 主要な構成要素とは、住家の構成要素のうち造作等を除いたものであって、住家の一部として固定された設備を含む。

エ 調査の方法

市本部福祉班は、災害が発生し被害が予想されるときは、直ちに調査班を編成し、各地区別に派遣するものとする。(「3 ア調査報告を要する災害の規模」参照。)

調査員は、調査地域の区長会長及び民生委員の協力を得て調査し、その結果を市本部福祉班に報告する。

概況調査はできる限り速やかに実施する。このため調査事項全部について行うことができないときは、判明した分について報告する。(この場合、調査表による必要はない。)

概況調査のうち水害による浸水の調査等は、時間、交通等の関係から個々についての調査が不可能な場合が少なくない。その場合は、浸水地域(地区等)の世帯数、面積、水深の状態等を考慮の上、その地域の事情に詳しい関係者が被害を認定する方法により、また、り災人員についてもその地域(地区)の平均世帯人員によ

って計上する等の方法もやむを得ない。

詳細（確定）調査にあたっては、様式5号の7「住家等一般被害調査表」によって調査員が世帯別に調査し、これを集計して確定被害とする。なお、調査にあたっては、現地調査のみによることなく住民登録、食糧配給事務所等の諸記録とも照合し、的確を期するものとする。

災害により危険が急迫し、人命の保護その他災害の拡大防止等のため危険地域の居住者等に対し、市長、知事、警察官及び自衛官等により避難の指示を行った場合は、市本部等に通知することとされている（本章第7節「避難計画」参照）ので、この情報を取りまとめ報告するものとする。

「住家等一般被害状況等報告書」に定める調査報告事項については、災害救助法の適用の決定及び同法に基づく救助の実施を迅速、的確に行うため、特に人的被害並びに住家被害の世帯数及び人員の把握に努めるものとする。

オ 報告の方法

本報告は、市本部福祉班の責任において実施を要する。報告の遅延は、災害救助法適用の決定及び同法に基づく救助の遅延となるので、速やかに行うものとする。

中間報告を要する災害にあつては少なくとも毎日午前10時までに報告するものとする。

市本部福祉班は、報告責任者を定めておくとともに毎年度4月30日までに、次の事項を県本部防災班に報告するものとする。なお、報告事項に異動が生じた場合には、その都度報告するものとする。

- a 救助実施機関名及び所在地並びに電話番号
- b 報告責任者の所属、職名、氏名
- c 報告副責任者の所属、職名、氏名

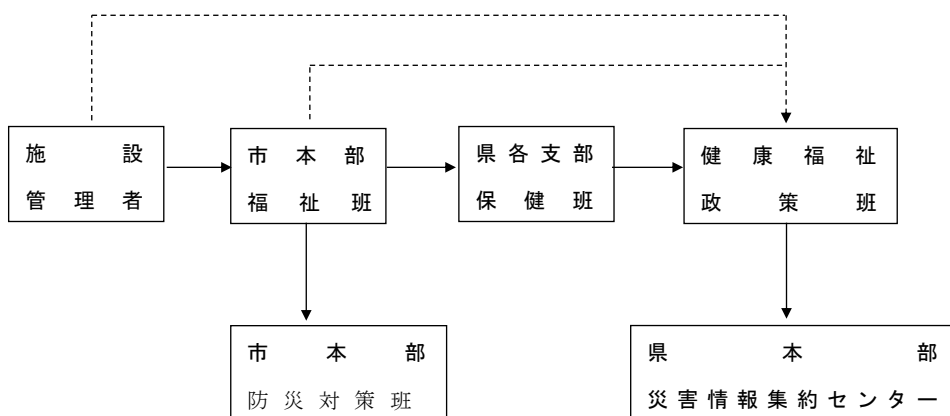
(2) 社会福祉施設の被害等

〔調査報告の要領〕

本調査報告は、社会福祉施設の被害に伴う収容者の保護と施設応急復旧等の基礎資料とするため必要な事項を調査し報告するものとする。

ア 調査報告の系統

施設管理者が被害状況を調査し、次により報告するものとする。



(注) 1 本報告中緊急を要する場合、施設管理者及び市本部は直接健康福祉政策班に報告し、同時に市本部及び県支部にも報告するものとする。

2 各施設の被害の詳細については、各所管課が随時情報収集する。

イ 調査報告事項

様式5号の8「社会福祉施設等対応（休所・避難）状況報告書兼社会福祉施設等被害状況等報告書」に定める各事項について調査報告する。

ウ 社会福祉施設の範囲

本調査報告は、社会福祉事業法にいう第1種、第2種施設、介護保険の諸施設（指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、介護保険施設。ただし、社会福祉施設及び医療施設を除く。）並びに国民健康保険の諸施設について行うものとする。

エ 被害程度判定の基準

建物の全壊、半壊、浸水等の被害区分は様式5号の6「住家等一般被害状況等報告書」の（3）被害状況判定の基準等の例による。

オ 調査報告の方法

（ア）建物及び人的被害は、ともに様式5号の6「住家等一般被害状況等報告書」と重複計上されるものであるから調査、報告あるいは集計にあたっては留意して扱うものとする。

（イ）確定報告を文書によって行うときは様式5の9「社会福祉施設等被害調査表」を添えて提出するものとする。

カ 報告書記載作成の方法

（ア）各施設経営者は本報告書を作成する。

市本部福祉班は、その集計をして本報告書を作成する。（文書による提出にあたっては、各施設別報告書を添える。）

（イ）報告にあたっては、施設名称、被害室名（便所、収容室等）及び収容者の措置並びに将来の見通し等を備考欄に記載して行う。

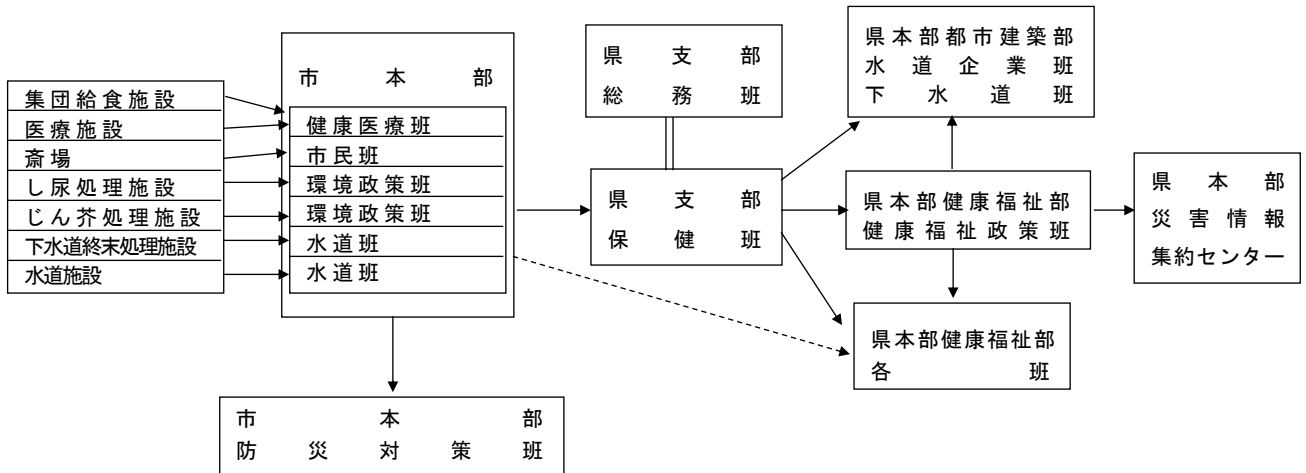
（3）医療衛生施設の被害等

〔調査報告の要領〕

本調査、報告は、医療衛生施設の災害による被害の状況を掌握し、医療、衛生対策等の基礎資料とするための必要な事項を調査し報告するものとする。

ア 調査、報告の系統

調査は、市本部健康医療班において行い次の系統によって報告するものとする。



(注) 市本部は緊急を要する内容の事項については、直接県本部に報告し、その旨を県本部に報告するものとする。

イ 調査報告事項

様式5号の10「医療、衛生施設被害状況等報告書」に定める各事項について調査報告する。

ウ 医療、衛生施設の範囲

本調査は、公営、民間営すべてについて計上するが、国民健康保険施設については、様式5号の8「社会福祉施設等対応(休所・避難)状況等報告書兼社会福祉施設等被害状況等報告書」により社会福祉施設に計上するので本報告は参考までに()に内書き、累計にあたっては計上しないものとする。

エ 調査、報告の方法

- (ア) 市が管理する保健衛生施設の各管理者(責任者)は、管理する施設に被害があったときは、直ちにその概況を調査し、市本部関係各班に報告する。
- (イ) その他、医療機関等の被害があったときは、福祉班は、調査員を派遣し、医師会等の協力を得て調査する。
- (ウ) 被害状況のうち建物については様式5号の6「住家等一般被害状況等報告書」と重複計上されるものである。ただし、建物が住宅と併用されているものは、棟数は本施設に計上せず、施設数と被害額のみを計上する。
- (エ) 応急対策その他の状況の記載にあたっては、公立民営施設を問わず、市域における総合的な状況による。

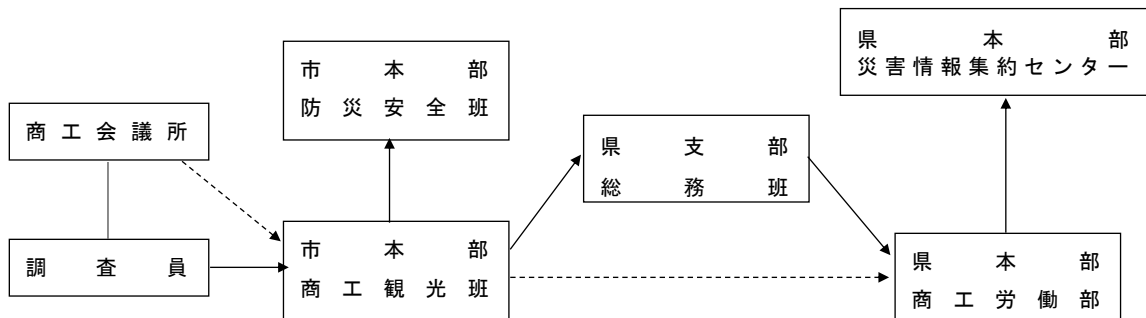
(4) 商工業関係の被害等

〔調査、報告の要領〕

本情報は商工業関係の被害状況を掌握するとともに、応急対策等を実施するための基礎資料として必要な事項を収集する。

ア 調査、報告の系統

調査は、市本部商工観光班がその地域の商工会その他関係団体と協力して行い、報告は次の系統によって行うものとする。



(注) 1 報告の内容が緊急を要するときは、市本部は直接県本部に報告をし、同時に県支部に報告しておくものとする。

2 県営施設については、施設管理人が直接県本部主管班に報告をし、報告を受けた主管班は商工政策班に通知するものとする。なお、施設管理人は被害の状況を市本部及び県支部主管班に連絡しておくものとする。

イ 調査施設の範囲

商工業関係の全般について調査する。なお、県営施設については、市本部においては計上しない。

ウ 調査報告事項

様式5号の11「商工業関係被害状況等報告書」に定める各事項について調査報告をする。なお、浸水による被害については、その浸水の程度を床上、床下に区分して調査するものとする。

エ 調査の基準被害状況の調査

計上にあたっては、次の基準によるものとする。

- (ア) 建物の被害棟数は、一部破損以外の被害建物を計上する。なお、店舗、工場等の建物が住宅と併用されているいわゆる併用住宅については、本調査では棟数は計上せず件数と被害額のみを計上する。
- (イ) 建物施設と製品、商品、仕掛品、原材料の双方に被害を生じた場合の製品、商品、仕掛品、原材料の被害件数は（ ）外書として計上する。
- (ウ) 建物、施設の全失欄には、全壊、全流失、全埋没、全焼失その他これに類するものを計上する。
- (エ) 共同施設欄には、事業協同組合、事業協同小組合もしくは協同組合連合会、協業組合又は商工組合の共同施設のうち、倉庫、生産施設、加工施設、検査施設、共同作業場及び原材料置場についての物的被害を計上する。
- (オ) 間接被害額の「その他災害の発生により生じた損害額」欄には、季節的商品の出荷遅延による評価価値の減少額等を計上する。

オ 調査報告の方法

調査にあたっては、次の点に留意して扱うものとする。

- (ア) 本被害のうち建物被害については様式5号の6「住家等一般被害状況等報告書」の非住家と重複計上されるものである。
- (イ) 被害計上にあたっては、農林被害との関係に留意し重複、脱ろうの防止に努めること。（例：材木、農産加工製造品等）

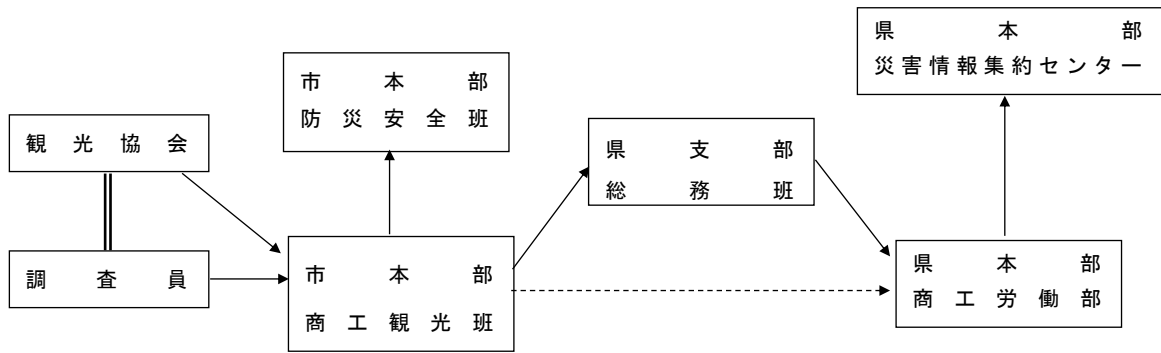
(4の2) 観光施設の被害等

〔調査、報告の要領〕

本情報は、観光施設の被害状況を掌握するとともに、応急対策を実施するための基礎資料として必要な事項を収集する。

ア 調査、報告の系統

調査は、市本部商工観光班がその地域の関係団体等と協力して行い、報告は次の系統によって行うものとする。



(注) 報告の内容が緊急を要するときは、市本部は直接県本部に報告をし、同時に県支部に報告しておくものとする。

イ 調査施設の範囲

観光関係の全般について調査する。なお県営施設については、市本部においては計上しない。

ウ 調査報告事項

様式5号の12「観光施設被害状況等報告書」に定める各事項について調査報告する。

エ 調査の基準被害状況の調査

計上にあたっては、次の基準によるものとする。

- (ア) 区分欄のうち、その他観光施設欄には、休憩舎、売店、公衆便所、駐車場、遊舟、栈橋、観光バス等観光に関する施設及び施設に類するすべてについて記入する。
- (イ) 建物、施設欄のうち、建物の被害は、一部破損以上の被害建物を計上する。
- (ウ) 全失欄には、全壊、全流失、全埋没、全焼失その他これに類するものを計上する。
- (エ) 浸水による被害については、その浸水の程度を床上、床下に区分して調査するものとする。

オ 調査報告の方法

調査にあたっては、次の点に留意して扱うものとする。

- (ア) 市本部商工観光班は、現地へ調査員を派遣し、観光協会役員の協力を得て調査する。
- (イ) 本被害のうち建物被害については様式5号の6「住家等一般被害状況等報告書」の非住家と重複計上されるものである。
- (ウ) 市営施設(山小屋等)に被害があったときで、被害が確定したときは、様式5号の9「社会福祉施設等被害調査表」等に準じて「市営観光施設被害調査表」を作成し、市本部商工観光班に提出する。

(5) 農業関係被害等

〔調査、報告の要領〕

本情報は、農業関係(含水産業以下同じ。)の被害状況を掌握するとともに、県支部農林班等関係機関への報告及び市内における応急対策を実施するための基礎資

料として必要な事項を調査し、収集するものとする。

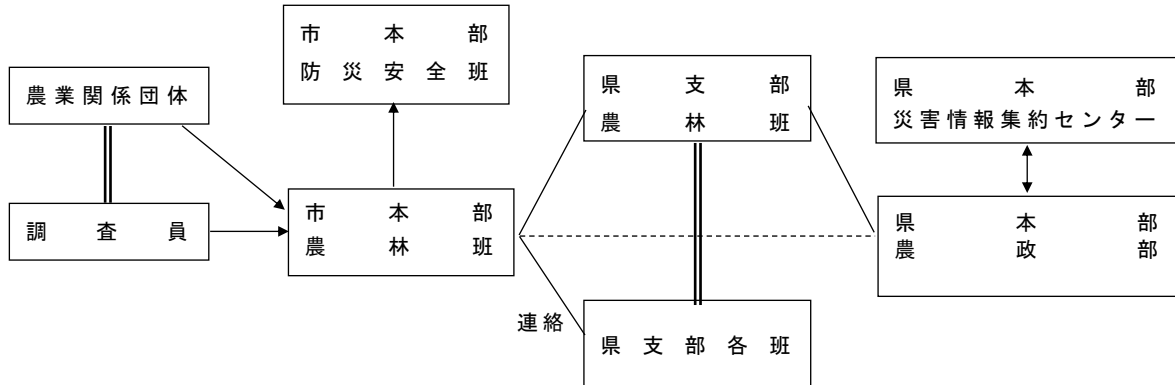
ア 調査の方法

(ア) 調査

被害状況等の調査は、市本部農林班が行う。ただし、県農林事務所直轄事業（県営事業）の被害については、それぞれの事務所（県支部事業班）が行うものとする。なお、調査の実施にあたっては、市本部農林班は県支部農業関係各班の立会を求め適切な被害評価に努めるものとする。

(イ) 報告

報告は、次の系統によって行うものとする。



イ 調査、報告事項

- 様式5号の13「農業関係被害状況報告書」 (農林班)
- 様式5号の14「農作物(農産)被害状況報告書」 (")
- 様式5号の15「樹体被害報告書」 (")
- 様式5号の16「畜産関係被害状況報告書」 (農林班)
- 様式5号の17「蚕糸関係被害状況報告書」 (農林班)
- 様式5号の18「水産関係被害状況報告書」 (")
- 様式5号の19「養殖施設被害状況報告書」 (")
- 様式5号の20「養殖物被害状況報告書」 (")
- 様式5号の21「農業(耕地)関係被害状況等報告書」 (建設班)

ウ 報告期限

各機関における文書による報告書の提出期限は、県本部農政部長が指示した場合を除き、次によるものとする。なお、災害の程度等により期限前に報告を必要とするものは、その都度電話によって行うものとする。

報告種別	報告書提出期限	
	市本部	県支部
概況	災害	3日以内
中間報告	災害	9日以内
確定	終息後	15日以内

エ 調査の基準等

被害状況調査にあたっての判定の基準は、おおむね次によるものとする。

(ア) 農地等の被害区分

- 流 失 その筆における耕地の厚さ1割以上が流失した状態のものをいう。
- 埋 没 土砂が耕地を被覆し、耕地として利用できなくなった状態のものをいう。

(イ) 農作物等作物被害は、その災害により収穫量の減収相当分を予想（推定）して計上するものとする。

(ウ) 冠 水

作物の先端が、見えなくなる程度に水につかったものをいう。

オ 調査、報告の方法

被害状況の調査報告は、おおむね次の方法による。

(ア) 農業関係

農業関係の被害は、市本部農林班が、各地区別に調査員を派遣し調査報告する。調査にあたっては、農事改良組合、農業協同組合、農業共済組合並びに農業関係団体の協力を得るとともに、県支部農業関係職員の立合を求めて調査する。

(イ) 水産関係

水産関係の被害は、市本部農林班が漁業組合等に協力を求めて調査する。

(ウ) 耕地関係

農地及び農業用施設の被害については、市本部建設班及び農林班が各地区別に調査員を派遣し、土地改良区農事改良組合等の協力を得、あるいは必要に応じ県支部耕地関係職員の立合を求めて調査する。

(エ) 県営事業の被害については、被害を発見したときは、その旨を県支部事業班に連絡する。

(オ) 市本部防災安全班への報告は、様式5号の13及び様式5号の21によって行う。

(6) 林業関係の被害等

〔調査、報告の要領〕

本情報は、林業関係の被害状況を掌握するとともに、県本部（支部）への報告及び市内における応急対策を実施するための基礎資料として必要な事項を調査し、収集するものとする。

ア 調査の方法及び報告の系統

(ア) 調 査

被害状況等の調査は、市本部農林班及び建設班が行う。ただし、施工中の県営事業及び補助事業に関連のある被害については、県支部農林班が行うものとする。

- a 施工中の県営事業及び補助事業に関連のある被害
- b 県有林（部分林を含む。）の立木及び林地被害
- c 県有種地の苗木等の被害

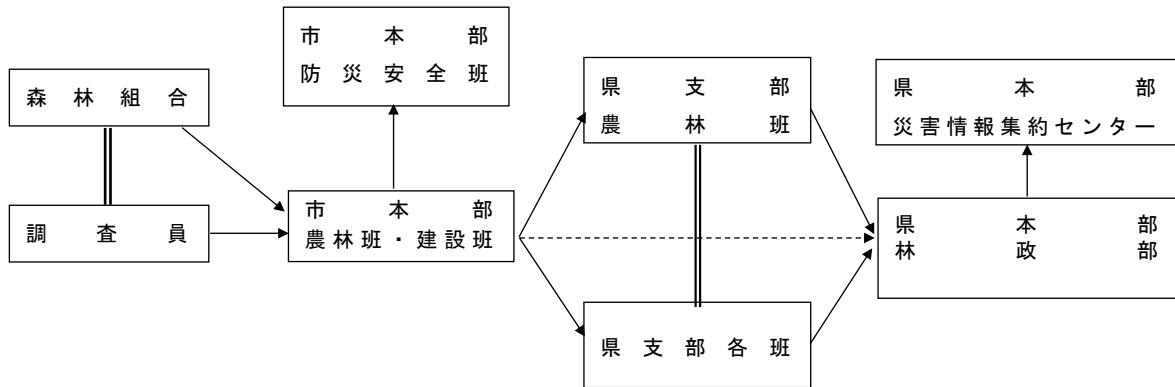
なお、調査にあたって市本部は、県支部の関係班その他の協力を得て、県下統一した適確な被害の把握に努めるものとする。

また、立木被害は、利用伐期以上のものは、林産物の「木材関係」棟に、その

他の立木は造林木被害として扱う。

(イ) 報 告

報告は、次の系統によって行うものとする。



(注) 報告の内容が緊急を要するときは、市本部は、県本部に直接報告をし、同時に県支部にも報告しておくものとする。

イ 調査報告事項

市本部又は県支部においては、次の様式に定める事項について調査し、報告するものとする。

様式5号の22「林業関係被害状況等報告書」

様式5号の23「林地被害箇所表」

様式5号の24「林地荒廃防止施設災害箇所表」

様式5号の25「林道施設被害報告書」

様式5号の26「林地災害等報告書」

様式5号の27「造林地等被害」

様式5号の28「苗木被害報告書」

様式5号の29「苗ほ施設被害状況報告書」

様式5号の30「林産物被害状況報告書」

様式5号の31「林産物等被害状況報告書」

様式5号の32「林野火災被害状況報告書」

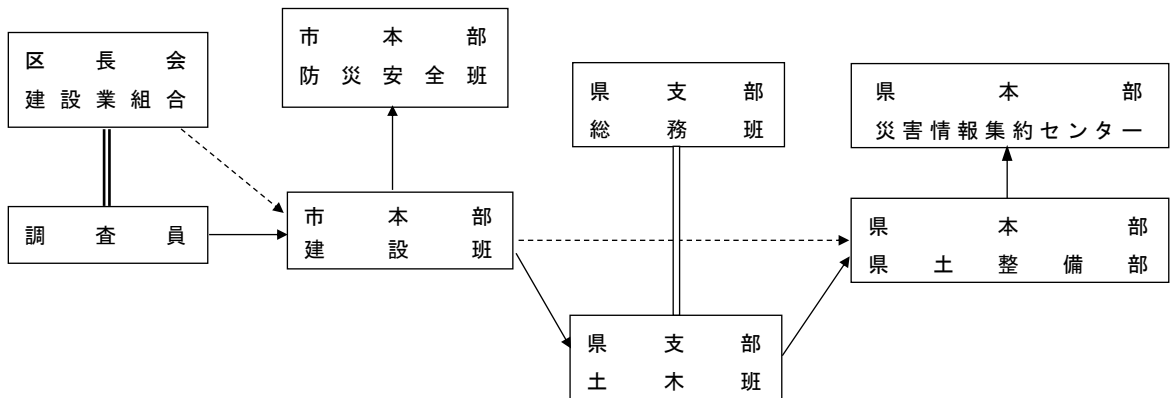
(7) 土木施設関係の被害等

〔調査、報告の要領〕

本情報は、土木施設の被害状況を掌握するとともに、応急復旧等を実施するための基礎資料として必要な事項を収集するものである。

ア 調査報告の系統

調査は、市本部建設班が県支部土木班の協力を得て行い、報告は、次の系統によって行うものとする。



(注) 報告の内容が、緊急を要するときは、市本部は直接県本部に報告をし、同時に県支部に報告しておくものとする。

イ 調査施設の範囲

土木施設の全般について行う。ただし、国の直轄施設についての被害は参考的に調査する。

ウ 調査報告事項

様式5号の33「土木施設被害状況等報告書」にある各事項について調査報告する。

エ 調査報告の方法

調査報告にあたっては、次の点に留意して扱うものとする。

- (ア) 調査は、市本部建設班が被害区域に職員を派遣し、県支部土木班員、区長会長等の協力を得て、市道等のほか県維持管理の土木施設についても調査するものとする。
- (イ) 国の直轄施設については、該当欄に（ ）外書するものとする。
- (ウ) 雨量及び主な河川の水位の状況は、別に定ある様式によって通報するものとする。

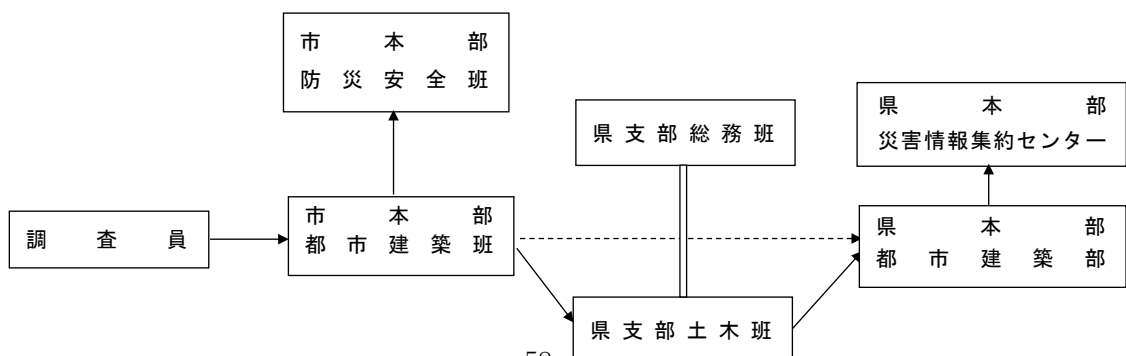
(7の2) 都市施設関係の被害等

〔調査、報告の要領〕

本情報は、都市施設の被害状況を掌握するとともに、応急復旧等を実施するための基礎資料として必要な事項を収集するものである。

ア 調査報告の系統

調査は、市本部都市建築班が県支部土木班の協力を得て行い、次の系統により報告するもの



(注) 報告の内容が、緊急を要する時は、市本部は直接県本部に報告をし、同時に県支部に報告しておくものとする。

イ 調査の範囲

都市施設の全般について行う。

ウ 調査報告事項

様式5号の34「都市施設被害状況報告書」にある各事項について、調査報告する。

(8) 教育・文化関係の被害等

〔調査、報告の要領〕

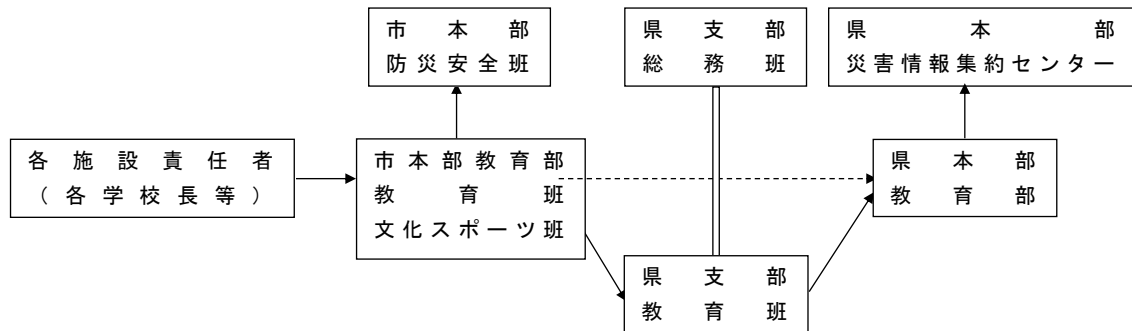
本情報は、教育・文化関係（私立を含む。）の被害状況を把握するとともに、施設の応急対策を実施するための基礎資料として必要な事項を収集するものとする。

ア 調査報告の系統

施設経営者（管理者）が、被害状況を調査し、次の区分により報告するものとする。

(ア) 市施設等

市施設及び文化財の調査は、市本部教育班、文化スポーツ班において行い、次の系統で報告する。



(注) 1 市本部は、緊急を要する内容の事項については、直接県本部に報告し、その旨を県支部に報告しておくものとする。

2 私立施設は、その経営者が調査し、県支部教育班へ報告するとともに、市本部教育部教育班へ連絡する。

イ 調査報告事項

様式5号の35「教育・文化関係被害状況等報告書」に定める各事項について調査し、報告するものとする。

ウ 被害程度判定の基準

被害程度の区分の判定は、おおむね次の基準によるものとする。

(ア) 全壊、全焼、流失

建物が焼失した状態又は建物の垂直材の全部又は一部が水平状態となり、かつ、屋根の全部又は一部が地上に落ちた建物の状態をいう。

(イ) 半壊、半焼

建物の構造部分が被害を受け、全壊に至らないが傾斜もしくはゆがみを直し、又は補強を行う程度では復旧できない建物の状態をいう。

なお、当該建物が復旧しても安全度保持上長期間の使用ができないと認められる場合には、当該建物は復旧できない状態にあるものとみなす。

(ウ) 一部破損

建物の構造部分が被害を受け、傾斜もしくはゆがみを直し、又は補強を行う程度で復旧できる建物の状態及び建物の構造部分以外の部分のみが被害を受けた建物の状態をいう。

エ 用途別区分基準

施設の用途別区分は、おおむね次の基準によるものとする。

(ア) 建 物

当該学校の使用に供されている建物（建物に付属する電灯、電力、火災予知、火災報知、ガス、給排水等の付帯設備を含む。）をいう。

(イ) 建物以外の工作物

土地に固着している建物以外の工作物。例えば、自転車置場、相撲場、吹き抜けの渡り廊下等をいう。

(ウ) 土 地

建物敷地、運動場、実習地等の校地及び校地造成施設（校地造成施設とは、崖地の土留擁壁、排水溝、排水路、側溝、法面、芝、テニスコート等のコート類、トラック、フィールド、砂場、造園工作物（樹木は除く。）等）をいう。

(エ) 設 備

校具、教材、教具、机、椅子等の物品、例えば生徒用及び教師用の机、椅子、書棚、楽器、図書、視聴覚教育器具、各教科の授業に用いる諸機械、車両、用具、給食調理機械器具、食器等をいう。

オ 被害状況の集計

県立施設分は、（ ）内書するものとする。

カ 調査報告の方法

教育関係施設の管理者又は調査責任者は、それぞれ各施設に被害があったときは、その概況を直ちに教育部長に報告する。

なお、被害が確定したときは、「教育関係被害調査表」を様式5号の9「社会福祉等被害調査表」に準じて作成し、提出する。

(ア) 区分欄は、次のように区分する。

幼稚園、保育所、発達支援センター、児童厚生施設、小学校、中学校、小中学校教員住宅、高等学校、高等学校教員住宅、図書館、公民館、体育施設、学校給食センター等

(イ) 文化財に被害があったときは、市本部文化スポーツ部は、「その他」欄に文化財の名称又は件数、被害額を記載し報告する。

(ウ) 建物の浸水は、被害の有無にかかわらず計上すること。従って、要補修以上の被害がある建物は重複して計上されるものである。

(9) 市有財産の被害等

〔調査、報告の要領〕

本情報は、市有財産等の被害状況を掌握するとともに、応急復旧等実施のための基礎資料として必要な事項を収集するものとする。

ア 調査報告の系統

調査は、財産管理機関が行い、次の系統により報告するものとする。



イ 調査施設の範囲

(ア) 市営住宅、公営住宅及び敷地

(イ) 市役所及び支所の庁舎、その他市有建物のうち資産経営班所管の建物並びにその敷地

(ウ) 市役所及び支所の庁舎、その他市有建物のうち資産経営班所管の通信及び電算設備（電話、電算機器、ネットワーク機器、伝送線路等）

(エ) その他の財産、物品

ウ 調査報告事項

様式5号の36「市有財産被害状況等報告書」に定める各事項について調査報告するほか、被害財産に収容者がある場合等にあつては、人的被害あるいは収容者の応急措置等も併せて調査報告するものとする。

エ 調査報告の基準

被害状況の調査計上にあつての基準は、次による。

(ア) 建物の被害区分は、様式5号の6「住家等一般被害状況等報告書」の判定基準によるものとする。

(イ) その他欄の被害件数は、次の例示に倣って計上する。

a 給食施設と給水施設の被害があつたときは、2件

b 自転車2台と更紙2,000枚の被害は、3件（備品については1点1件とし、消耗品については1品種1件とする。）

オ 調査報告の方法

調査、報告にあつては、次の点に留意して扱うものとする。

(ア) 調査にあつては「市有財産被害調査表」（様式5号の9「社会福祉施設等被害調査表」に準じて作成）により施設別に調査作成し、これを計上して報告する。なお、上記調査表は、被害確定報告を文書によって行うときに添えて市本部防災安全班に提出する。

(イ) 本被害のうち、建物については「住家等一般被害」の住家（公舎等）及び非住家その他と重複計上されるものである。

(10) 消防職団員の活動

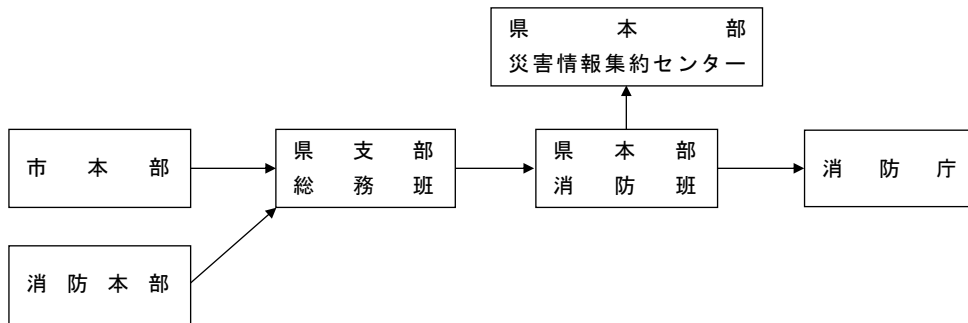
〔調査、報告の要領〕

本情報は、災害時における消防機関の活動状況等を掌握し、応急対策の基礎資料

として必要な事項を収集するものとする。

ア 調査報告の系統

調査は市本部消防班が行い、次の系統により報告するものとする。



イ 調査報告事項

災害が発生し、又は発生するおそれがあるために、消防機関を出動させて警戒、救助、救出、物資輸送その他応急対策等に從事させたときに、様式5号の37「消防職団員活動状況報告書」に定める事項について調査報告する。

ただし、市長が水防法に基づく水防管理者として消防機関を出動させた場合の報告は、(14)「水防の情報」に定める計画によるものとする。

ウ 調査報告の方法

(ア) 活動状況については、出動月日につき1枚とする。

(イ) 消防本部、消防団を区別して記入する。

(11) 総合被害状況調

総合被害の状況は、以上の報告を防災安全班において、様式5号の38から40に定める様式に取りまとめ、市における防災対策の資料とするほか、次の各機関に報告するものとする。この場合、県機関へは様式5号の38「総合被害状況調」により報告し、その他の機関に対しては、様式5号の39「法定被害状況報告書」によって報告し、被害確定後様式5号の40「災害総合被害状況調」を添付して報告するものとする。

なお、報道機関及び住民等に対する広報は、本章第6節「災害広報」の定めるところによる。

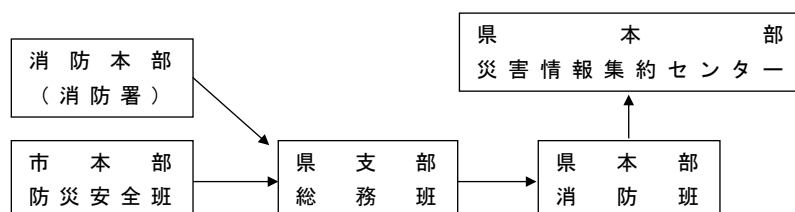
(12) 消防関係の即報

〔報告の要領〕

本情報は、火災による消防機関の活動状況等を掌握し、応急対策の基礎資料として必要な事項を収集するものとする。

ア 調査報告の系統

調査は消防本部（消防署）が行い、次の系統により報告するものとする。



イ 即報する災害の規模

市本部防災安全班への報告は全被害とする。

県支部総務班への報告は、次に該当する場合に報告する。

- (ア) 「火災報告取扱要領」の中の火災、災害等速報要領の定める火災等速報の一般基準、個別基準に該当するとき。
- (イ) 風水害、雪害等により6「調査報告を要する災害の規模」のうち県本部(支部)へ報告を要する規模の災害が発生し、又は発生するおそれがあるために、消防機関を出動させて警戒、救助、救出、物資輸送その他応急対策等に從事させたとき。ただし、水防法に基づく水防管理者として消防機関を出動させた場合の報告は、(14)「水防の情報」に定める計画によるものとする。

ウ 調査報告事項

様式5号の41「消防関係報告書(火災即報)」に定める事項及び「火災・災害等即報要領」によって即報するものとする。

ただし、上記報告は災害発生後直ちに行う電話等による即報事項であって、その後速やかに「火災報告取扱要領」に定めるところにより「火災詳報」の様式事項について調査、報告する。

エ その他

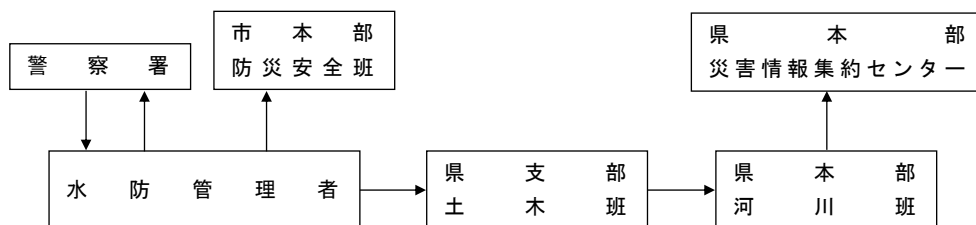
被害程度の基準等については、「火災報告取扱要領」の定めるところによるものとする。

(13) 水防の情報

本情報は、洪水にあたって堤防等の危険な状態を掌握するとともに水防活動その他応急対策実施上の資料として必要な事項を次の要領及び別に定める水防計画、氾濫発生情報発表マニュアル等に基づき、調査報告するものとする。

ア 破堤等の通報

堤防等が破堤し又は決壊しそうになったとき、あるいは住民の避難指示等を要する状態になったときは、水防管理者は、次の系統によりその状況を通報するものとする。



(注) 上記系統図のほか報告、通報を受けた各機関は、機関相互あるいは関係機関と連絡を密にするものとする。

イ その他の通報等

(ア) 水防管理者は、水防団又は消防機関を出動させ河川の巡視警戒あるいは水防作業等を行ったときは、市本部用地班、管理班は、出動人員等の状況を、市本部防災安全班又は県支部土木班を経て県本部河川班に報告するものとする。

- (イ) 水防管理者は、他の機関の応援を求めたとき、又は自衛隊の出動を要請しようとするときは、市本部防災安全班又は県支部土木班を経て県本部河川班に通報又は要請報告するものとする。
- (ウ) 大規模土砂災害の恐れのある時は、国土交通省多治見砂防国道事務所に第一報を入れるとともに、土砂災害防止法に基づく緊急調査の受入れ体制を整備する。

第3項 災害広報

住民の安全の確保、民心の安定及び迅速かつ円滑な災害応急対策を実施するため、被災者へのきめ細かな情報の提供に心掛けるとともに、デマ等の発生防止対策を講じ、被災者のおかれている生活環境及び居住環境等が多様であることにかんがみ、情報を提供する際に活用する媒体に配慮して、被災者等への広報を行う。また、情報の混乱を避けるため、関係機関相互の情報の共有及び情報提供窓口の一元化を図る。

1 災害広報の実施

県、市及び防災関係機関は、災害発生後速やかに広報部門を設置し、互いに連携して、被災住民をはじめとする住民に対して、適切かつ迅速な広報活動を行うものとする。

ア 県及び市の広報する災害に関する情報

(県の役割)

- ・被災地の外に対する広報
- ・広域に及ぶ広報

(市の役割)

- ・地域住民に向けての広報

イ 市の広報活動

a 市の体制

市本部における被害状況その他の災害情報の収集及びその広報は、市本部広報広聴班において担当するものとする。

災害広報に必要とする部門別の情報は、各調査機関において収集し、広報広聴班の収集及びその広報に協力するものとする。

b 災害情報の収集

本章第6節「災害情報等の収集・伝達」に定める事項以外の災害情報収集は、次の要領により収集するものとする。

(1) 災害時において市の職員等は、デジタルカメラ及び次世代携帯電話等を積極的に活用し、災害現場写真等を撮影し、メール等により、市本部に送信するものとする。

また、無人航空機（ドローン）等の機材を整備するなど、災害現場情報等の収集に努めるものとする。

(2) 広報広聴班は、自ら取材のため現地に直接職員を派遣しあるいは他班において現地に派遣された職員が撮影した災害写真の収集を図る。

(3) その他現地における資料の収集を図る。

ウ 情報の整理

収集した災害情報は、種別ごとにまとめておくとともに、地図上での箇所や範囲まで収集するよう努め、平常時の総合的な防災情報を網羅したマップの作成等に生かすよう努めるものとする。

エ 広報の手段

県、市は、情報伝達に当たって、被災者のおかれている生活環境、居住環境等が多様であることにかんがみ、防災行政無線（戸別受信機を含む。）、Ｌアラート（災害情報共有システム）、掲示板、ホームページ、メール、ソーシャルメディア、広報誌、広報車等によるほか、放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関及びポータルサイト・サーバー運業者の協力を得るなどあらゆる伝達手段の複合的な活用を図るものとする。また、安否情報、交通情報、各種問合せ先等を随時入手したいというニーズに応えるため、インターネット、携帯電話等を活用して、的確な情報を提供できるよう努めるものとする。特に、停電や通信障害発生時は情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報についてはチラシの張り出し、配布等の紙媒体や広報車でも情報提供を行うなど、適切に情報提供がなされるものとする。

オ 広報の内容

被災者のニーズに応じたきめ細かな情報を提供する。その際、情報の混乱を避けるため、関係機関と十分に連携を保つものとする。

[提供する情報例]

- ・ 災害の発生状況、二次災害の危険性に関する情報
- ・ 地域住民のとるべき行動
- ・ 避難に関する情報（避難場所、避難情報等）
- ・ 医療、救護所の開設状況及びその他の医療情報
- ・ 交通規制及び道路情報
- ・ 公共交通機関の運行状況及び復旧予定
- ・ 食料、水、生活必需品等の供給状況
- ・ 水道、電気、ガスの供給状況及び復旧予定
- ・ 下水道の使用に関すること
- ・ 電話の使用制限及び復旧予定
- ・ 被災者生活支援に関する情報

カ 防災関係機関の広報する災害に関する情報

防災関係機関は、各機関の有する広報手段により、居住者等に対し必要な広報（ライフラインの被害状況、復旧見込み等）を行うほか、必要に応じて県及び市と連携し、又は、報道機関の協力を得るものとする。

2 報道機関との連携

県及び市は、情報を一元的に報道機関に提供し、必要に応じ報道要請するものとする。また、防災関係機関は、県に準じ、報道機関に対し、居住者等に密接に関係のある事項について情報提供・報道要請をするものとする。

特に、大規模災害発生のおそれがあるときは、県は県域放送局に対して、住民の避難行動につながるよう、現地の状況や避難情報の発令状況、避難所の開設状況など、きめ細かな放送を要請する。

また、県は県域放送局等に対して、大雨・災害関連情報の提供に努めるものとする。

報道機関は、各機関から災害広報を実施することについて依頼があった場合、積極的に協力するものとする。

[提供する情報例]

- ・被害の状況、二次災害の危険性に関する情報
- ・救助活動に関する情報
- ・生活関連情報（交通施設等の復旧状況、医療情報）
- ・被災者の安否確認に関する情報
- ・その他の関係情報

3 デマ等の発生防止対策

県、市及び防災関係機関は、デマ等の発生を防止するため、報道機関の協力も得て、正確な情報を迅速に提供するとともに、デマ等の事実をキャッチしたときはその解消のため適切な措置をするものとする。

4 被災者等への広報の配慮

県、市等は、文字放送、外国語放送等のさまざまな広報手段を活用し、要配慮者の多様なニーズに配慮したわかりやすい情報伝達に努めるものとする。

また、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在を把握できる広域避難者、在日外国人、訪日外国人に配慮した広報を行うものとする。特に外国人に対しては、多言語による災害情報の発信に配慮するものとする。

5 住民の安否情報

市は、被災者の安否について住民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努めるものとする。この場合において、市は、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、県、消防機関、県警察等と協力して、被災者に関する情報の収集に努めることとする。なお、被災者の中に、配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受ける恐れがある者等が含まれている場合は、その加害者等に居所が知られることのないよう当該被災者の個人情報の管理を徹底するよう努めるものとする。

電気通信事業者は、災害用伝言ダイヤル「171」、災害用伝言板「web171」及び携帯、災害用伝言板サービスを提供し、住民の安否確認と電話の輻輳緩和を図るものとする。

市本部における市民の安否情報の収集及び一般市民等からの安否照会の方法については、次の方法によるものとする。

《予め定められた方法》

- ・住民の安否情報の収集：各避難所又は自治会単位で収集
- ・安否照会への対応：専用電話、専用窓口の設置

6 総合的な情報提供・相談窓口の設置

(1) 県、市等は、住民からの意見、要望、問い合わせに対応するため、総合対応窓口を設置するものとする。

(2) 総合窓口は、各部（課）から派遣された要員で構成するものとし、災害対策本部の下に置く。

第7節 り災者対策

第1項 り災者の救助保護計画

災害時におけるり災者等の救助及び健康の保持は、本計画の定めるところによる。なお、救助実施上必要な関連手続及び災害救助法による救助の基本等は、次の計画によるものとする。

1 り災者台帳の作成

市は、災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、各種の支援措置を早期に実施するため、災害による住宅等の被害の程度を認定する。被害状況の確定（詳細）調査を終了し、各世帯別の被害状況が判明したときは、市本部福祉班においては、速やかに様式6号の1「り災者台帳」を作成するものとする。

作成にあたっては、次の点に留意するものとする。

- (1) り災者台帳は、できるだけ速やかに作成すべきであるが、災害時の混乱等により作成が遅れる場合においては「住家等一般被害調査表」（本章第6節「災害情報等の収集・伝達」様式5号の7）又は「救助用物資割当台帳」（本章第7節「物資供給計画」様式6号の24）を利用するものとするが、この場合には、できるだけ早い時期に「り災者台帳」を作成するものとする。
- (2) 作成にあたっては、「住家等一般被害調査表」に基づくことはもちろんであるが、税務班と連絡し正確を期するものとする。
- (3) 「り災者台帳」は、救助その他の基本となるものであり、また、世帯別救助等の実施記録となるものであるから、救助実施状況等をできるだけ具体的に記載し整備保管しておくものとする。

2 り災証明書等の発行

市本部福祉班は、り災者に対して、様式6号の2による「り災証明書」を交付するものとする。ただし、災害時の混乱等により前記様式による証明書の交付ができない場合は、とりあえず様式6号の4により「仮り災証明書」を作成交付する措置をとり、後日速やかに「り災証明書」と取り替えるものとする。

住家等の被害の程度を調査する際、必要に応じて、航空写真、被災者が撮影した住家の写真、応急危険度判定の判定結果当を活用するなど、適切な手法により実施するものとする。

本証明書の発行にあたっては、次の点に留意を要する。

- (1) 本証明書の交付は、り災者にとっては、本救助のみでなく、以降種々の問題に影響を与えるものであるから、慎重を期するものとする。
- (2) 本証明書は、り災者台帳（仮証明書のときは、「住家等一般被害状況調査表」又は「救助用物資割当台帳」）と照合し、発行にあたっては、契印をする等、発行の事実を判然とし重複発行（仮証明書と本証明書の重複を含む。）を避けるように留

意するものとする。

- (3) 本証明書は、救助用物資支給前に発行し、物資の給与等にあたっては、「被災証明書」の提示を求めるようにするものとする。

また、市本部福祉班は住家に被害を受けたため、現在地に居住することができず、一時縁故先等に避難（旅行）する者から要請があったときは、様式6号の3による「被災者旅行証明書」を作成し交付するものとする。

被災証明書等の交付は、次の場所において行う。

ア 中津地域…………… 中津川市「健康福祉会館」

イ 上記以外の地域…………… それぞれの区域の総合事務所、地域事務所

3 災害救助法の適用基準

災害救助法による救助の適用は、市本部税務班が報告する「住家等一般被害状況等報告書」(本章第6節「災害情報等の収集・伝達」様式5号の6)による被害及び応急対策実施状況に基づき、県本部保健班が決定するが、この場合適用される被害の基準は、おおむね次のとおりである。

(1) 適用の基準

災害救助法適用の基準は、中津川市の被害が次の各号の一以上に該当する災害で、県本部長が救助法による救助を必要と認めたときに適用される、適用市町村の区域を公示するものとする。ただし、災害の発生した地域の条件あるいは災害の種別等によって計数上の基準に達しない場合でも県本部長がその必要を認めたときは災害救助法を適用することがある。

ア 住家の全失世帯が80世帯以上に達したとき。(人口基準による。人口は最近の国勢調査の人口。)

イ 被害世帯がアの世帯数に達しないが、被害が相当広範囲な地域にわたり県下の全失世帯が2,000世帯以上の場合は、前記アの人口別被害の世帯数が半数以上に達したとき。

ウ 被害世帯がア及びイに達しないが、被害が広範囲な地域にわたり県下の全失世帯が9,000世帯以上に達した場合であって中津川市域内の被害状況が特に救助を必要とする状態にあるとき。

エ 災害が隔絶した地域に発生したものである等、災害にかかったものの救助をいちじるしく困難とする特別の事情がある場合で、かつ多数の住家が滅失したとき。

オ 多数の者が生命もしくは身体に危害を受け又は受ける恐れが生じたとき。

(2) 被害計算の方法等

適用の基準となる全失世帯の換算等の計算は、次の方法によるものとする。

ア 住家の半失（半焼、半壊）世帯は、全失世帯の1/2、床上覆水又は土砂たい積等により一時的に居住することができない状態になった世帯は、1/3として計算する。

イ 被害世帯数は、家屋の棟数あるいは戸数とは関係なくあくまで世帯数で計算する。例えば被害家屋は1戸であっても3世帯が居住していれば、3世帯として計算する。

ウ 飯場、下宿等の一時的寄留世帯等については、生活根拠の所在地等、総合的条

件を考慮して、実情に即した決定をする。

エ 災害の種別については、限定はしない。従って洪水、震災等の自然災害であっても、火災等、人災的なものであっても差し支えない。

4 救助の種額と実施者

災害救助法による救助の種類とその実施者は、本計画の定めるところによるものとする。市は、救助の万全を期するため、必要な計画の作成、強力な救助組織の確立並びに労務、施設、設備、物資及び資金の整備に努めるものとする。

救 助 の 種 類	実 施 期 間	実 施 者
避難場所の設置及び収容	7日以内	市本部（教育班、文化スポーツ班、福祉班、各支部）
炊き出し及び食品の給与	7日以内	市本部（福祉班、農林班、教育班）
飲料水の供給	7日以内	市本部（水道班）
被服寝具及び生活必需品の給貸	10日以内	確保、輸送＝県本部 調査、報告、割当て、配分＝市本部（福祉班）
医療	14日以内	医療班派遣＝県本部、日赤支部、市本部（健康医療班）
助産救助	分娩した日から7日以内	その他＝市本部（健康医療班）
学用品の給与	教科書 1ヶ月以内 文房具及び通学用品 15日以内	確保、輸送＝県本部 調査、報告、割当て、配分＝市本部（教育班）
災害にかかった者の救出	3日以内	市本部（消防班）
埋葬救助	10日以内	市本部（福祉班）
仮設住宅の建設	着工20日以内	市本部（都市建築班）
住宅応急修理	1ヶ月以内	市本部（都市建築班）
遺体の捜索	10日以内	市本部（福祉班）
遺体の取り扱い	10日以内	市本部（福祉班）
障害物の除去	10日以内	市本部（建設班）

（注）1 本実施区分は、計画上の基本実施者を示したもので、実際の実施にあたっては、県本部実施分を市本部が、また市本部実施分を県支部等が実施することが適当と認められるときは、県本部長が実情に即して決定するものとする。

2 救助の実施は、知事である県本部長が法的責任者であることはいうまでもないが、本計画により市本部が救助法を実施する場合は、災害救助法第30条第1項の規定による知事はその権限に属する事務所を市長が行うこととする通知をした場合による。

3 市本部は、救助を実施し又は実施しようとするときは、県本部及び県支部に報告又は連絡するものとする。ただし、実施にあたって連絡しその指示を得る暇のないときは、市本部限りで実施し、その結果を報告するものとする。

4 実施期間は災害発生の日から期限（仮設住宅の建設については着工期限）を示す。従ってこの期間内に救助を終了（着工）するようしなければならない。

5 市本部実施の応急救助と救助法との関係

災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、市本部は、市地域防災計画又は県地域防災計画の定めるところにより、り災者の救出、避難所の開設及び炊き出しあるい

は医療、助産等の応急救助を実施するとともにその状況を速やかに県本部健康福祉政策班（県支部総務班経由）に報告するものとする。実施した応急救助については、災害救助法を適用したときは、災害救助法に基づく救助として取扱い、災害救助法が適用されない災害にあつては市単独の救助として処理するものとする。

参考

応急救助の実施と災害救助法適用の時期は、災害の規模及び発生の地区等によって一定ではないが、原則としては、災害救助法の適用が先に決定されるべきである。しかし、現実においては、災害発生後災害救助法の適用を現地に示達するまでには、相当の長時間を要する 때가多く、応急救助の実施を先に着手する 場合が多い。すなわち、広範囲にわたる風水害、震災等においては、災害が発生したときは直ちにり災者の救出、避難所の開設、炊き出しの実施あるいは医療、助産等の応急救助の実施が必要となるが、災害救助法の適用指達には通信施設の被害等により相当長時間を要することは必至であるから、救助法適用指達の有無にかかわらず必要な応急救助の実施に着手しなければならない。なお、応急救助の実施は、災害が発生したからといって必要でない救助まで実施することなく、どうしても実施しなければならない場合に限り必要な救助を行うものとし、今直ちに救助を行う必要がない場合は、被害状況を報告し、その適用を待って県本部の指示に基づき実施すべきである。

6 救助実施状況の報告

市本部は、災害救助法に基づく救助を実施しようとし、又は実施したときには様式6号の5「救助日報」により毎日その状況を県本部防災班に直接報告し、その内容を県支部総務班に連絡する。

なお、救助別の報告を要する事項及び内訳は、次表のとおりとする。

報告事項		報告様式				その都度報告	日報	期間指定報告
		節	項	様式 No.	様式名称			
被害	概況報告	6	2	5号の6	住家等一般被害状況等報告書	○		
	中間報告					○		
	確定報告							○2日以内
避難所設置	開設報告	-	-	-	-	○		
	収容状況報告	7	-	6号の5	救助日報		○	
	閉鎖報告	-	-	-	-	○		
仮設住宅設置	住宅対策報告	7	7	6号の26	住宅総合災害対策報告書			○5日以内
	入居該当世帯報告	7	7	6号の27	応急仮設住宅入居該当世帯調			○5日以内
	着工報告(市町村委託分)	7	-	6号の5	救助日報		○	
	竣工報告(市町村委託分)	7	-	6号の5	救助日報		○	
	入居報告	-	-	-	-	○		
炊出状況報告		7	-	6号の5	救助日報		○	
飲料水供給状況報告		7	-	6号の5	救助日報		○	

被服寝具給与生活	世帯構成員別被害報告	7	6	6号の22	世帯構成員別被害状況			○2日以内
	支給状況報告	7	-	6号の5	救助日報		○	
	支給完了報告	-	-	-	-		○	
医療・助産	医療班出動要請	-	-	-	-		○	
	医療班出動報告	7	8	6号の36	医療班出動編成表		○	
	医療助産実施状況報告	7	-	6号の5	救助日報		○	
り	災者救出状況報告	7	-	6号の5	救助日報		○	
住宅応急修理	住宅対策報告	7	7	6号の26	(住宅総合災害対策報告書)			○5日以内
	住宅応急修理該当世帯報告	6	6	6号の29	住宅応急修理該当世帯調			○5日以内
	着工報告(市町村委託分)	7	-	6号の5	救助日報		○	
	竣工報告(市町村委託分)	7	-	6号の5	救助日報		○	
被災教科書報告	7	10	6号の43	被災教科書報告書			○5日以内	
学用品支給	学用品支給状況報告	-	-	6号の5	救助日報		○	
	学用品支給完了報告	-	-	-	-		○	
埋葬救助状況報告	7	-	6号の5	救助日報		○		
捜索状況報告	7	-	6号の5	救助日報		○		
処理状況報告	7	-	6号の5	救助日報		○		
障害物除去	住宅対策報告	7	7	6号の26	(住宅総合災害対策報告書)			○5日以内
	障害物除去該当世帯報告	7	7	6号の31	障害物除去該当世帯調			○5日以内
	障害物除去状況報告	7	-	6号の5	救助日報		○	
	障害物除去完了報告		-		-		○	
輸送、人夫雇上状況報告	7	-	6号の5	救助日報		○		
救助時間、程度、方法、特例申請	-	-	-	-		(程度、方法) ○	(期間特例) 各救助実施 期間中	

(注) 詳細内容は、各救助計画の定めるところによるものとする。

7 救助関係の様式

救助に関する様式は、各項に定めるもののほか、各項に共通する様式は、次によるものとする。

- (1) 「救助実施記録日計票」(様式6号の6)
- (2) 「救助の種目別物資受払状況」(様式6号7)

第2項 避難対策

災害発生により危険が急迫し、住民等の生命及び身体の安全の確保等が必要と認められるとき、市長を中心として防災関係者が相互に連携をとり地域住民に対し、避難のための立退きの指示等をして、危険な場所から避難させる。

1 実施責任者

避難のための立ち退きの指示及び避難所の開設並びに避難所への収容保護は、次の者が行う。

- (1) 避難の指示
- 洪水 ——
 - 知事又はその命をうけた職員
 - 水防管理者
 - 地すべり —— 知事又はその命をうけた職員
 - 災害全般 ——
 - 市長、危機管理対策監
 - 警察官
 - 自衛官（災害派遣）
 - (市の代行)知事又はその命を受けた職員

※消防団員は、火災・水防上において警戒区域からの立ち退き等を命ずる。

- (2) 避難所の開設、収容
- 市長、危機管理対策監
 - 総合事務所長、地域事務所長

避難の指示（高齢者等避難を含む。以下同じ。）から避難所への誘導までは、それぞれ避難の指示者が行い、誘導に際して被災者等の移送で救出作業の必要により実施する作業及び避難所の開設、収容保護は、災害救助法の適用に関わらず市長が実施するものとするが、本計画の実施者は緊密な連絡を保って応急対策に当たるものとする。

2 避難の指示

災害から、住民等の生命、身体の保護又は災害の拡大防止のため特に必要があると認められるとき、市長等は、関係法令の規定、あらかじめ定めた計画、避難すべき区域や判断基準、伝達方法を明確にしたマニュアル等に基づき、地域住民等に対して避難のための立ち退きの指示を行うものとする。

市の基準等：資料編 8-2 避難情報の発令基準

避難情報の判断・伝達マニュアル（風水害対策編）

中津川市風水害タイムライン

ア 注意喚起及び高齢者等避難

市は、水害及び土砂災害が発生するおそれがあると認められる場合は、必要な地域に降雨、河川の水位、異常現象等の情報を知らせ、住民等の注意を喚起するとともに、その状況に応じて住民等が自ら危険性を判断して速やかに避難すること（以下「自主避難」という。）を促す。

なお、高齢者等避難の発令に併せて、自主避難の呼びかけ及び早目の避難行動の開始を求める。

イ 市長の措置（災害全般）

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、市長は、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し、避難のための立退きを指示することができる。（災対法第60条第1項）

災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、避難のための立退きを行うことによりかえって人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあり、かつ、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、市長は、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し、高所への移動、近傍の堅固な建物への退避、屋内の屋外に面する開口部から離れた場所での待避その他の緊急に安全を確保するための措置を指示することができる。（災対法第60条第3項）

災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、市長は警戒区域を設定し、当該区域への立入を制限し、もしくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずることができる。（災対法第63条）

市は、住民に対する避難のための避難情報を発令するにあたり、県が発表する河川水位等の情報や河川の画像情報、また、県から提供される水害危険情報図等を基に、対象地域の適切な設定等に留意するとともに、避難情報を夜間に発令する可能性がある場合には、避難行動をとりやすい時間帯における避難情報の発令に努めるものとする。また、避難情報の発令にあたっては、指定地方行政機関及び県、気象防災アドバイザー等の専門家の技術的な助言を求めることができる。

市は、避難指示の発令の際には、避難場所を開放していることが望ましいが、避難のためのリードタイムが少ない局地的かつ短時間の豪雨の場合は、躊躇なく避難指示を発令するものとする。また、そのような事態が生じ得ることを住民にも周知するものとする。

ウ 市長の不在時等の代行措置

市長の不在時等においては、次の者が市長に代わって、避難情報の発令及び警戒区域の設定を行うことができる。（上位者が不在の場合に限る。）

- （1）第1順位 副市長
- （2）第2順位 理事
- （3）第3順位 総務部長
- （4）第4順位 危機管理対策監及び各事務所長

なお、管轄地域内において、災害の発生が切迫している場合は、各事務所長が市長に代わって行うことができる。また、現地災害対策本部が設置され、現地において災害の発生が切迫している場合は、現地災害対策本部長が市長に代わって行うことができる。

エ 県知事の代行措置

県知事は、災害の発生により市がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき、市長に代わってその事務を行う。（災対法第60条第6項）

オ 県知事等の措置（洪水、地すべり）

県知事等は、洪水あるいは地すべりにより著しい危険が切迫していると認められる

とき、危険地域の住民に対し、避難のため立ち退くべきことを指示するものとする。

(水防法第29条、地すべり等防止法第25条)

県は、避難者の保護の実施のため緊急の必要があると認めるときは、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、運送すべき人並びに運送すべき場所及び期日を示して、避難者の運送を要請するものとする。

県は、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関が正当な理由が無いのに上述の要請に応じないときは、避難者の保護の実施のために特に必要があるときに限り、当該機関に対し、当該運送を行うべきことを指示するものとする。

カ 警察官の措置（災害全般）

警察官は、市長が避難のための立ち退きを指示することができないと認めるとき、又は市長から要求があったとき、若しくは住民等の生命、身体に危険が切迫していると自ら認めるときは、直ちに危険地域の住民等に対し避難のための立ち退きの指示を行うものとする。（災対法第61条第1項、警察官職務執行法第4条第1項）

キ 自衛官の措置（災害全般）

災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、災害により危険な事態が生じた場合で、警察官がその場にはいないときは、危険な場所にいる住民等に対し避難の指示を行うものとする。（自衛隊法第94条第1項）

ク 水防管理者の措置（洪水）

水防管理者は、洪水により危険が切迫していると認められるとき、危険地域の住民に対し、避難のため立ち退くことを指示するものとする。（水防法第29条）

ケ 消防職員又は消防団員の措置（火災、水防）

火災の現場及び水防上緊急の必要がある場所においては、消防職員又は消防団員（水防団員）は、警戒区域を設定し、関係者以外の者に対して、その区域への立入りを禁止し、若しくは制限し、又はその区域からの退去を命ずることができる。（消防法第28条、水防法第21条）

3 避難の指示内容

避難の指示は、下記の内容を明示して行うものとする。

- a 避難対象地域 b 避難先 c 避難路
- d 避難の指示の理由 e その他必要な事項

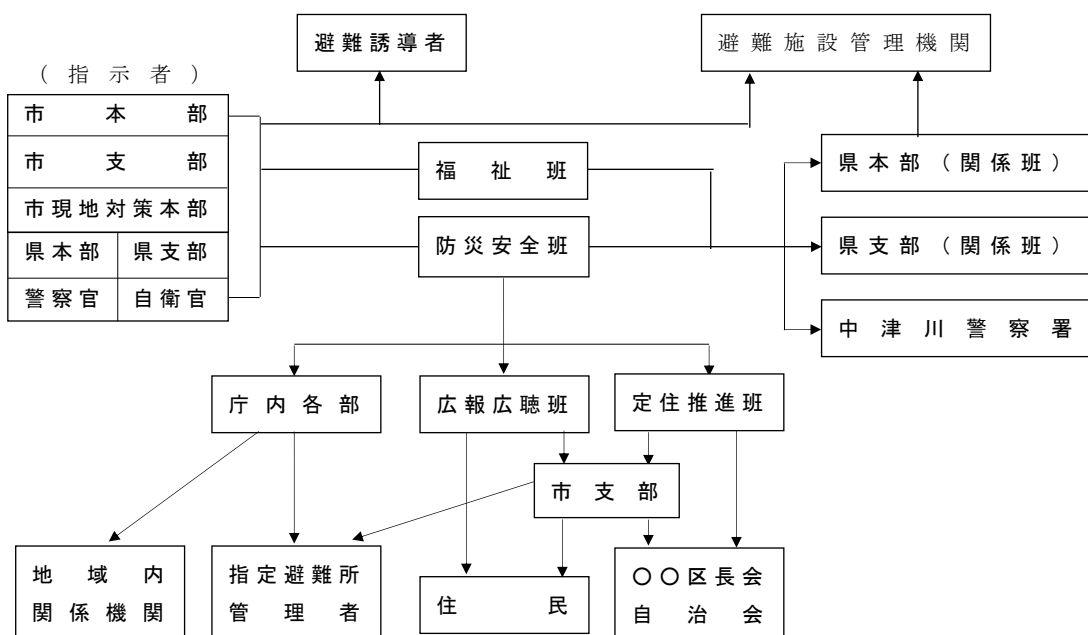
4 避難情報の解除

避難情報の解除に当たっては、十分に安全性の確認に努めるものとする。

また、避難情報の解除に当たっては、国及び県に対し助言を求めることができる。

5 関係機関相互の通知及び連絡

避難の指示者は、立ち退きの指示を行ったときは、ただちに市本部防災安全班に通知（連絡）するものとする。なお、関係機関に対する通知（連絡）は、次の系統によって行うものとする。



6 住民等に対する周知

県及び市は、避難の指示を行った場合あるいは他機関からその旨の通知を受けた場合は、「本章第6節災害広報」に準じて住民への周知を実施するものとする。なお、避難の必要がなくなったときも同様とする。

また、市は、安全な場所へ移動する「立退き避難」が避難行動の基本であるものの、洪水等に対しては、ハザードマップ等を確認し、自宅等が家屋倒壊等氾濫想定区域に存していないこと、浸水しない居室があること、一定期間浸水することにより生じる可能性がある支障を許容できることなどの条件を満たしていると住民等自身が判断する場合は、「屋内安全確保」を行うことができることを踏まえ、住民等に周知するものとする。

なお、現地で直接避難の指示をしたときは、指示者は、関係者の協力を得て、次の要領に準じてその地域内の住民等にその徹底を図るものとする。

ア 周知徹底事項

周知徹底にあたっては、できる限り必要な事項を具体的に示すこととし、避難までに時間的余裕があるとき等にあつては、おおむね次の事項のうち特に必要な事項について徹底できる範囲の事項を行うものとする。

- (ア) 避難の指示者及び避難誘導者（機関）
- (イ) 避難場所及び経路
- (ウ) 予想される災害の概要と見通し
- (エ) 避難にあたっての留意事項（「7 避難にあたっての留意事項」参照。）

イ 周知徹底の方法

地域内住民等に対する避難の指示は、次の方法のうちから最も適切な方法で行うものとするが、特に短時間にその徹底を図るため必要に応じ下記の方法を併用する等、その万全を期するものとする。

- (ア) 市防災行政無線（同報系）による徹底
市防災行政無線（同報系）によりその地域の徹底に当たるものとする。

(イ) 市民安全情報ネットワークによる徹底

ホームページ及び登録者へメール配信機能による周知を図る。

(ウ) 広報車による徹底

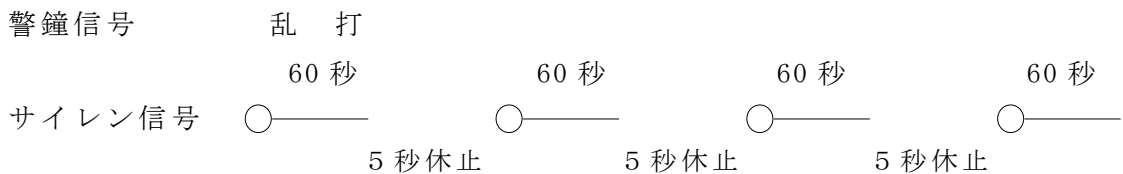
市有自動車に拡声装置を取りつけ、当該地域に派遣して拡声放送により周知を図る。

(エ) 口頭による徹底

電話又は伝令により自主防災会長等に伝達し、地域内の各世帯に周知する。

(オ) 吹鳴サイレンによる徹底

災害により危険区域内の居住者に避難のため立ち退くべきときを知らせる信号は、次によるものとする。



信号にあたっては、適当な時間継続するものとし、必要に応じて警鐘信号とサイレン信号を併用するものとする。

(カ) 放送等による周知

市本部は、関係放送機関に連絡し、ラジオ、テレビによる放送を要請するものとする。

(キ) 関係機関への伝達

避難の指示地域の次の機関に対しては、一般の伝達徹底のほか直接電話又は伝令をもって徹底するものとする。

病院、老人保健施設、その他……………市民福祉部

社会教育施設、小中学校、各保育園……………教育部、文化スポーツ部

7 避難にあたっての留意事項

避難誘導者（消防団員、市職員、自主防災組織等）あるいは避難する者は、次のような点に留意して安全な避難に努めるものとする。

(1) 着衣等

避難にあたっては、次のものを着用し、又は携行すること。

ア 頭に座布団か安全帽(ヘルメット)をつけること。

イ 夏期等でも肌の露出をさけ、できるだけ厚着をすること。

ウ 夜間は懐中電灯を携行すること。

エ ロープ、紐等を携行すること。

オ 手袋をはめ、運動靴、地下タビ等をはく。(長ぐつは水がはいて歩きにくい。)

(2) 携帯品(所持品)

携帯品は、できるだけ最小限度に止め、自力で所持でき避難の障害にならない程度のものであること。

携帯(所持)すべき主なものは、おおむね次のとおりである。

ア 主食(にぎり飯、パン等。乳児がいるときはミルク)2～3食分程度

- イ 副食(かん詰、つけ物等、携帯可能なもの)若干
- ウ 飲料水(水筒、魔法びん等による。)
- エ 貴重品(現金、貯金通帳、印鑑、健康保険証、住所を証明できるもの等)
- オ 肌着等、衣類(気温を考慮し、毛布等も携行する。)
- カ 携帯ラジオ、携帯電話
- キ 救急医薬品
- ク リュックサック、風呂敷

(3) 避難の方法

避難者あるいはその誘導者は、次の事項に留意し行動するものとする。

ア 避難者の順序

避難を時期的に段階に分けて行うときは、高齢者、幼児、病人、障がい者等を行に行い、一般青壮年男子はその次とすること。

イ 集団避難

避難は自主防災組織等单位で行い、できるだけ単独行動は避けること

ウ 誘導補助者等

避難誘導者が不足し、あるいはいないときにあっては、避難者等のうちから壮健な者が誘導補助者あるいは直接誘導者となって統制をとり安全を期すること。

エ 集団の脱落防止

集団避難する場合にあっては、誘導者は人員の掌握に努めるとともに、脱落者等を防ぐためロープ等によって集団の確保に努めること。なお、集団の配列にあたっては高齢者や子供は、中央の安全な場所に位置させ、あるいは必要に応じて各人をロープにつなぐ等、集団の確保と保全を図ること。

オ 誘導者の配置

集団避難時にあっては、誘導者が先頭と後尾につくこと。ただし、集団の規模あるいは危険度の高いときには誘導者あるいはその補助者を増員して適宜に配置し、避難の安全を期すること。

カ 病人等の避難

避難は、各人が自力で行動することが原則であるが、病人、乳幼児等、自力で行動できないものがあるときは、誘導者あるいはその補助者が、その家族に助力し必要に応じ担架、車両等によって移送すること。

キ その他の事故防止

その他避難時における事故防止に努めるため、次の点に留意すること。

- (ア) 台風時にあっては風をよけるため、家屋の下を通るようなことはさけ、建物が倒れても下敷にならないようにすること。
- (イ) 垂れ下がっている電線には絶対ふれないこと。
- (ウ) 自動車交通のひんぱんな道路を避難するときは、交通事故の防止に努め、必要に応じ警察機関と連絡し安全を期すること。
- (エ) 避難のために家屋をあけるときのあっては、盗難予防あるいは財産保全のために戸締り施錠を厳重にし、危険のある災害に応じた家財等の処置(浸水時にあっては家財を高い所に移す等)をする。なお、予想される災害の程度を考慮して

- 必要に応じ青壮年者が居残る等万全を期すこと。
- (オ) 火の元に注意し、完全に火の始末をすること。

ク 自主防災組織による避難活動

自主防災組織は、自ら又は市等の指示、指導により、次のとおり避難活動を実施する。

- (ア) 避難指示等の地域内居住者等への伝達の徹底
- (イ) 避難時の携行品（食料、飲料水、貴重品等）の周知
- (ウ) 高齢者、傷病者、身体障がい者等の保護を要する者の介護及び搬送
- (エ) 防火、防犯措置の徹底
- (オ) 組織的な避難誘導、避難場所又は避難所への収容
- (カ) 地域内居住者の避難者の把握

8 避難者の誘導及び移送

(1) 避難者の誘導

避難者の誘導は、消防本部が消防職員、消防団、警察官と自主防災組織が協力して行う。ただし、消防本部員が防除活動等のため誘導できないときは、市本部職員等のうちから市本部長が命じた者が当たるものとする。

なお、避難措置を行う者は、住民が迅速かつ安全に避難できるよう、避難所、避難路、災害危険箇所等の所在、防災気象情報、災害の概要その他の避難に関する情報の提供に努める。特に、台風による大雨発生など事前に予測が可能な場合においては、大雨発生が予測されてから災害のおそれなくなるまで、住民に対して分かりやすく適切に状況を伝達することに努めるものとする。

避難措置を行う者は、危険の切迫性に応じて避難情報の伝達文の内容を工夫すること、その対象者を明確にすること、避難情報に対応する警戒レベルを明確にして対象者ごとに警戒レベルに対応したとるべき避難行動がわかるように伝達することなどにより、住民の積極的な避難行動の喚起に努めるものとする。

○警戒レベルと避難行動の関係

警戒レベル (配色)	住民が取るべき避難行動	住民に行動を促す情報
		避難情報等
警戒レベル5 (黒)	命の危険がある。直ちに安全を確保する。	緊急安全確保
警戒レベル4 (紫)	危険な場所から全員避難する。	避難指示
警戒レベル3 (赤)	危険な場所から高齢者等は避難する。	高齢者等避難
警戒レベル2 (黄)	自らの避難行動を確認する。	・洪水注意報 ・大雨注意報
警戒レベル1 (白)	災害への心構えを高める。	早期注意情報（警報級の可能性）

市は、災害対策本部の置かれる本庁舎等において十分な状況把握が行えない場合、避難の指示を行うための判断を風水害の被災地近傍の支所等で行うなど、適時適切な避難誘導に努めるものとする。

(2) 移送の方法

避難立ち退きにあたっての移送及び輸送は、避難者が各個に行うことを原則とする。ただし、避難者が自力による立ち退きが不可能な場合においては、市において、車両等によって行うものとする。

(3) 広域災害による大規模移送

被災地が広域で大規模な立ち退き移送を要し、市において処置できないときは、県支部（総務班）に避難者移送の要請をするものとする。なお、本要請を受けた県支部、支部内においてその対策可能のときは、支部限りで実施するほか、事態が急迫しているときは、市は、直接隣接市町村、支部警察等と連絡して実施するものとする。応援の要請にあたっては、次の事項を明示するものとする。

ア 応援を求める内容及び理由

イ 対象人員

ウ 移送先

エ 移送の方法

(4) その他

避難者の移動は、各個に行うことを原則とするが、事態が急迫し、救出作業としてその必要があり、災害救助法が適用されたときは、同法による作業として実施する。実施の方法、費用の基準等は本章第7節「り災者救出計画」の定めるところによるものとする。

9 避難所の指定

(1) 開設する避難所は、あらかじめ指定した避難所から災害の態様に応じ安全適切な場所を選定して設置するものとする。指定避難所だけでは施設が量的に不足する場合には、ホテル・旅館等の活用も含め、可能な限り多くの避難所を開設するものとする。また、要配慮者のため、必要に応じて福祉避難所を開設するものとする。

なお、指定避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、あらかじめ指定避難所に指定されていたとしても原則開設しないものとする。

市は、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して、避難所の開設状況・混雑状況を周知する等、避難の円滑化に努めるものとする。

市は、災害の規模等にかんがみて必要に応じ、避難者の健全な住環境の早期確保のために、応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅、民間賃貸住宅及び空き家等の利用可能な既存住宅のあっせん及び活用等により、避難所の早期解消に努めることを基本とする。

(2) 指示によらず避難する者にあつては、できる限り縁故者宅・地域の集会所・ホテル・旅館等に避難するものとする。

(3) 市は、避難時の周囲の状況等により、屋内に留まっていた方が安全な場合等やむをえない時は、屋内での待避等の安全確保措置を指示することができるものとする。

(4) 市は、災害の予測規模、避難者数等に鑑み、市外への広域避難及び広域一時滞在が必要であると判断した場合、市外の他市町村への受入れについては、共通予防対策編第2章第3節避難対策にて事前に決めた手順に基づき、越境避難のための施設等を確保するものとする。

10 避難所の開設及び収容保護

避難所の開設及び収容並びに収容者の保護は、災害救助法による救助が適用された場合は同法に基づき市長が実施（知事の補助執行者として以下同じ。）し、また同法が適用されない災害又は同法が適用されるまでの間は、市独自の応急対策として市長が開設する。

なお、避難所の開設及び収容は、文化スポーツ班及び教育班が使用する施設の管理者その他関係者の協力を得て行うものとする。

（1）収容者

避難所へは次の者を収容する。

ア 避難指示者の指示に基づき、又は緊急避難の必要に迫られ住家を立ち退き避難した者

イ 住家が災害により全焼、全壊、流失し、又は半焼、半壊し、もしくは床上浸水の被害を受け日常起居する場所を失った者

上記の者であっても被災を免れた建物に居住し、あるいは親戚縁故者に避難する者はこの限りでない。

（2）収容時間

災害救助法による避難所の開設、収容、保護の期間は災害発生の日から7日間とするが、それ以前に必要ななくなったものは逐次退所させ、期間内に完了するものとする。ただし開設期間中にり災者が住居あるいは仮住居を見出すことができずそのまま継続するときは、その数が一部（少数）であれば、以降の収容は、災害救助法によらず、市の独自の収容として行うものとし、また8日目以降においても多数の収容者を続けて収容する必要があるときは、災害発生後5日以内に市本部は、県支部総務班を経て県本部に開設期間の延長を要請するものとする。県本部は、延長の必要を承知したときは厚生労働大臣（社会・援護局保護課）に申請し、その承認を経て期間延長を行うものとする。協議、同意にあたっては、次の事項を明示して行う。

ア 延長を要する期間

イ 期間の延長を要する地域

ウ 期間の延長を要する理由又はその具体的な状況

エ 期間の延長を要する避難所名及び収容人員

オ 延長を要する期間内の収容見込

カ その他

（3）費用の基準

災害救助法による避難所の設置及び収容のため支出する費用は、岐阜県災害救助法施行細則に定める額の範囲内とする。

（4）所要物資の確保

避難所開設及び収容保護のための所要物資は、市本部において確保するものとする。ただし、現地において確保できないときは、市本部は、県支部総務班に、県支部は、県本部防災班に避難所用物資確保についての連絡をするものとする。県本部（防災班の連絡により産業政策班等）においては、連絡のあった物資を速やかに確

保し、輸送するものとする。なお、県支部においては、市本部から連絡のあった物資が支部管内で確保可能のときは、県支部において直接確保し、輸送するものとする。

(5) 施設使用の強制

避難所の設置に当たり、その施設の所有者又は占有者の反対により、当該施設を使用することができず、かつ他に適当な施設がないときは、市本部は県支部総務班に、県支部は県本部防災班に連絡するものとする。県本部防災班は、連絡に基づき調査、検討のうえその必要を認めるときは、当該施設使用についての強制命令（公用令書による）を執行するものとする。なお、本執行は、できる限りさけ得るよう、平常時より計画し、施設の所有者等と協議しておくものとする。

(6) 本部職員の駐在

避難所を開設したときは、市本部は、避難所ごとに市本部の職員を派遣駐在させ、パソコン通信端末、電話等を設置し、駐在員をして避難所の管理と収容者の保護、被災者情報、支援対策等の広報に当たらせるものとする。なお、駐在員は、次の各種記録を備付け、整備するものとする。

ア 「救助実施記録日計票」（6号の6）

イ 「避難所設置及び収容状況（名簿）」（様式6号の8）

ウ 「救助の種目別物資受払状況」（様式6号の7）

(7) 避難所の適切な運営管理

市は、避難所の運営が、あらかじめ定めた避難所運営マニュアル（在宅避難者への対応を含む。）に従って運営されるよう指導するとともに、市本部は以下の事項に留意し、適切な運営管理を行うものとする。

ア 避難所における情報の伝達、食料、水等の配布、漬掃等については、避難所、住民、自主防災組織、避難所運営について専門性を有したNPO・ボランティア等の外部支援者等の協力が得られるよう努めるとともに、対応が困難な場合は、他の提携市町村、県支部総務班に連絡及び応援要請すること。

イ 市は、指定避難所を開設するにあたって、日本赤十字社奉仕団、その他NPO・ボランティア等の協力を得、指定避難所の生活環境の保持等に努めるものとする。県は、市の実施する救援措置が円滑に行われるよう、ボランティアのあっせんをする。

ウ 自主防災会及び避難者の協力を得つつ、市は、それぞれの指定避難所に受け入れている避難者に係る情報及び指定避難所で生活せず食料や水等を受取りに来ている被災者等に係る情報の早期把握に努めるものとする。また、民生委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者等は、要配慮者の居場所や安否の確認に努め、把握した情報について市に提供するものとする。特に負傷者、災害による遺児、衰弱した高齢者、障がい者等の要配慮者の所在の把握に努め、必要な保護を講じること。

エ 要配慮者に対する健康状態の把握と、情報の提供について十分配慮すること。

オ 食事供与の状況、排水経路を含めたトイレの設置状況等の把握に努め、避難所における生活環境が常に良好なものであるよう努めること。また、避難の長期化

等必要に応じてプライバシーの確保等に配慮し、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師、歯科医師や看護師等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、ごみ処理の状況など、避難者の健康状態や避難場所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じること。

カ 避難所における感染症対策のため、避難者の健康管理や避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保、適切な避難所レイアウト等の必要な措置を講じよう努め、感染症の発生、拡大がみられる場合は、県及び市の防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な措置を講じること。

キ 避難所の運営における女性の参画を進め、男女のニーズの違い等、男女双方の視点等に配慮する。女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営に努める。

ク 避難所等における女性や子供等に対する性暴力・DVの発生を防止するため、女性用と男性用のトイレを離れた場所に設置する、トイレ・更衣室・入浴施設等は昼夜問わず安心して使用できる場所に設置する、照明を増設する、性暴力・DVについての注意喚起のためのポスターを掲載するなど、女性や子供等の安全に配慮するよう努めるものとする。また、県警察、病院、女性支援団体との連携の下、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努めるものとする。

ケ 長期の避難生活による精神的ストレス解消のため、被災者のこころのケアに努めること。

また、必要に応じ、避難場所における家庭動物のためのスペースの確保に努めるとともに、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努めるものとする。

コ 市は、自宅や親戚・知人宅等の指定避難所以外への避難者に対しても、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達等により、生活環境の確保が図られるよう努めることとする。

(8) 避難所開設状況の報告

市本部福祉班は、避難所を開設したときは、速やかに県支部総務班経由県本部防災班に報告するとともにその後の収容状況を毎日、**本章第7節「り災者の救助保護計画」様式6号の5「救助日報」**により報告するものとする。

報告は、次の事項について電話等によって行うものとする。

ア 開設状況報告

避難所開設の日時、 避難所開設の場所及び施設名
収容状況（うち、避難指示による者）（施設別に）
開設期間の見込

イ 収容状況報告

収容人員（施設別に）、 開設期間の見込等

ウ 閉鎖報告

閉鎖した日時（施設別に）

(9) 備付帳簿等

避難所を開設した市は、次の関係書類及び帳簿を備付け、整備するものとする。

- ア 「救助実施記録日計票」(様式6号の6)
- イ 「避難所設置及び収容状況」(様式6号の8)
- ウ 「救助の種目別物資受払状況」(様式6号の7)
- エ 「避難所用施設及び器物借用整理簿」(様式6号の9)

11 要配慮者への配慮

市は、災害時には、避難行動要支援者本人の同意の有無に関わらず、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画を効果的に利用し、避難行動要支援者について避難支援や迅速な安否確認等が行われるように努めるものとする。

県及び市は、避難誘導、指定避難所等での生活環境、応急仮設住宅への受入れに当たっては、要配慮者の多様なニーズに十分配慮するものとする。特に福祉施設職員等の応援体制、応急仮設住宅への優先的入居、高齢者、障がい者向け応急仮設住宅の設置等に努めるものとする。

第3項 食糧供給計画

災害時における被災者及び災害防護活動者等に対する炊き出し及び食品の給与は、米穀の買入れ・販売等に関する基本要領（平成21年5月29日付け21総食第113号総合食料局長通知）、「災害時に対応する精米の供給等の協力に関する協定」（以下「精米供給協定」という）、「災害時に対応する玄米の備蓄・供給に関する協定」「県民食糧備蓄事業実施要綱」に基づき、本計画の定めるところによるものとする。

1 実施者

炊き出し及び食品給与の直接の実施は、主要食糧（米穀）にあつては農林班が、また、副食及び燃料にあつては市本部商工観光班が実施するものとする。なお、小規模災害時においてはその程度に応じ、自主防災組織等において実施するものとする。ただし、被災地域において実施できないときは、県本部又は県支部もしくは隣接市町村本部が応援又は協力をして実施するものとする。

県は、市の食料物資等が不足するなど災害応急対策を的確に行うことが困難であり、その事態に照らし緊急を要し、市からの要求を待ついとまがないと認められるときは、要求を待たず、市に対する食料物資を確保し輸送するものとする。

2 実施現場

炊き出しの実施は、避難所（食事をする場所）にできるだけ近い適当な場所において実施するものとする。ただし、近くに適当なところがないときは、適宜の場所あるいは施設で実施し、自動車等で運搬するものとする。

炊き出し場所（給食施設）等は、おおむね次の順位で農林班が施設の管理者と協議して定めるものとする。

（1）集団給食施設の利用

既存の集団給食施設のうち、食事場所（避難場所あるいは作業現場）にできるだけ近い適当な施設を利用して市本部が直接行う。

なお、炊き出しを行うことができるよう設備を整備し、かつ備蓄機能を持たせた次の施設を積極的に活用する。

施設名	設備	備蓄可能数
坂本学校給食共同調理場	釜などの調理設備	4,500食

（2）業者委託

米飯業者における炊き出しが適当な場合は、農林班は、業者に献立、費用基準等を示して委託し、あるいは購入する。委託する場合にあつては、必要に応じで原材料を給付するものとするが、米穀については、給付することを原則とする。ただし、米穀を購入し給付するいとまがないときは、とりあえず業者所有米穀を立替使用する。

（3）家庭炊き出し

被災をまぬがれ、あるいは災害の危険のない地域の家庭で分散して炊出すことが

適当な場合は、関係奉仕団等(自治組織)を通じて各家庭に割当て、主食(包装食又は握り飯)の炊き出しを行う。この場合の副食は、市本部において一括購入し、炊出し品と合せて配分するものとするが、この方法は、災害発生後の緊急食(1~2食分)について行い、できる限り速やかに集団給食施設等の利用による炊き出しに切替える。なお、家庭炊き出しにあたっての米穀等原材料は、市本部が一括購入確保し、これを配分して行うことを原則とするが、そのいとまかないときは、とりあえず各家庭等において原材料等を立替使用する。

(4) 臨時仮設

前各項によれない場合あるいは適宜の場所に仮設して炊き出すことが適当な場合にあつては、炊き出しを行うに適当な場所に炊飯具を仮設して行う。この場合は、できるだけ既存建物を利用することとするが、それができない場合にあつては、野外に天幕等を張って仮設する。

3 主食糧の一般的確保

被災者及び被害応急対策従事者に対する炊き出し及び食品の給与のために必要な米穀は、原則として市本部において、管内の米穀販売業者から米穀を購入するものとする。

4 主食糧の緊急確保

前記3「主食糧の緊急確保」の一般的確保が困難な状態において主食糧の確保は県民食糧備蓄事業実施要綱に基づき次によることとする。

(1) 米穀の提供要請

市本部農林班は、前記3「主食糧の緊急確保」の方法による米穀の確保が困難な場合、県本部農産園芸班に米穀の提供を要請する。

(2) 引度量数

緊急引渡しを行う数量は、次表のとおりとする。

区 分	米 穀	乾 パ ン
被 害 者 供 給 用	精米 1 人 1 食あたり 200g	1 人 1 食あたり 115g
	又は 玄米 1 人 1 食あたり 220g	
災 害 救 助 従 事 者 供 給 用	精米 1 人 1 食あたり 300g	1 人 1 食あたり 115g
	又は 玄米 1 人 1 食あたり 330g	

(3) 引渡場所等

災害の状況による緊急引渡しを行う場所、引渡品目及び引渡を受ける者の区分は、次表のとおりとする。

災 害 の 状 況	引 渡 場 所	引 渡 品	引 渡 を 受 け る 者
県本部と市本部の連絡ができる場合	岐阜県の指定する場所	米穀(精米)	市長
交通、通信の途絶え等のため県本部と市本部の連絡がつかない場合	政府の指定する倉庫	米穀(精米)	市長

(4) 引渡手続

災害救助用食糧の緊急引渡しの手続きは、次のとおりとする。

ア 知事と市が連絡できる場合

(ア) 米穀（精米）

- a 市本部農林班は、知事に災害救助用食糧の引渡要請を事前に行うとともに、様式6号の10「災害救助用食糧（米穀）緊急引渡申請書」を1部提出する。
ただし、申請書を提出する時間的余裕がないときは、ファックス又は電話により申請することができる。この場合、事後、速やかに所定の手続きを行うものとする。
- b 県本部農産園芸班の要請を受けた供給業者は、県本部農政班が指定する場所へ精米を輸送し、市長へ引渡しを行う。
- c 市本部農林班は、精米の引渡しを受ける際に、供給業者へ様式6号の13「災害救助用食糧（精米）受領書」を1部提出する。
- d 市本部農林班へ引渡しを行った供給業者は、様式6号の14「災害救助用食糧（精米）引渡報告書」に様式6号の13「災害救助用食糧（精米）受領書」の写しを添えて、速やかに県本部農産園芸班に1部提出するものとする。

イ 交通、通信の途絶等のため県本部と市本部の連絡がつかない場合

（市本部農林班がアの規定による災害救助用食糧の引渡しを受けることができない場合）

- a 市本部農林班は、政府が定める所定の手続きにより農林水産省生産局に対し、災害救助米穀の引渡要請を行い、政府が指定する倉庫において米穀を受領する。
- b 市本部農林班は、政府が指定する倉庫から米穀を受領したときは、連絡のつき次第、知事に報告するとともに、速やかに、様式6号の17「災害救助用米穀緊急引取報告書」を提出する。

(5) 買受手続等

県本部農産園芸班は、市本部農林班が(4)のアの(ア)により災害救助用食糧を受領したときは精米供給協定第3条の規定に基づき価格の決定を(4)のアの(イ)、又は(4)のイによる引渡手続により災害救助用食糧を受領したときは、緊急引渡要領第4及び第5の規定に基づき買受手続を、速やかに行うものとする。

(6) 代金納付

買受手続等が完了した後の代金納付については、次のとおりとする。

- ア 市本部農林班は、知事が発する納付書により指定する期日までに県金庫に払い込むものとする。

5 副食等の確保

炊き出しその他食品給与のため必要な原材料、燃料等の確保は、市本部福祉班の要請に基づき、市本部商工観光班が行うものとする。ただし、災害の規模その他により市地域内において確保できないときは、県本部又は県支部もしくは隣接市本部において確保輸送し、あるいは確保のあつせんをするものとする。

また、必要に応じて市及び県は、防災関係機関、事業者等の協定に基づき応援食料等を調達するものとする。

6 配分

炊き出し品その他食品等の給与は、次によるものとする。

(1) 引継ぎ

給食責任者は、炊き出し品の配分条件を示して、次の者に引継ぐこと。

- ア 避難所施設にあっては、避難所駐在員
- イ 災害応急対策従事者にあっては、その部隊(団体)の指揮者
- ウ 分散収容されている被災者にあっては、その地区の奉仕団役員等

(2) 配分

引継ぎを受けた者は、配分条件に基づき各対象者に配分するものとするが、災害救助法に基づく炊き出し品の配分は、次によること。

- ア 避難所における配分は、駐在員が世話人の協力を得て各世帯別に配分すること。
- イ この場合は、その状況を収容者名簿に記録しておくこと。
- ウ 分散収容者に対する配分にあたっては、配分責任者は、名簿（収容者名簿に準ずる。）を作成し、これに配分の状況を記録しておくこと。
- エ 上記記録は、救助終了後市本部農林班に引継ぐこと。

7 応援等の手続

市本部において炊き出し等食品の給与ができないとき又は物資の確保ができないときの応援等の手続は次によるものとする。

- (1) 市本部農林班は、福祉班と協議し、その必要を認めるときは、県支部総務班に応援等の要請をするものとする。ただし、緊急を要するときは、直接隣接市町村に応援等の要請をするものとする。なお、応援等の要請にあたっては、次の事項（以下本項において「応援条件」という。）を明示して行うものとする。

ア 炊き出しの実施

- (ア) 所要食数（人数）
- (イ) 炊き出し期間
- (ウ) 炊き出し品送付先
- (エ) その他

イ 物資の確保

- (ア) 所要物資の種別、数量
- (イ) 物資の送付先及び期日
- (ウ) その他

8 食品衛生

市本部は、炊き出しにあたっては、常に食品の衛生に心掛け特に次の点に留意するものとする。

- (1) 炊き出し施設には飲料水を十分供給すること。
- (2) 供給人員に応じて必要な器具、容器を確保し備え付けること。
- (3) 炊き出し場所には、手洗い設備及び器具類の消毒ができる設備を設けること。
- (4) 供給食品は、防ハエ、その他衛生害虫駆除等について十分留意すること。
- (5) 使用原材料は、衛生管理が十分行われている業者から仕入を行い保管にも注意すること。
- (6) 炊き出し施設は、学校等の給食施設又は公民館、社寺等の既存施設を利用するほか、これが得がたい場合は、湿地、排水の悪い場所、塵埃（じんあい）汚物処理場

等から遠ざかった場所を選定して設けること。

- (7) 炊き出しに携わる者は、皮膚、手指に化膿創のある者、下痢をしている者等は避け、できるだけ要員を固定化すること。また、炊き出しに携わった者を明確にしておくこと。
- (8) 腹痛、下痢、嘔吐、発熱等の発症者があった場合には、直ちに県支部総務班に連絡するとともに、医師の手配を行うこと。
- (9) 食糧品の救援物資を受けた場合は、その出所、日時を明確に把握するとともに食品の品質低下を避ける措置をとること。

9 災害救助の基準等

炊き出し食品の給与のうち災害救助法に基づく実施基準その他は次のとおりである。

(1) 対象者

ア 炊き出し

炊き出しは、次の者に対して行う。

- (ア) 避難所に収容された者
- (イ) 住家の被害が全焼、全壊、流失、半壊、半焼又は床上浸水等であって、炊事のできる方途のない者

(注) 1 床上浸水の場合は、炊き出しの対象とはならない。ただし、避難の指示に基づき避難所に収容した者は対象とする。

2 旅館の宿泊人、一般家庭の来訪客等は、市において対象とする。

3 電車の旅客等は、東海旅客鉄道又は関係会社等において救済措置ができないときに限って対象とする。

イ 食料品その他の食品の給与

床上浸水以上の被害を住家に受けたため、現在地に居住することができず、一時縁故先等に避難する者で、食料品をそう失し、持ち合わせのない者（避難の指示による避難は対象とならない。）に対して行う。

(2) 実施期間

ア 炊き出し

災害発生の日から7日以内とする。ただし、期限前に必要がなくなったときは、その日までとし、また期限を経過しても多数の者に対して継続実施の必要があるときは、市本部は期間内に県支部総務班を経由して、県本部防災班に期間延長の要請をするものとする。期間延長の協議、同意にあたっては、次の事項を明示して行う。

- (ア) 延長の期間
- (イ) 延長を要する地域及び対象人員
- (ウ) 延長を要する理由
- (エ) その他

イ 食品の給与

災害発生の日から7日以内とする。ただし、炊き出しと重複して支給することはできない

(注) 「り災者旅行証明書」を発行した者に支給されるものである。

(3) 費用の基準

1人1日当たりの費用は、岐阜県災害救助法施行細則に定める額の範囲内とする。

(注) 1 費用の内容は、主食、副食、燃料、雑費等の合計をいう。ただし、炊き出しに要する労力は、奉仕団により経費中には含まれない。

2 費用の基準は、1人1日分であって、1食分については、1日の費用の3分の1としなければならない。

3 食品の給与は、主食、副食及び燃料費等の支給が基準額以内で現物により給付するものである。

4 り災者が一時縁故地等へ避難する場合における食品の給与は、3日分以内とする。

(4) 費用の範囲種別

支出できる費用は、おおむね次の範囲とする。

ア 主食費

(ア) 販売業者からの購入した主食代（小売価格）

(イ) 知事が東海農政局岐阜農政事務所から一括売却を受け配分した主食代（売却価格）

(ウ) 配給食料のほか一般食料品店等から購入したパン、うどん、乳児用ミルク等（購入価格）

イ 副食費

調味料を含み、その内容、品目、数量等について制限はない。

ウ 燃料費

品目、数量について制限はない。

エ 雑費

器物（釜、鍋、やかん、しゃくし、バケツ）等の借上料、謝金その他茶、はし、荷札等の購入費であって、備品類の購入は認められない。なお、市町村等公共団体からの借用した物品の借上料及び謝金は認められない。

オ その他

人夫費、輸送費は、特別の場合を除き、原則として認められない。

(5) その他事務手続

市本部は、各炊き出し場所に責任者を配し、次の諸記録を作成し、整備保管するとともに炊き出しの状況を報告するものとする。

ア 作成記録

「救助実施記録日計票」（様式6号の6）

「炊き出し給与状況」（様式6号の18）

「救助の種目別物資受払簿」（様式6号の7）

「炊き出し協力者、奉仕者名簿」（様式6号の19）

イ 炊き出し状況報告

炊き出しの実施状況を毎日県支部総務班を経由して県本部防災班に炊き出し場所数及び炊き出し場所別給与人員を（朝、昼、夕に区分して）報告するものとする。

報告は電話等によるものとし、報告は本章第7節「り災者の救助保護計画」様式6号の5「救助日報」によるものとする。

10 その他

- (1) 災害救助法によるり災者の炊き出しは、特別の場合を除いて7日間以内とされるので、8日以降は、自力で炊事ができるように物資の配分その他について配慮するものとする。
- (2) 災害救助法による以外の炊き出し等にあたっては、災害救助の基準等を参考にして市本部において計画し実施するものとする。なお、防護活動者に対する米の炊き出し量は1食300gとして実施するものとする。
- (3) 被災者へ食料等を供給する際には、孤立状態にある被災者、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者に対しても食料等が供給されるよう努めるものとする。

第4項 給水計画

災害のため飲料水が枯渇し、又は汚染して現に飲料に適する水を得ることができない者に対する災害救助法、感染症法その他による飲料水の供給は、本計画の定めるところによるものとする。

1 実施者

飲料水供給の直接の実施は、飲料水の確保については、水道班が「地震等災害対策マニュアル」により行うものとする。ただし市本部において実施できないときは、岐阜県水道災害相互応援協定その他の協定に基づき、県本部又は県支部もしくは市本部が応援又は協力して実施するものとする。なお、災害救助法による給水については、県本部防災班が担当し、県支部総務班、県本部生活衛生班及び薬務水道班の協力を得て実施するものとする。

県は、市の飲料水等が不足するなど災害応急対策を的確に行うことが困難であり、その事態に照らし緊急を要し、市からの要求を待ついとまがないと認められるときは、要求を待たず、市に対する給水応援を実施するものとする。

2 給水の目安

- (1) 給水量：おおむね1人1日3リットル
- (2) 給水機関：飲料水の取得手段が平常状態に回復するまでの期間
(震災時においては7～15日程度)

3 給水方法

- (1) 飲料水の供給は、給水車により搬送し、給水車への取水は、耐震性の施された水道施設貯水槽から行う。
- (2) 水道水源が冠水等で汚染したと認められるときは、十分な清掃及び消毒を行い、水質検査（通常の細菌理化学検査）を実施し、飲用に適することを確認の上供給する。
- (3) 家庭用井戸等を使用し、確保するようなときにあっては、防疫その他衛生上滅菌剤を投入し、あるいは交付して行い、飲用に適することを確認する。
- (4) 給水可能な配水管がある場合は、仮設配管を行い、臨時給水栓を設けて給水する。

4 給水順序

飲料水の供給にあたって、順位を設けて配分する必要があるときは、おおむね次の順序で行うものとする。

- (1) 原則として、発災後1日以内に避難所、医療機関への供給
- (2) 発災後、3日以内に水道施設の復旧に着手
- (3) 発災後、10日以内に応急復旧した施設による供給を行う

5 応急復旧の手順

- (1) 初動時期は、被災状況、復旧状況に応じて段階的に対応を変更することとするが、人命に関わることを優先し、応急給水の体制の確立と初動応援で応急給水を行う。
- (2) 2段階目として、幹線及び主な支管復旧を実施し、応急給水栓の確保に努め無人

化により応急給水補給場所の縮小を行う。

(3) 3段階目として、支管復旧を実施し更に給水場所を拡大し、上記同様応急給水補給場所の縮小を行う。

(4) 4段階目として、被災状況に応じて復旧困難な地域について、仮設配管により給水を図り、給水活動を縮小し終結する。

6 応援等の手続

市本部において飲料水の供給ができないときは、市本部が岐阜県水道災害相互応援協定に基づき、県に応援を要請するものとする。また、必要に応じて日本水道協会岐阜県支部に応援の要請をするものとする。なお応援等の要請にあたっては、次の事項を明示して行うものとする。

(1) 供給水量(何人分又は1日何リットル等)

(2) 供給の方法(自動車輸送その他)

(3) 供給期間

(4) 水源地及び供給地

(5) その他必要事項

7 水道の対策

市本部水道班は災害による水道事故に対処するため、災害の発生が予想されるときは、水道担当技術者及びその要員を待機させるとともに資材の整備に努め、事故が発生したときは、次の方法によりその対策を講ずるものとする。

(1) 施設を巡回して事故発生の有無を確認する。

(2) 施設の損壊、漏水等を認めたときは応急措置を講ずる。

(3) 塩素滅菌による残留塩素検出量を0.2mg/L以上に保持する。

(4) 水道施設に被害があったときは、様式6号の20「水道事故報告書」及び第6節第2項の「医療衛生施設被害状況等報告書」により県支部総務班に報告するものとする。

8 災害救助の基準等

飲料水の供給のうち災害救助法に基づく実施の基準その他は、次のとおりとする。

(1) 対象者

災害のため、現に飲料水を得ることができない地区に居住している者及び人工透析施設を有する医療機関に対して行う。

市は、被災者へ給水等を実施する際に、孤立状態にある被災者、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者に対しても給水等が実施されるよう努めるものとする。

(注) 本救助は、他の一般救助と異なり、住家とか家財の被害がなくてもその地区において自力で飲料水を得ることができない者であれば対象とする。また反対に住家に被害があっても自力で近隣において確保できるときは本救助の対象とはしない。

(2) 実施期間

災害発生の日から7日以内とする。ただし、期限前に必要がなくなったときはその日までとし、また期限を経過しても多数のものに対して継続して実施する必要があるときは市本部は期間内に県支部総務班を経由して県本部防災班に次の事項を明示して期間延長の要請をするものとする。県本部防災班は、その必要を認めたとき

は、内閣総理大臣（社会・援護局総務課）の同意を得て最小限度の期間を延長するものとする。

ア 延長を要する期間

イ 延長を要する地域及び対象人員

ウ 延長を要する理由

(3) 費用の範囲

支出できる費用は、おおむね次の範囲とする。

ア ろ過水その他給水に必要な機械器具の借上費、修繕費及び燃料費

(ア) 機械とは、自動車、給水車、ポンプ等をいう。

(イ) 器具とは、ポリ容器、バケツ、ペットボトル等をいう。

イ 浄水用薬品及び資材費

(ア) 薬品とは、次亜塩素酸ナトリウム（カルキ）等をいう。

(イ) 資材とは、ろ過水に必要な資材等をいう。

ウ 飲料水の輸送費及び供給のための人夫費

エ 費用の限度は、おおむね1人1日当たり3ℓを供給するに必要な範囲の額とする。

(4) その他事務手続

市本部は、各給水場所に責任者を配し、次の諸記録を作成し、整備保管するとともに飲料水の供給状況を報告するものとする。

ア 作成記録

「救助実施記録日計票」様式6号の6)

「飲料水の供給簿」(様式6号の21)

「救助の種目別物資受払状況」(様式6号の7)

イ 給水状況報告

飲料水の供給状況を毎日県支部総務班経由県本部防災班に給水地区、対象人員、供給人員、供給方法等を報告するものとする。報告は、電話等によるものとし、報告は本章第7節「り災者の救助保護計画」様式6号の5「救助日報」によって行うものとする。

第5項 栄養・食生活支援計画

発災直後の食料や水の確保は、生命維持に関わる重要な問題である。また、避難生活が長期化すると、食品の入手ルートや調理設備等の食環境の変化に伴う食欲や料理をする気力の減退、摂取食品の偏り等による栄養状態の悪化が、健康状態に影響を及ぼす。さらに、被災住民の中で「食事の配慮が必要な人」への課題も表面化してくる。そのため、関連機関等と連携して、被災住民の食生活や栄養状況がより早く平常時までには回復するよう努める。

1 時系列での主な取組

「岐阜県災害時栄養・食生活支援活動ガイドライン（初版）」（平成24年3月）をもとに、本市における発災後の食事に関する取組等を時系列にして次表に示す。発災後の時間経過を、フェーズ0（初動体制の確立：発災後24時間以内）、フェーズ1（緊急対策：発災後24～72時間）、フェーズ2（応急対策：4日目～2週間）、フェーズ3（応急対策：3週間目～2カ月）の段階に分けており、市は各状況に応じた適切な取組の実施に努めるものとする。

区分	想定される状況	市の取組等
<p>フェーズ0 (概ね災害発生後24時間以内) 初動体制の確立</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ライフラインの寸断 ・野外等への避難者増大 ・情報収集困難、情報の途絶(停電、電話不通等) ・道路の寸断 ・避難所の開設 	<p>早期に食料供給体制を整備する。最低限のエネルギー・水分確保が課題であり、備蓄食料の放出、救援物資の供給、不足食料の要請、炊き出し計画などが必要。</p> <ol style="list-style-type: none"> ①状況把握：被災者数／ライフラインの被害状況／食料・水供給源の被害状況 ②食料・水供給の支援要請 ③備蓄品の活用 ④炊き出しの計画
<p>フェーズ1 (概ね災害発生後72時間以内) 緊急対策(生命・安全の確保)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・被災者増加等に伴う混乱 ・負傷者等の増加 ・食料の絶対的不足 ・災害弱者用食品(乳幼児粉ミルク、離乳食、高齢者用食品等)の不足 ・トイレの不足(おむつ不足) ・衛生管理不徹底 	<p>避難所での食料配分状況の確認や普通の食事に対応できない人への対応を行うため、巡回栄養相談等を開始し、不足分は関係機関との連携により対応する。断水等の影響でトイレが十分使用できないことがあるため、水分摂取を控える傾向があり、脱水等が問題となる。熱中症やエコノミークラス症候群の予防の観点からも、水分摂取への注意が必要である。</p> <ol style="list-style-type: none"> ①状況把握：被災者数／ライフラインの被害状況／食料・水供給源の被害状況 ②被災者の栄養管理の検討 <ul style="list-style-type: none"> ・食事の配慮が必要な人への対応 ・避難所における巡回栄養相談の計画 ③食料・水供給の支援要請 ④備蓄食品の活用 ⑤炊き出しの実施と配分計画
<p>フェーズ2 (概ね災害発生後4日目から2週間) 避難所対策が中心の時期 応急対策</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・便秘者の増加 ・慢性疲労、体調不良者の増加 ・水分摂取制限の恐れ ・糖質に偏った食事(たんぱく質、ビタミン不足) ・塩分摂取量増加 ・調理意欲の減退 	<p>慣れない避難生活と災害時の恐怖感や慢性疲労のため、体調不良者が増え、便秘、口内炎、食欲不振、風邪を引きやすい等の症状がみられ、野菜不足、ビタミン不足、アレルギー等の対応が求められる。避難所等での食事量の調整が難しく、運動不足と相まって肥満問題が生じる。救援物資のおにぎり、パン類等が余剰気味となり、炭水化物過多への調整と野菜やたんぱく質不足の補給、温かい食事へのニーズが高まる。</p> <ol style="list-style-type: none"> ①状況把握：被災者数(避難所、自宅等)／ライフラインの復旧状況／食料・水供給源の被害状況 ②被災者の栄養管理の実施支援 <ul style="list-style-type: none"> ・食事の配慮が必要な人への対応 ・避難所における巡回栄養相談の計画 ③炊き出しの実施と栄養管理 ④被災者の食生活支援 <ul style="list-style-type: none"> ・避難所における世帯への食生活支援 ・一般被災世帯への食生活支援
<p>フェーズ3 (概ね災害発生後3週間から2カ月) 避難所から概ね仮設住宅入居までの期間 応急対策</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・慢性疾患の悪化の恐れ ・災害後の将来への生活不安 ・救援物資の過剰(偏った食品の種類) ・調理設備の不足 ・調理意欲の減退 	<p>慣れない避難生活のため、慢性疲労や体調不良者が増え、便秘、口内炎、食欲不振、風邪を引きやすい等の症状がみられる。食事が栄養基準を満たしているか、避難所による供給の格差はないか確認し、避難所での運動不足等による肥満問題もチェックする。</p> <ol style="list-style-type: none"> ①状況把握 <ul style="list-style-type: none"> 仮設住宅世帯数／地域の食料供給源／被災世帯の状況 ②仮設住宅入居所への食生活支援 <ul style="list-style-type: none"> ・食環境の変化に対応するための支援 ・訪問栄養指導の実施 ・運動・食生活相談の実施 ③被災地域全体への食生活支援 <ul style="list-style-type: none"> ・地区健康教育の実施

2 食事の配慮が必要な人への対策

発災後は、「食事の配慮が必要な人」への栄養・食生活支援も重要であり、保健所管理栄養士等とも連携して早期に対応する。「食事の配慮が必要な人」とは、乳幼児、高齢者等で嚥下困難な人、慢性疾患患者で食事制限が必要な人などであり、健康管理面での避難所管理のほか、非常食や救援物資食品の内容及び水分摂取への配慮が必要であり、次表のような留意点が挙げられる。

対象	食事の配慮が必要な人への対策
乳幼児	<p>食事の回数を多く 乳幼児は、日々の健康維持だけでなく、発育・発達用の栄養素等の摂取が必要である。体重当たりの必要量が多い一方、消化器官などの内臓が未熟なため、授乳回数や食回数も1日3回の他に間食を与える。</p> <p>ストレスに注意 生活環境の変化を敏感に受けて、ストレスなどから食べなくなることや夜泣き等が現れることがある。保護者にもストレスになるため、遊び場の確保や保育ボランティアからの支援等も考慮する。</p> <p>食事性アレルギーの乳幼児の場合 避難所では備蓄食品・救援物資等で対応を行い、それらが困難な場合は、アレルギー用食品を要請する。</p>
高齢者	<p>脱水に注意 高齢者は、体内水分量が少なく「脱水」になりやすい。体内の水分が失われると、疲労感や食欲不振につながる。避難所生活では、夜間頻尿や失禁を恐れ、意図的に水の摂取を制限している場合がある。また、風邪などの発熱や、糖尿病などの多尿、感覚機能低下、口渇感の低下などでも、脱水に陥る。水分は安静時でも1日1.5リットル、通常は2.5リットルが必要で、食事以外にも水分補給を行う。ペットボトルなど多く用意するとともに、トイレが遠い場合を考え、排泄しやすいポータブル用品などの備えも必要である。</p> <p>低栄養に注意 高齢者は食事の好みが淡泊になり、また野菜の煮物や漬物などが中心の場合は、たんぱく質等の不足による低栄養に陥りやすい。乳製品の積極的な摂取や、離乳食及び嚥下困難者用の食事を活用する。</p> <p>備蓄のポイント 普段軟らかいご飯やおかゆを食べている人は、かゆ缶詰やレトルトかゆを用意する。市販されている濃厚流動食、蜂蜜や飴等は、食欲がないときや体調が悪いときに活用する。高齢者や虚弱者は水分が多いと飲み込みにくいことがあるため、水分の多い食品やミキサーにかけた食品にトロミを付けるためトロミ剤を活用する（嚥下が困難な人の対応）。</p> <p>【特別用途食品の利用】そしゃく困難者用食品 / そしゃく・嚥下困難者用食品（医師、管理栄養士等の相談・指導を得て使用する）</p>
高血圧	<p>血圧に注意 高血圧は動脈硬化を招き、虚血性心疾患や腎臓病、脳血管疾患を引き起こす原因の一つ。避難所での生活は、環境の変化、悩み事のストレスで血圧が高くなりがちである。</p> <p>食生活のポイント 【塩分を控える】ストレスが原因となる高血圧の場合は、塩分を控える。 【体重管理】肥満は血圧を上げる原因の一つ。避難所生活では活動量も減り、支給品は高エネルギー食品も多いことから、体重管理に努める。 【アルコール摂取】アルコールの摂取が多すぎると、血圧が高くなる。 【服薬状況】高血圧や心臓疾患などでワーファリンを含む薬が処方されている場合は、納豆、クロレラ、青汁等に含まれているビタミンKが、ワーファリンの効果を打ち消すので、これらの食品は摂取しないようにする。</p>

<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">糖尿病</p>	<p>血糖のコントロール 被災時は、食事が不規則になり、また支給品は高エネルギーの食品が多く、野菜不足になりやすいため、血糖のコントロールに留意する。</p> <p>食生活のポイント 【バランスとリズム】糖尿病の食事では、エネルギー量を抑え、ビタミン、ミネラル、食物繊維を摂る。エネルギーの範囲内の食事でも、1食だけに集中して食べると血糖の変動が大きくなるため、1日3食、規則正しく適量を食べる。 【菓子・嗜好品】甘いお菓子やアルコールは、食事が不規則になり、血糖の上昇に繋がるので、控える。 【服薬状況】インスリン薬を使用している場合は、低血糖になる場合もあるため、医師の指示による食事内容を守り、アルコールを控える。 【特別用途食品】低カロリー食品の利用 / 糖尿病調整食品組合せ食品 (医師にエネルギー摂取量の制限を指示された場合に用い、医師、管理栄養士等の相談・指導を得て使用)</p>
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">腎臓病</p>	<p>病態に応じた指導 腎臓の負担を少なくするため、病態に応じた食事の指導を行う。</p> <p>たんぱく質の制限 たんぱく質が代謝されると老廃物が体内に残るので、たんぱく質の大量摂取は腎臓に負担をかける。たんぱく質の摂取を制限する場合は、病者用の特別用途食品を用いるとよい。良質なたんぱく質を制限範囲内で摂取する。</p> <p>十分なエネルギー量 エネルギー量が不足すると、体内のたんぱく質がエネルギー源として消費されるため、筋肉組織の細胞が壊れて腎臓の負担が大きくなる。また、細胞内のカリウムが血液に流出し、カリウム濃度の上昇が心臓に負担を与える。そのため、たんぱく質を制限している場合は、糖質や脂質でエネルギーを補う必要があり、油やでんぷんを使った揚げ物や炒め物を活用する。</p> <p>カリウムの制限 腎臓の機能が低下するとカリウムが排泄できなくなり、血液中のカリウムが増加することがある。カリウムの増加は不整脈につながりやすいので、医師の指示がある者は制限を守る。 食品は水にさらしたり、ゆでこぼす。煮豆や果物、お茶の玉露、抹茶は、カリウムが多いので、注意する。 【特別用途食品の利用】低たんぱく質食品の利用 / 減塩食調整食用組合せ食品 (医師にたんぱく質の摂取量の制限を指示された場合に用い、医師、管理栄養士等の相談・指導を得て使用する)</p>
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">食物アレルギー</p>	<p>指導のポイント 食物アレルギー患者は増えており、重篤なアナフィラキシーショック症状を起こし、対応の遅れから死に至る人もいる。災害初期には個別対応が困難なことが予測されるので、平常時から家庭での備蓄（3日分程度）が必要である。 災害時には、避難所にアレルギー用食品の手配や栄養相談を開設するなど、素早く対応する。</p> <p>特別用途食品の活用 アレルゲン除去食品の手配（医師に特定のアレルゲンの摂取制限を指示された場合に用い、医師、管理栄養士等の相談・指導を得て使用）</p> <p>加工食品に含まれるアレルギー表示の活用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・必ず表示される7品目（特定原材料） → えび、かに、卵、乳、小麦、そば、落花生 ・表示が勧められている18品目（特定原材料に準ずるもの） → あわび、いか、いくら、オレンジ、キウイフルーツ、牛肉、くるみ、さけ、さば、大豆、鶏肉、バナナ、豚肉、まつたけ、もも、やまいも、りんご、ゼラチン

第6項 物資供給計画

災害救助法によるり災者に対する被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与は、本計画の定めるところによるものとする。

1 実施者

物資の確保及び輸送は、原則として県本部が行い、各世帯に対する割当及び支給は、市本部において行うものとする。ただし、県本部長が現地において直接確保することを適当と認めたときは、県支部又は市本部商工観光班において確保するものとする。

市本部における実施は、福祉班が担当するものとするが、物資を確保する場合にあっては関係各班が協力し、また配分にあたっては他班から職員の応援を得て実施するものとする。

2 対象者

本救助は、次の各号に該当する者に対して行う。なお、孤立状態にある被災者や在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者に対しても、生活必需品等が供給されるよう努めるものとする。

(1) 住家が全失（全壊、全焼、流失をいう。以下本項において同じ。）及び半失（半焼、半壊をいう。以下本項において同じ。）並びに床上浸水した世帯（床上浸水には、土砂のたい積等により一時的に居住することができない状態となったものも含む。）

(2) 被服、寝具その他生活上必要な最小限度の家財をそう失した世帯

(3) 物資販売機構の混乱等により資力の有無にかかわらず家財を直ちに入手することができない状態にある世帯

3 世帯構成の調査報告

市本部福祉班は、本章第6節「災害情報等の収集・伝達」の様式5号の7「住家等一般被害調査表」による調査を終了したときは、速やかに様式6号の22により「世帯構成員別被害状況報告書」を作成し、県支部総務班を経由して県本部防災班に報告するものとする。なお、本報告にあたっては緊急を要するので文書の提出に先立って電話によって行うものとする。

4 物資の支給の基準額

支給する物資は、り災者が一時的に急場をしのごうことができる程度のものでし、岐阜県災害救助法施行細則の定める基準の範囲内において、物資を現物により給付するものとする。

5 物資支給の期間

災害発生の日から10日以内に各世帯に対して支給を完了するものとする。ただし、市本部は期限内に支給することができないと認めたときは、期間内に速やかに県支部総務班を経由し、県本部防災班に期間延長の要請をするものとする。なお、要請あるいは申請にあたっては、次の事項を明示（記）して行うものとする。

(1) 延長する期間

- (2) 延長を要する地域
- (3) 延長を要する理由
- (4) 延長を要する地域ごとの世帯数

6 物資の確保

(1) 市内業者等からの調達

市本部商工観光班は、市内の量販店、商工会等に協力を依頼し、生活必需品等の供給を行うものとする。

(2) 災害救助法適用時

原則として県本部が行うが、県本部又は県支部から物資の確保を指示されたときは、商工観光班が関係各班の協力を得て確保するものとする。

7 物資の輸送

物資の輸送は、市本部リニア都市整備班が商工観光班と連絡の上行うものとする。輸送にあたっては、次の点に留意すること。

- (1) 輸送にあたっての荷造りは、地域ごとに行い授受を便利にすること。
- (2) 県内の輸送は、原則として自動車輸送とすること。
- (3) 自動車輸送にあたっては、責任者が同乗し輸送の的確を期すること。

8 物資の割当

物資の割当ては、市本部福祉班が次の方法で行う。

(1) 割当台帳の作成

様式6号の24の「救助用物資割当台帳」により、全失世帯と半失世帯（床上浸水世帯を含む。）に区分して作成する。

(2) 割当の基準

物資の世帯別の割当ては、応急救助業務計画に定める「物資割当基準表」によるものとする。ただし、県本部長が特に指示したときは、その指示した基準によるものとする。

(3) 注意事項

物資の割当ては、次の事項に注意して行うものとする。

なお、避難所における感染症拡大防止に必要な物資をはじめ、夏季には冷房器具、冬季には暖房器具、燃料等を含めるなど、避難所の実情を考慮するものとする。

ア 割当ての基準（県本部長が指示したときはその指示）を変更してはならないこと。（余剰物資があってもそのまま保管しておくこと。）

イ 世帯人員は、り災者台帳に記載された人員で、災害発生の日における構成人員によること。ただし、給貸与するまでに死亡した者又は死亡したと推定されるものは除かれること。

ウ 世帯の全員が災害救助法適用外市町村に転出したときは除かれること。

エ 災害発生後出生した者があるときは、県に連絡した上割り当てること。

オ 性別、年齢等により区分のある物資は実情に適して割り当てること。

9 物資の給与方法

り災世帯に対する物資の直接の支給は、市本部福祉班の給与責任者が行うものとする。なお、物資支給の場所は、物資の管理上等から市役所（総合事務所、地域事務所）等に

において実施することとし、給与責任者があらかじめ給与の場所、日時をり災者に通知するとともに関係事項を記録するものとする。給与場所を避難所において行うときは避難所の責任者が給与責任者を兼ねることができる。

10 物資の保管

市本部福祉班は物資の引継ぎを受けてから配分するまでの間は厳重な保管に留意し、保管場所の選定、警察機関に対する警備の要請等十分な配慮をするものとする。なお、り災者に対して物資を支給した後の残余物資については（通常の場合残余物資の生ずるように輸送される。）市本部福祉班は厳重に保管し、県本部の指示によって処置（返還）するものとする。

災害時に緊急物資を迅速に避難所等まで届ける手段として、地域内輸送拠点を設置するものとする。岐阜県災害時広域受援計画に基づき実施する。

【参照】資料編 5-4 拠点施設一覧

11 その他事務手続

市本部福祉班は、物資支給についての責任者を定め、さらに直接の支給場所には各物資別に職員を配し、的確な配分を期するとともに、物資の保管及び配分の状況を本章第7節「り災者の救助保護計画」様式6号の5「救助日報」により毎日県支部総務班を經由して県本部に報告し、次の諸記録を作成、整備保管しておくものとする。

- (1) 「救助用物資引継書」（様式6号の23）
- (2) 「救助用物資割当台帳」（様式6号の24）
- (3) 「救助実施記録日計票」（様式6号の6）
- (4) 「物資の給与状況」（様式6号の25）
- (5) 「救助の種目別物資受払状況」（様式6号の7）

12 生活保護法による被服等の支給

災害救助法が適用されない災害の被災者のうち生活保護世帯に対しては、所管の社会福祉事務所長がその必要を認めた場合生活保護法により次の物資を支給する。

- (1) 被服及び寝具の支給
基準の範囲内において支給する。
- (2) 家具、什器の支給
基準の範囲内において炊事用具、食器等を支給する。

第7項 応急住宅対策

災害により住宅が全壊（全焼、流失、埋没）し、又は破損し、もしくは障害物の流入等により住むことが不可能な場合、被災者を収容するために住宅を仮設し、また住宅のき損等に対し自力で応急修理又は障害物の除去ができない者に対して、日常生活の可能な程度の応急修理又は障害物を除去するため、迅速に必要な措置を行う。

1 住宅確保等の種別

対象種別		内容	
住宅の確保	1 自力確保	(1) 自費建設	被災世帯が自力(自費)で建設する。
		(2) 既存建物の改造	被災を免れた非住家を自力で改造模様替えをして住居とする。
		(3) 借用	親戚その他一般の借家、貸間、アパート等を自力で借りる。
	2 既存公営施設収容	(1) 公営住宅入居	既存公営住宅への特定入居、又は目的外使用
		(2) 社会福祉施設への入所	老人ホーム、児童福祉施設等、県、市又は社会福祉法人の経営する施設への優先入所
	3 国庫資金融資	(1) 災害復興住宅融資	自費で建設するには資金が不足する者に対して独立行政法人住宅金融支援機構から融資を受けて建設する。
		(2) 地すべり等関連住宅融資	
	4 災害救助法による仮設住宅供与		自らの資力では住宅を修繕することができない者に対して市が仮設の住宅を供与する。
	5 公営住宅建設	(1) 災害公営住宅の建設	大災害発生時に特別の割当てを受け、公営住宅を建設する。
		(2) 一般公営住宅の建設	一般の公営住宅を建設する。
住宅の修繕	1 自費修繕	被災者が自力(自費)で修繕する。	
	2 資金融資	(1) 国庫資金融資	自費で修繕するには資金が不足する者に独立行政法人住宅金融支援機構が融資(災害復興住宅融資)して修繕する。
		(2) その他公費融資	生活困窮世帯に対しては、社会福祉協議会、及び県が融資して改築あるいは補修する。
	3 災害救助法による応急修理		自らの資力では住宅を得ることができない者に対して市が応急的に修繕する。
4 生活保護法による家屋修理		保護世帯に対し、生活保護法により修理する。	
障害物の除去等	1 自費除去	被災者が自力(自費)で除去する。	
	2 除去費等の融資	自力で整備するには資金が不足する者に対し住宅修繕同様融資して除去する。	
	3 災害救助法による除去		生活能力の低い世帯のために市が除去する。
	4 生活保護法による除去		保護世帯に対し、土砂等の除去又は屋根の雪下ろしを生活保護法で行う。

(注) 1 対策順位は、その種別によって対象者が異なったり、貸付の条件が異なるので適宜実情に即

して順位を変更する必要がある。

2 「住宅の確保」のうち、4及び5の建設は、住家の全焼、全流失及び全壊した世帯を対象としたものである。

3 「障害物の除去等」とは、住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で日常生活に著しい障害を及ぼしているものの除去等をいう。

2 住宅対策等の調査報告

市本部は、住宅の被害が確定したときは、次の方法により調査し、報告するものとする。

なお、り災者に対して住宅対策の制度、種別及び内容を徹底するため、福祉班は都市建築班と協力して説明会を開催し、あるいは必要に応じて相談所を開設する等して、次の希望者を調査する。

(1) 調査等

- ア 公営住宅入居希望者
- イ 公庫資金借入希望者
- ウ 生活融資資金借入希望者
- エ 母子寡婦福祉資金借入希望者
- オ 社会福祉施設入居希望者
- カ 仮設住居入居対象者
- キ 住宅応急修理対象者
- ク 障害物除去対象者

調査にあたっては、次の点に留意をして行うものとする。

(ア) 制度種別が極めて多くかつその内容がそれぞれ相当に異なるので、り災者に対して十分にその内容を徹底する必要があること。

(イ) 建設あるいは融資等の時期が異なるため、本調査後相当の変更希望が予想されるが、直ちに着手する災害救助法による制度については、特に正確を期するように努めること。

(ウ) 各制度別重複計上を避けることにこだわり、本人の第1希望のみによって計上することなく、その世帯条件等も十分考慮して適切な種別を希望できるよう指導すること。

(エ) 各制度種別のうち次の制度間については重複して差し支えないこと。

- a 応急仮設住宅と各種公営住宅
- b 応急仮設住宅と各種資金融資
- c 住宅の応急修理と各種資金融資
- d 障害物の除去と各種資金融資

(オ) 各制度別の調査方法は、本計画の定めるところによること。

(2) 対策の決定

住宅対策のうち特に次の対策は、本部員会議に諮って決定するものとする。このうち、災害復興住宅建設補修資金の債務保証については、市議会の議決を要する。

- ア 総合住宅対策の樹立
- イ 応急仮設住宅供与予定世帯の選定

- ウ 住宅応急修理予定世帯の選定
- エ 障害物除去予定世帯の選定
- オ 公営住宅の建設、修理及び被災世帯優先入居の対策
- カ 公営住宅及び応急仮設住宅建設予定地の選定
- キ 災害復興住宅建設補修資金の債務保証の可否

(3) 報告

市本部福祉班は、調査をし、その対策をとりまとめたときは、様式6号の26「住宅総合災害対策報告書」により県支部総務班を経由して県本部防災班に報告するものとする。

報告は、災害発生の日から5日以内に行わなければならない。

3 応急仮設住宅（賃貸型応急住宅を含む）の供与及び入居

災害により住宅を失った者で、直ちに住宅を確保することのできない者のうち生活能力の低い者に対して災害救助法により応急仮設住宅を供与し、り災者に貸付入居させるものとする。供与及び入居の方法によるものとする。

(1) 実施者

応急仮設住宅の建設は、市本部都市建築班が、直接又は建築業者等に請負わせて実施するものとする。ただし、市本部において実施できないときは、次の方法により応援を得て実施するものとする。

ア 市本部は、県支部総務班に応急仮設住宅建設の応援を要請するものとする。

イ 市本部は、応急仮設住宅建設の予定場所を選定し、様式6号の27「応急仮設住宅入居該当世帯調」に略図（適宜 No. 等を付し、入居該当者調と対照できるようにする）を添えて県支部総務班に提出するものとする。敷地の選定にあたっては、できる限り集团的に建築できる公共地等から優先して選ぶものとする。なお、選定した敷地については、契約期間3年以上の土地貸借契約書又は貸与承諾書を作成又は徴して保管し、その「写し」を県本部防災班に提出するものとする。

(2) 対象者及び入居予定者の選定

市本部福祉班は、次の各条件に適合する対象者のうちから入居予定者を選定し、様式6号の27「応急仮設住宅入居該当世帯調」により災害発生後5日以内に県支部総務班を経由して県本部防災班に報告するものとする。

ア 住家が全壊、全焼又は流出した世帯であること。

イ 居住する仮住宅がなく又は借家等の借上げもできない世帯であること。

ウ 生活程度が低く、自己の資力では、住宅を確保することができない世帯であること。選定にあたっては、民生委員その他関係者の意見を聞き生活能力が低く、かつ住宅に必要度の高い世帯から順次建設戸数の範囲内において選定するものとし、高齢者、障がい者の優先的入居に配慮するものとする。なお、必要に応じた適宜補欠も選定しておくものとする。

(3) 建設基準

ア 面積の程度は、29.7㎡以内とする。

イ 費用の限度（整地費、附帯工事費、事務費等を含む。）は、岐阜県災害救助法施行細則に定める額の範囲内とする。

ウ その他

必要に応じ、高齢者、障がい者向け応急仮設住宅の設置に努めるものとする。

(注) 面積に応じ建設費の限度額をやむを得ない事由で超過させる必要があるときは、市本部は県本部防災班に連絡するものとする。

(4) 建設期間

仮設住宅は、災害発生の日から20日以内に着工し、すみやかに完成させるものとする。これにより難いときには内閣総理大臣に協議して延長することを原則とする。

(5) 応急仮設住宅の管理

応急仮設住宅は、市が管理する。市は、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、孤独死、餓死等を防止するためのアフターケアのため、入居者情報の目的外使用及び第三者提供について、事前に同意をとるなど配慮する。また、女性を始めとする生活者の意見を反映できるよう配慮するほか、必要に応じ、応急仮設住宅における家庭動物の受入れにも配慮するものとする。

ア 家賃及び維持管理

(ア) 家賃は、無料とする。

(イ) 維持補修は、入居者において負担する。

(ウ) 地料を必要とするときは、入居者の負担とする。

(エ) 維持補修にあたって原形が変更される場合は、市に届出て実施するものとする。市長は、承認にあたっては県の意見に従って承認するものとする。

(オ) 入居台帳の作成

市本部福祉班は、入居予定者が応急仮設住宅に入居したときは様式6号の28による「応急仮設住宅入居者台帳」を作成し、入居誓約書とともに整備保管しておくものとする。なお、入居者台帳を作成したときは、その写しを県支部総務班を経由して県本部防災班に提出するものとする。

(カ) 貸与期間その他

市本部福祉班は、り災者を応急仮設住宅へ入居させるにあたっては、応急仮設住宅の趣旨をよく説明し、貸与期間が2年間であること等も指示し、様式6号の33「災害救助法による応急仮設住宅入居誓約書」を徴するものとする。

(6) 着工及び竣工届

市本部福祉班は都市建築班と協力し、着工届及び竣工報告（写真添付）を県支部総務班を経由して、県本部防災班に提出するものとする。

(7) 備付帳簿等

応急仮設住宅供与に関し、次の諸記録を作成し、整備保管しておくものとする。

ア 「応急仮設住宅入居者台帳」（様式6号の28）及び「災害救助法による応急仮設住宅入居誓約書」（様式6号の33）

イ 「応急仮設住宅入居該当世帯調」（様式6号の27）及び入居該当者選考関係書類

ウ 建設請負契約関係書類及び敷地貸借契約関係書類

エ 「救助実施記録日計票（様式6号の6）」

オ 「救助の種目別物資受払状況」(様式6号の7)

4 住宅の応急修理

災害により住宅が破損し、居住することが出来ないもののうち生活能力の低い者に対して災害救助法により住宅の応急処理を行うものとする。修理は、次の方法によるものとする。

(1) 実施者

住宅の応急修理は、市本部都市建築班が建設班の協力を得て直接又は建築業者等に請負わせて実施する。

(2) 修理対象世帯の選定

市本部福祉班は都市建築班と協力し、次の各条件に適合する対象者のうちから修理予定者を選定し、様式6号の29「住宅応急修理該当世帯調」により災害発生後5日以内に県支部総務班を経由して県本部防災班に報告するものとする。

ア 住家が半壊、半焼若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、そのままでは当面の日常生活を営むことのできない世帯であること。

イ 生活程度が低く自己の資力では、住宅の応急修理を行うことができない世帯であること。選定にあたっては、民生委員その他関係者の意見を聞き、生活機能が低くかつ住宅の必要度の高い世帯から順次修理戸数の範囲内において選定するものとする。なお、必要に応じ適宜補欠世帯も選定しておくものとする。

(注) 住宅の修理については、借家は家主が、社宅、寮については会社が、また公舎、公営住宅については設置主体が行うものとするが、借家等で家主に能力がなくかつ借家人も能力がないような場合は本救助の対象とする。

(3) 修理基準等

住宅の修理箇所及び費用は、次の基準による。

ア 修理箇所

応急修理は、居室、炊事室、便所等生活上欠くことのできない部分のみを対象とする。すなわち、個々の修理部分については、日常生活に欠くことのできない緊急を要する破損箇所の応急修理で、例えば、土台、床、壁、天井、屋根、窓、戸等のいかなを問わないものである。

イ 費用の基準

1世帯当たりの費用(原材料費、労務費、輸送費、事務費等一切)は、岐阜県災害救助法施行細則に定める額の範囲内とする。

ウ 修理期間

修理期間は、災害発生の日から3か月以内とする。

(4) その他

市本部福祉班は都市建築班と協力し、修理についての着工届及び竣工報告を県支部総務班を経由して県本部防災班に提出するものとする。

(5) 備付帳簿等

住宅の応急修理に関し、次の帳簿類を作成し、整備保管しておくものとする。

ア 「住宅応急修理該当世帯調」(様式6号の29)

イ 「住宅応急修理記録簿」(様式6号の30)

- ウ 修理請負契約関係書類
- エ 住宅応急修理該当者選考関係書類
- オ 「救助実施記録日計票」(様式6号の6)
- カ 「救助の種目別物資受払状況」(様式6号の7)

5 障害物の除去

災害により住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で日常生活に著しい障害を受けている世帯に対して災害救助法により次の方法で除去するものとする。

(1) 実施者

障害物の除去は、市本部福祉班が建設班の協力を得てボランティア又は人夫を雇い上げ、機械器具を借り上げて直接実施し又は土木業者に請負わせて実施するものとする。ただし、市本部において実施できないときは、次の方法により応援を得て実施するものとする。

ア 市本部福祉班は、県支部総務班に障害物除去の応援を要請するものとする。ただし緊急を要する場合等にあつては隣接市町村本部に直接応援の要請をするものとする。

イ 応援の要請にあつては、次の事項を明示して行うものとする。

- (ア) 応援を要する地域(作業場所)
- (イ) 障害物の除去を要する戸数及び状況
- (ウ) 応援を求める内訳(人員、機械、器具)
- (エ) 応援を求める期間
- (オ) その他

(2) 除去対象世帯の選定

市本部福祉班は建設班と協力し、次に各条件に適合する対象者のうちから除去予定世帯を選定し、様式6号の31「障害物除去該当世帯調」により災害発生後5日以内に県支部総務班を経由して県本部防災班に報告するものとする。

ア 住家が半壊又は床上浸水の被害を受け、土石、竹木等が住家又はその周辺に運ばれ日常生活に著しい障害を示している世帯であること。

イ 生活程度が低く自己の資力では、障害物の除去することのできない世帯であること。

ウ 老人世帯、母子世帯あるいは寡婦世帯等で自力で除去することができない世帯であること。対象世帯の選定にあつては、民生委員その他関係機関の意見を聞き、能力が低くかつ除去すべき障害物の条件の悪い世帯から順次除去対象数の範囲内において選定するものとする。なお、必要に応じ、適宜補欠世帯も選定しておくものとする。

(3) 除去する基準等

障害物の除去に要する経費は、岐阜県災害救助法施行細則に定める額の範囲内とする。ただし同一住家(一戸)につき2世帯以上のが居住している場合は、一世帯あたりの限度額の範囲内とする。実施は、居室、便所、炊事場等について、人夫の雇上、器具の借上、除去のため輸送等被害の条件に適した方法によって行うものとするが、清掃法、感染症法による清掃との関係を考慮し本章第7節「清掃計画」に

準じて実施するものとする。

(4) 除去する期間

障害物を除去する期間は、災害発生の日から 10 日以内とする。ただし、10 日以内に除去することができないと認められるときは期間内に市本部福祉班は、県支部総務班を経由して県本部防災班に期間延長を要請するものとする。県本部防災班は、要請を受けその必要を認めたときは内閣総理大臣に期間延長の申請をし、その承認を受けて必要最小限度の期間を延長するものとする。期間延長の協議、同意にあたっては次の事項を明示して行うものとする。

- ア 延長を要する期間
- イ 期間の延長を要する地域
- ウ 期間の延長を要する理由
- エ 期間の延長を要する地域ごとの戸数
- オ その他

(5) 報告事務手続

市本部福祉班は建設班と協力し、障害物の除去を実施したときは、その状況を毎日、**本章第7節「り災者の救助保護計画」様式6号の5「救助日報」**により県支部総務班を経由して県本部防災班に報告するとともに次の諸記録を作成し、整備保管しておくものとする。

- ア **「障害物除去該当世帯調」**（様式6号の31）
- イ **「障害物除去記録簿」**（様式6号の32）
- ウ 除去工事その他関係書類
- エ 障害物除去対象生態選考関係書類
- オ **「救助実施記録日計票」**（様式6号の6）
- カ **「救助の種目別物資受払状況」**（様式6号の7）

6 適切な管理のなされていない空き家等の措置

市は、災害時に、適切な管理のなされていない空き家等に対し、緊急に安全を確保するための必要最小限の措置として、必要に応じて、外壁等の飛散のおそれのある部分や、応急措置の支障となる空き家等の全部又は一部の除却等の措置を行うものとする。

7 低所得世帯等に対する住宅融資

低所得世帯、母子世帯あるいは寡婦世帯で災害により住宅を失い又は破損等のため居住することができなくなったもので、住宅を補修し又は被災を免れた非住家を改造する等のため、資金を必要とする世帯に対して次の資金を融資するものとする。

- ア 生活福祉資金の災害援護資金
- イ 母子寡婦福祉資金の住宅資金
- ウ 災害援護資金の貸付

各資金の貸付条件等は、**本章第7節「災害援護資金等貸与計画」**の定めるところによるものとする。

8 生活保護法による家屋修理

災害救助法が適用されない災害時で、生活保護世帯が被災した場合は、生活保護法により、次の方法で家屋の修理をするものとする。

(1) 家屋修理費等

厚生労働大臣が定める基準額の範囲内において必要最小限度の家屋の補修又は畳、建具、水道、配電設備その他現に居住する家屋の従属物の修理

(2) 土砂等の除去費

家屋修理費の一環として(1)による基準の範囲内において土砂、毀物等の除去に要する器材の借料及び人夫賃等

(3) 屋根の雪下し費

降雪が甚だしく、屋上の雪下ろしをしなければ屋根が破損する恐れがある場合は、厚生労働大臣が定める基準の範囲内において、雪下ろしに要する人夫賃等

9 社会福祉施設への入所

市は、災害により住宅を失い又は破損等により居住することのできなくなった者のうち、要介護者等で社会福祉施設に入所させることが適当な者については、必要性の高い者から入所させるものとする。

県及び市は、被災者の避難状況等をかんがみ、他県等、区域外の社会福祉施設への入所が必要であると判断した場合は、関係機関と連携して速やかに入所させるものとする。

10 建設予定地

応急仮設住宅及び公営住宅を建設する場合の敷地は、市有地又は民有地を借上げ使用する。市有地を使用する場合は、市本部資産経営班と協議するものとする。

11 公営住宅及び住宅金融支援機構融資対策

市本部都市建築班が担当するものとする。

12 その他の住宅対策

低所得世帯等に対する住宅融資等については市本部福祉班が担当し、その対策は県計画の定めるところによるものとする。

第8項 医療救護計画

災害のためその地域の医療の機能がなくなり、また著しく不足し、もしくは医療機構が混乱した場合における医療（助産を含む）救護の実施は、本計画の定めるところによるものとする。

1 実施責任者

災害時において平常時の医療が不可能又は困難となったときの医療（助産を含む）救護は、災害救助法を適用された場合の直接の実施は、同法に基づき市長（知事の補助執行者としての市長をいう。以下本項において同じ。）が、また同法が適用されない災害又は、同法が適用されるまでの間等は、市独自の応急対策として市長が実施するものとする。ただし、市本部限りで実施が不可能又は困難と認めたときは、県本部、日本赤十字社及び恵那医師会その他がそれぞれの医療班を派遣する等の方法によって実施するものとする。

（注）災害時であっても、当該医療施設の管理者が平常の医療が可能、又は一部が可能と判断したときは、可能な範囲の医療救護は本計画によらず平常時の医療救護の制度、方法によることができる。ただし、実施責任者から災害時医療実施の要請があったときは、この限りではない。

2 医療班の編成等

被災地の現地において医療救護を実施するため、次の各機関は、医療班を編成しておき、必要に応じ出動するものとする。

市本部	（市営医療機関で編成）
県本部	（県立病院及び県との協定に基づき派遣される医療従事者又は強制従事医療関係者で編成）
日本赤十字社 奉仕医療機関	（日本赤十字社救護班要員（医師、看護師、薬剤師等）で編成） （公的及び民間の医療関係者で編成）

（1）医療班の編成基準

医療班の編成基準は、次によるものとし、災害の種類、規模、状況等に応じて適宜増員するものとする。

医師	1名
薬剤師	1名
看護師、助産師又は保健師	2名
事務職員	1名

（注）運転士については必要に応じ編成に加える。

（2）医療班の携行品

医療班は、出動にあたっては、薬品等を携行するものとする。

3 救助対象者

医療及び助産の救助は、次の者を対象者として実施するものとする。

（1）医療救助

ア 医療を必要とする負傷又は疾病の状態にあるにかかわらず災害のため医療の途

を失った者

イ 災害時における異常な状況でストレスによる情緒不安定等の症状が認められる者については、医学的配慮の上から、これを医療救護の対象とする。

(2) 助産救助

災害発生時（災害発生前後7日以内）に分べんした者で災害のため助産の途を失った者（死産・流産の含むものとする。）

4 実施の方法

医療実施は、災害の規模等によって一定できないが、おおむね次の方法によるものとする。

(1) 医療班の派遣による方法

被災地の現地において医療の必要があるときは、市本部福祉班はそれぞれ必要な現地に医療班を派遣して行く。なお、この場合被災現地の適当な医療施設を利用（使用）することが適当と認められるときは、施設所有者と協議して使用するものとする。また、適当な施設がない場合にあつては天幕等により野外に現地救護所を開設するものとする。

また、これに併せ、第1医療実施者となる市本部は、医療状況の把握に努め、医療応援の要請等に備え、隣接市町村と連携をとり、初期医療体制の充実を図るものとする。

(2) 医療機関による方法

被災地の医療機関（医療施設）によって、医療を実施することが適当なときは、市本部福祉班は当該医療機関の代表者と協議して平常時の取扱いに準じて実施するものとする。この場合対象者は、医療券を提示して診療を受けるものとする。

(注) 1 医療機関中には、はり、あんま、きゅう師を含むものとする。

2 医療券には、中津川市社会福祉事務所長が市長の要請に基づき、生活保護法による医療券に「災害」と朱書して直接救助対象者に発するものとする。

なお、市長は社会福祉事務所長に医療券の発行を要請するいとまのないときは、連絡票（診察依頼書）を発行し、連絡票等に「災害」と朱書して直接救助対象者に交付するとともに、その旨を社会福祉事務所に連絡するものとする。

(3) 移送、収容

ア 医療を要する者の状態が医療施設への収容を必要とするときは、実施責任者は、被災地に近い適当な医療施設へ移送し、当該施設において医療の給付（救助）をするものとする。

イ 患者の移送にあたって自動車等を必要とするときは、移送をしようとする者は、直ちに市本部資産経営班に対して車両等の確保を要請するものとする。

ウ 早急に医療を施さなければならない場合で、空中輸送を必要とするときは、防災安全班へ連絡し、県支部総務班に県防災ヘリコプター及び自衛隊等のヘリコプターの出動を要請する。

(4) 応援等

市地域において医療救護の実施が不可能又は困難なときは、次の方法によって他機関と共同して実施するものとする。

ア 市本部健康医療班は県支部総務班にその旨を連絡する。ただし、緊急を要する場合でそれが困難なときは、適当な隣接市町村の市町村本部又は医療機関に対して応援の要請をするものとする。

イ 連絡及び報告並びに要請にあたっては、次の事項を明示して行う。

(ア) 医療救護実施の場所

(イ) 当該地域における対象者及び医療機関の状況

(ウ) 実施の方法及び程度（医療班○ヶ班派遣、○科○○名入院等）

(エ) その他必要な事項

(5) 医療施設の状況

【参照】資料編 6-2 医療機関一覧

5 医療等の範囲及び程度

災害救助法による医療及び助産の救助の実施の範囲と程度は、おおむね次の基準によるものとする。

(1) 医療の範囲

ア 診療

イ 薬剤又は治療材料の支給

ウ 処置、手術その他の治療及び施術

エ 病院又は診療所への収容

オ 看護

(2) 助産の範囲

ア 分べんの介助

イ 分べんの前及び分べん後の処置

ウ 脱脂綿、ガーゼその他の衛生材料の支給

(3) 程度

医療、助産救助の程度は、生活保護法による医療、助産保護に定める程度のものとする。

(4) 期間

ア 医療救助の実施は、災害発生日から14日以内

イ 助産救助の実施は、分べんの日から7日以内（災害の発生前後7日以内に分べんしたもの。）

ウ 上記ア、イの期間で救助を打ち切ることができないときは、市本部健康医療班は県支部総務班（救助班と連絡）、県支部保健班経由県本部防災班に実施期間延長の要請、連絡をするものとする。

エ 期間延長の要請、申請にあたっては、次の事項を明示して行う。

(ア) 延長を要する期間

(イ) 期間延長を要する地域

(ウ) 期間延長を要する理由

(エ) 救助を要する理由

(オ) その他

6 医薬品、衛生材料等の確保

医薬品及び救護実施のため必要な医薬品、衛生材料及び医療機器は、従事する医療関係者（医療機関）の手持ち品を繰替使用するものとする。ただし、手持品がなく又は不足したときは薬店より調達し、なお確保不可能又は困難なときは、市本部健康医療班は県支部総務班に、また県支部総務班は県本部薬務水道班に報告し、県本部において「災害時における医療救護活動に必要な医薬品の供給等に関する協定書」等に基づき確保し輸送するものとする。

なお、具体的な方法は「災害時における医療救護活動に必要な医薬品等の供給に関する手引き」のとおりとする。

（注）確保要請の手順は4（4）「応援等」の計画に準じて行うものとする。

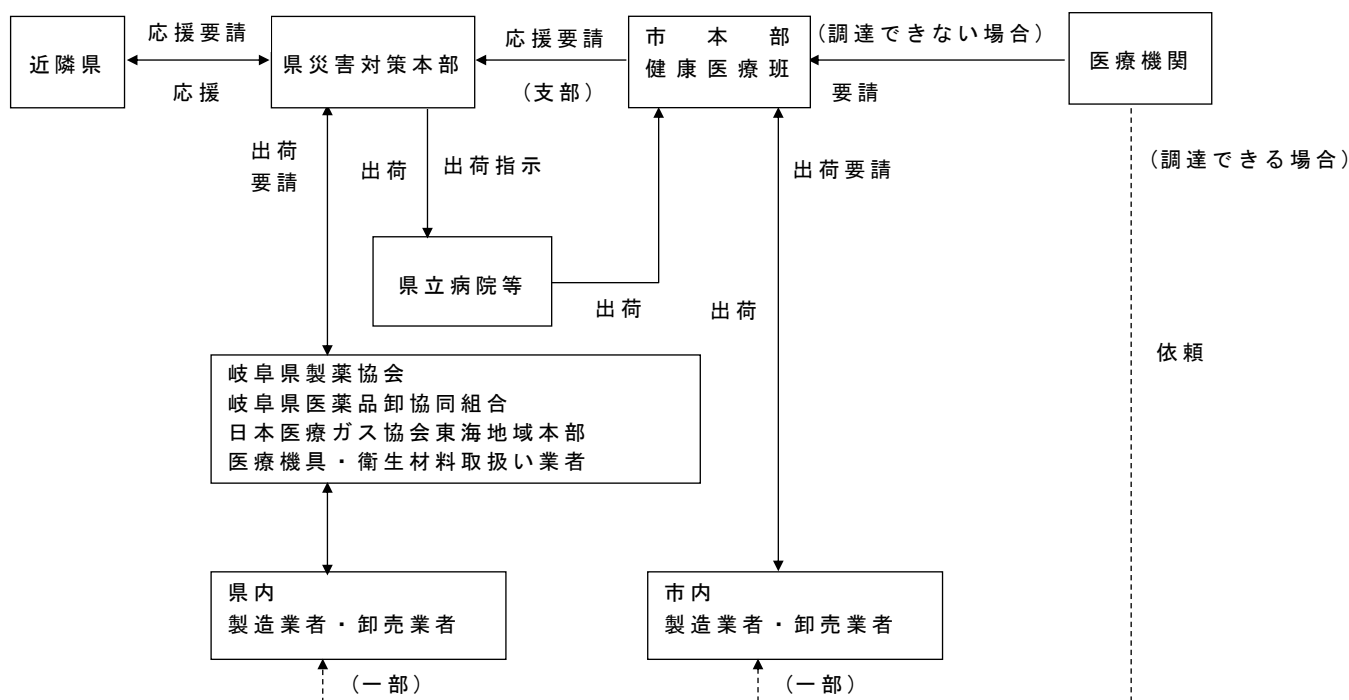
【災害時における医療救護活動に必要な医薬品等の供給に関する手引き】

〔医薬品の確保〕

市、県、関係団体等は、医薬品、医療機器、衛生材料等（以下「医薬品」という。）を確保するため次の事項を実施する。

- ① 市本部健康医療班は、病院等から医薬品等の調達の要請を受けた場合は、管内の病院、医薬品等卸売業者、医療品等製造業者等と連絡をとり、医薬品等を確保する。
- ② 市本部健康医療班は、管内で医薬品等の調達ができないときは、様式6号の34「医薬品等調達要請書」により県災害対策支部保健班に調達を依頼する。

〔医薬品等確保系統図〕



7 費用の請求等

災害救助法による医療救護のための費用の基準及び請求等は次によるものとする。

(1) 費用の基準

ア 医療班の費用

(ア) 救助費、使用した薬剤、治療材料及び医療器具消耗破損の実費（医療班が使

用し、あるいは患者移送に要した借上料、燃料等は輸送費として別途に扱う)

(イ) 事務費、医療班員の派遣旅費

イ 日本赤十字社救護班の費用

要した経費の実費（災害救助法第34条に基づく）

ウ 医療機関による費用

国民健康保険の診療報酬の例による額以内（生活保護法医療扶助の基準）

エ 助産の費用

産院その他の医療機関による場合は、使用した衛生材料及び処置費等の実費また、助産婦による場合は、当該地域における慣行料金の2割以内の額

(2) 請求

ア 医療班費用の請求

様式6号の35「医療班費用の請求書及び関係書類」により関係機関経由県本部防災班に提出する。

イ 医療機関費用の請求（含助産）

医療機関は災害により負傷等した患者の診療報酬明細書（レセプト）を作成し、災害用医療券（生活保護法の医療券に「災害」と朱書きされたもの）を有している場合はそれを、またそれに準ずる連絡票（診療依頼書）等を有する場合はそれをレセプトに添付の上、市に提出する。

市は医療機関より提出された前記のレセプトを様式6号の39「病院診療所医療実施状況」（助産については様式6号の40「助産台帳」）にとりまとめ、県本部防災班に提出する。

8 保険制度等への切替

医療及び助産の救助は、原則的には14日以内で打ち切られ、平常時の医療機構にもどるものとする。従って次の各制度を所管する関係機関は、継続診療を要する者について速やかにこれらの制度の医療給付に切り替えるよう適用の決定、保険証の再交付等に努めるものとする。

国民健康保険	市保険年金課
健康保険	社会保険事務所
日傭労働者健康保険	社会保険事務所
労働者災害保険	労働局
生活保護	福祉事務所
児童福祉	施設経営者
身体障がい者福祉	福祉事務所
戦傷者戦没者遺族援護	市社会福祉課
未帰還者留守家族支援	県福祉政策課
結核予防	保健所
精神衛生	保健所
医療費融資	市社会福祉協議会

9 報告その他事務手続

災害救助法による医療、助産救助を実施したときは、関係機関は、次の方法により報告し、記録を作成保管するものとする。

(1) 医療班出動報告

医療班を派遣した機関は様式6号の36「医療班出動編成表」により編成及び出動の状況を関係機関経由県本部防災班に提出するものとする。

(2) 取扱患者台帳（診療記録表）

医療班が扱った患者については、様式6号の37「医療救護活動報告書」により活動状況を作成し保管しておくものとする。

第9項 災害救出計画

災害のため現に生命身体が危険な状態にある者等の救出は、本計画の定めるところによるものとする。

1 実施者

り災害の救出は、消防班と消防団等と協力をし、奉仕労力等により舟艇その他必要な器具を借り上げて実施することを原則とする。ただし、市本部において実施できないときは、県本部又は県支部もしくは隣接市町村本部が応援して実施するものとする。

2 対象者

り災害の救出は、次の状態にある者に対して行う。なお、本救出は災害にかかった原因の種別あるいは住家の被害とは関係なく必要に応じて実施するものとする。

(1) 災害のため、おおむね次のような生命身体が危険な状態にある者

ア 火災の際に火中に取り残されたような場合

イ 水害の際に流出家屋とともに流されたり、孤立した地点に取り残されたような場合

ウ がけ崩れ等により生き埋めになったような場合

エ 登山者が多数遭難したような場合（一般的には登山者が遭難した場合は、原則として山岳クラブ等の団体が実施するもので市本部が協力する。）

(2) 災害のため行方不明の状態にあり、かつ諸般の情勢から生存していると推定され、又は生命があるかどうか明らかでない者

3 発見者の通報

救出を要する状態にある者を発見した者は、直ちに救出にあたりとともに、独自で救出できない場合にあっては、消防本部又は警察官に通報しなければならない。

4 救出の方法

(1) 市本部における救出作業は、消防班がその対策をたて、作業は消防署長又はその代理者が指揮するものとする。

(2) 救出の具体的方法は、災害条件によってそれぞれ異なるが、救出に必要な労力（活動組織）あるいは機械器具等の確保は、次によるものとする。

ア 活動組織等

救出作業は消防団員を動員して行うものとするが、不足するときは、その場に居合わせる活動可能な者の協力を得るものとする。なお、さらに不足し、あるいは特殊技術を必要とする作業のため技術者を要する場合は、救出指揮者は、市本部にその旨連絡し応援を得るものとする。市本部防災安全班は、この連絡を受けた場合、市本部職員あるいは奉仕団の動員派遣もしくは技術者の動員（雇上げ）をするものとする。

イ 救出用機械器具等

救出に必要な機械器具及び資材は、現地等において確保（借上げ）するものとするが、確保できないときは、現地指揮者は、市本部に連絡し関係各班と協議して

確保するものとする。

5 応援の手続

市本部において救出作業ができないとき、又は機械器具等の借入れができないときは、県支部総務班に応援等の要請をするものとする。応援等の要請にあたっては、その内容を明示して行うものとする。

6 機関相互の連絡

救出指揮者は、救出活動にあたって出動警察官と緊密に連絡を保って相互に協力し、一体として救出作業に努めるとともに、救出後医療を要する場合にあつては、医療・救護班あるいは医療機関とも連絡をとり、その待機を要請する等機関相互の連絡調整に努めるものとする。

なお、救出作業の状況は、逐次市本部消防本部に連絡するとともに、救出終了後救出指揮者は、使用資器材の使用状況を消防本部に連絡するものとする。消防本部はその状況等を防災安全班及び福祉班へ連絡をする。

7 災害救助の基準等

災害救助法によるり災者救出の実施基準その他は、次によるものとする。

(1) 費用の範囲

り災者救出のため支出する費用は、おおむね次の範囲とする。

ア 借上費

舟艇その他救出に必要な機械器具の実際に使用した期間分の借上費

イ 修繕費

救出のため使用した機械器具の修繕代

ウ 燃料費

機械器具の使用に必要なガソリン代、石油代あるいは救助実施のための必要な照明用の灯油代金等

(2) 救出期間

災害発生の日から3日以内とする。ただし、災害発生の日から4日以上経過してもまだ救出を要するものが生じ、災害救助法による救出の必要があるときは、市本部福祉班は、法定の救出期間内に県支部総務班を経由して県本部防災班に期間延長の要請をするものとする。なお、延長の要請申請にあたっては、次の事項を明示するものとする。

ア 延長を要する予定期間

イ 延長を要する地域

ウ 延長を要する理由又はその状況

エ 救出を要する人数

(3) 事務手続

市本部福祉班は、り災者の救出に関し、次の諸記録を作成し、整備保管しておくものとする。なお、市本部福祉班はり災者の救出期間中は、その状況を毎日、**本章第7節「り災者の救助保護計画」様式6号の5「救助日報」**により、県支部総務班経由県本部防災班に電話等によって報告するものとする。

ア 「救助実施記録日計票」（様式6号の6）

- イ 「り災者救出状況記録簿」（様式6号の41）
- ウ 「救助の種目別物資受払状況」（様式6号の7）

第10項 学用品等支給計画

災害により教科書、文房具等を失った小中学校（盲・聾・養護学校を含む。）児童、生徒に対する学用品の支給及びあっせんは、本計画の定めるところによるものとする。

1 支給の種別

学用品等の支給あるいはあっせんは、災害の程度によって次の種別に区分して扱うものとする。

（1）救助法による支給

災害救助法適用地域で住家が床上浸水以上の被害を受けた世帯の児童、生徒に対しては、災害救助法に定める「学用品の給与」によるものとする。

（2）救助法適用災害時で住家が規定被害に達しなかった場合のあっせん

災害救助法が、市に適用されても、教科書を失った児童生徒の属する世帯の被害が床上浸水又は半壊に達しない場合は、経費は本人の負担とするが、調達の方法は救助法適用分とあわせて調達するものとする。

（3）他市町村に災害救助法が適用された場合のあっせん

災害救助法の適用を受けなかったが、同一時の災害で他市町村（県内）で災害救助法が適用されたときに、教科書を災害のため失ったものがありその必要があるときは、（2）と同様に一括あっせんをするものとする。

（4）その他の場合のあっせん

県内で災害救助法の適用を受ける市町村がなかった程度の災害時にあつては、平常時におけるあっせんの方法によるものとする。

2 調達配給の実施者

教材、学用品の調達、配給は、次の区分に従って行うものとする。

（1）災害救助法による場合

区 分	担当班	摘 要
被災児童生徒等の調査報告	教育班	とりまとめ、県支部への報告は学校教育班
教科書等の確保	教育班	基本的に県が行う
学用品等の割当	教育班	
物品の直接支給	教育班	各学校別に配分

（2）災害救助法適用時の非適用者に対する場合

1の（2）及び（3）の場合には、（1）の災害救助法による場合に準ずるが、教科書のみについてあっせんするものとする。

（3）災害救助法が適用されなかった場合

市本部教育班においてあっせんする。ただし、市本部教育班で処理できないときは、県本部において調達あっせんをするが、輸送は、業者対市の平常の方法によるものとする。

3 被災生徒、児童及び教科書被害状況の調査報告

市本部教育班は、被災した生徒児童と災害によって失った教科書の状況を次の方法で調査し、報告するものとする。

(1) 被災児童生徒の調査

市本部教育班の各学校は、災害終了後速やかに児童、生徒（又は父兄）について様式6号の42「被災児童生徒名簿」により被災者名簿を作成するものとする。なお、本名簿には、住家の被害がなくても教科書を失った者については、調査、作成するものとする。

本名簿作成にあたっての被災程度の区分は、市本部教育班で調査作成されている調査表又はり災者台帳等による程度区分に従うものとする。

(2) 被災教科書等調査集計

様式6号の42「被災児童生徒名簿」の「被災者名簿」により被災教科書等を調査集計し、様式6号の43「被災教科書報告書」を作成するものとする。

(3) 被災教科書等の報告

支給種別(1)～(3)までの災害による場合又は(4)による場合で市本部において調達困難な場合は、様式6号の43「被災教科書報告書」を作成し、速やかに（災害発生後5日以内）県支部教育班に3部を提出するものとする。提出を受けた県支部は、2部を県本部（1部は教育部へ、1部は防災班へ）へ提出するものとする。

4 教科書及び文房具の調達、輸送

教科書及び文房具の輸送は、県本部で行うが、災害救助法が適用されない場合及び災害救助法による学用品等の確保を県本部から指示されたときは、近隣市町村において確保するものとする。なお、市本部教育班において調達する場合の学用品等の種別は、県本部からの指示条件に従い、概ね次のとおりとするが、各学校の意見を聞き、できるだけ必要なものを調達するものとする。

(1) 教科書

被災教科書の報告数に基づき調達する。

(2) 文房具

ノート、鉛筆、用紙、定規、消しゴム、クレヨン、絵具、画筆、下敷等（市教育委員会で承認した学用品を含む。）災害救助法適用時のみ調達する。

(3) 通学用品

雨具、カバン、履物等災害救助法適用時にのみ調達する。

なお、物資輸送にあたっての授受は、様式6号の44「学用品引継書」によって記録を残すものとする。

（注）教科書の輸送は、販売取扱店から直接市本部教育班へ送付することがある。この場合は、納付書を県本部防災班に提出するものとする。

5 学用品の割当及び配分

市本部教育班は、学用品の調達輸送を承知したときは、次の方法により児童、生徒別に割当てをし、支給するものとする。

(1) 割当て

県本部（県支部経由）からの学用品支給基準（1人当量）の通知を受けたときは、

速やかに各児童生徒別に様式6号の45「学用品の給与状況」により割当てし、支給するものとする。

(2) 支給

受領書と引換えに学用品を各児童、生徒に支給するものとする。

(3) 剰余物資の保管

調達、輸送学用品が指示基準に従って配分した場合に剰余物資があったときは、県本部に対してその旨を報告するとともに県本部からの指示があるまで厳重に保管しておくものとする。

(4) 市本部における分掌

学用品の割当及び支給の直接実施機関をそれぞれに決定しておくとともに、教育班において実施する場合は、関係組織間との連絡方法等を具体的に計画しておくものとする。

6 災害救助法による学用品支給条件

災害救助法による教科書、文房具等学用品の費用の基準等の条件は、次によるものとする。

(1) 支給対象者

住家が焼失、流失、倒壊又は半焼、半壊、床上浸水による被害を受けた小中学校に在籍する児童、生徒で、学用品を滅失又はき損した者に対して行う。

(注) 1 支給対象者は、市本部におけるり災者台帳に登載されている児童、生徒であること。

2 従って救助法が適用されなかったとき及び住家の被害が対象基準に達しなかった者に対しては、本救助の対象とせず教科書についてのみあっせんをするものとする。

(2) 費用の基準

ア 教科書代

「教科書の発行に関する臨時措置法」第2条第1項に規定する教科書及び教科書以外の教材で、教育委員会に届出又はその承認を受けて使用している教材を支給するための実費となる。

イ 文房具及び通学用品等

小学校児童 } 岐阜県災害救助法施行細則に定める額の範囲内とする。
中学校生徒 }

(3) 支給期間

ア 教科書は災害発生の日から1カ月以内

イ 文房具及び通学用品等は、災害発生の日から15日以内

ただし、期間内に支給することが困難なときは、市本部福祉班は、県支部総務班を経由して県本部防災班に期間の延長を要請するものとする。要請、申請にあたっては次の事項を明示して行うものとする。

(ア) 延長の見込期間

(イ) 期間延長を要する地域

(ウ) 期間延長を要する理由

(エ) 延長を要する地域ごとの児童、生徒数

(オ) その他

7 その他の事務手続

市本部教育班は、次の諸記録を作成し、整備保管するとともに、学用品の保管、配給の状況を毎日、本章第7節「り災者の救助保護計画」様式6号の5「救助日報」により県支部総務班を經由して県本部防災班に報告するものとする。

- (1) 「被災児童生徒名簿」 (様式6号の42)
- (2) 「被災教科書報告書」 (様式6号の43)
- (3) 「学用品引継書」 (様式6号の44)
- (4) 「学用品の給与状況」 (様式6号の45)
- (5) 「救助実施記録日計票」 (様式6号の5)
- (6) 「救助の種目別物資受払状況」 (様式6号の6)

第11項 災害援護資金等貸与計画

り災者のうち生活困窮者等に対する事業資金その他の小額融資は、本計画の定めるところによるものとする。

1 実施担当者

生業資金等の融資希望世帯の調査、選考及びとりまとめは、市本部福祉班が民生委員の協力を得て行うものとする。

2 資金の種類別

災害により被害を受けた生活困窮世帯等に対する資金の種類別は、次のとおりである。

- (1) 災害援護資金
- (2) 生活福祉資金の災害援護資金
- (3) 母子父子寡婦福祉資金
- (4) その他の一般資金

災害の規模その他により、り災者用として前記資金の融資を受けられないとき、又は前記以外の一般融資を希望する世帯に対して、次の一般資金を融資するものとする。

- ア 特別給付金国庫債券担保貸付金
- イ 恩給担保貸付金
- ウ 特別弔慰金国庫債券担保貸付金

3 貸付条件等の概要

各資金別の貸付その他の条件等の概略は、次表のとおりである。ただし、その他一般資金については、恩給担保貸付金等一般資金の条件による。

区 分	災害援護資金	生活福祉資金 (災害援護資金)	母子父子寡婦 福祉資金(住宅)
対 象 者	想定以上の自然災害により被害を受けた世帯で、世帯員の所得が一定額未満の世帯主	世帯収入が一定基準以下の障がい世帯、高齢世帯	り災母子世帯 り災父子世帯 り災寡婦世帯
貸付世帯数	特別制限なし	特別制限なし	特別制限なし
資 金 種 別	特になし	事業住宅等資金	住宅等資金
貸付限度額	住宅損害有 350万円 住宅損害無 250万円	・臨時に必要な経費 150万円 ・住宅の補償 250万円 ・使途が重複する場合は上限 400万円	200万円
貸 付 期 間	10年	7年以内	7年以内
償 還 方 法	年 賦 等	月 賦	月 賦
貸 付 利 率	年 3%	連帯保証人を立てる場合 …無利子 連帯保証人を立てない場合… 年 1.5%	連帯保証人を立てる場合 …無利子 連帯保証人を立てない場 合…年 1.0%

(注) 各資金別の貸付条件等の詳細は、それぞれの資金別条件等の定めるところによるものとする。

4 災害援護資金の貸付

市は、条例の定めるところにより、自然災害により被害を受けた世帯の世帯主に対し、生活の立て直しに資するため、災害援護資金の貸付けを行うものとする。

- (1) 貸付機関 市本部
- (2) 貸付対象 市の区域内において、災害救助法による救助が行われる災害その他政令で定める災害により、災害援護資金の貸付け事由たる被害を受けた世帯で、その世帯に属する者の所得の合計額が政令で定める額に満たないものの世帯主。
- (3) 資金の内容 特別に資金種別の制限はなく、生活の立て直しに必要な経費として貸付ける。
- (4) 貸付条件 本資金の貸付条件は、2「貸付条件等の概要」に示すほか、次のとおりである。
 - (イ) 保証人 1人
 - (ロ) 違約金 延帯元利金額につき年5%
- (5) 提出書類 災害援護資金借入申込書（用紙は市備付）

5 生活福祉資金の貸付

被災者に対して県社会福祉協議会が実施する生活福祉資金の災害援護資金の貸付は、次のとおりである。

- (1) 貸付機関

生活福祉資金（災害援護資金）の貸付は、県社会福祉協議会が行う。なお、次の各機関は、本貸付にあたってはそれぞれ協力する。

 - ア 民生委員
 - イ 中津川市社会福祉協議会
- (2) 貸付対象世帯

災害により住宅等が被害を受けた世帯で、県内に居住しており、世帯の収入が一定基準以下の低所得者世帯、障がい者世帯及び高齢者世帯
- (3) 資金内容

災害を受けたことにより臨時に必要な経費と、住宅の補償に必要な経費として貸付けられる。
- (4) 貸付条件

本資金の貸付条件は3「貸付条件等の概要」に示すほかは、次の条件のとおりである。

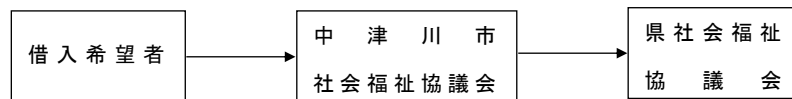
 - ア 連帯保証人

原則として、借受人と別世帯の65歳未満で、安定した収入のある連帯保証人を1名立てる必要がある。
 - イ 延滞利子 延滞元金につき年3%
- (5) 提出書類

借入希望者は、次の書類を作成し、中津川市社会福祉協議会を通じて岐阜県社会福祉協議会に提出する。

 - ア 借入申込書

- イ 借入申込者の本人確認ができる書類（住民票等）の写し
 - ウ 借受申込者の資力がわかる書類（住民課税証明書、源泉徴収票、確定申告書等のいずれか）の写し
 - エ その他世帯で収入がある方について収入が確認できる書類（年金通知・パート給与明細等）の写し
 - オ 資金の目的ごとに必要な添付書類
 - カ 身体等に障がいをお持ちの世帯は、「身体障害者手帳」、「療育手帳」、「精神障害者保健福祉手帳」の写し
 - キ 外国人の場合は、住民票に加えて、「在留カード」又は「特別永住許可書」の写し（※外国人登録が行われていて住民票及び在留カードで確認でき、現在地に6ヵ月以上居住し、将来とも永住が確実に見込まれることが要件）
 - ク 連帯保証人の資力が明らかになる書類（住民課税証明書又は固定資産課税証明書）
 - ケ その他県社会福祉協議会が必要とする書類
- (6) 申込書等の提出経由機関
- 申込書等は、原則として次の系統で提出する。



6 母子父子寡婦福祉資金の貸付

被災母子世帯、被災父子世帯及び被災寡婦世帯に対する、現に居住する住宅の補修・改築や建設購入に必要な住宅資金の融資は、次の方法によるものとする。

(1) 貸付機関

県本部子ども家庭班が県貸付委員会の意見に基づいて貸付けるものとする。なお、申込その他にあたっては、市本部及び県支部総務班（母子自立支援員）及び民生児童委員が協力するものとする。

(2) 貸付を利用できる方

- 母子家庭の母
- 父子家庭の父
- 寡婦及び40歳以上の配偶者のいない女子

(3) 貸付条件

本資金の貸付条件は、3「貸付条件等の概要」に示すほかは、次の条件のとおりである。

- ア 違約金 延滞元利金につき年3%

(5) 提出書類

借入希望者は、次の書類を作成して、借入希望者の居住地域を担当する福祉事務所に提出する。

- ア 貸付申請書
- イ 戸籍謄本

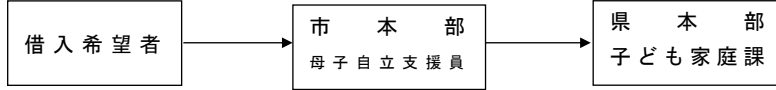
ウ 税額及び資産等証明書

エ 補修計画書（住宅資金について）

なお、申請書等は、市本部において備え付けられている。

(6) 申込書等の提出経由機関等

申込書等は、次の系統で提出するものとする。



(注) 1 福祉事務所長は、貸付申請調査書及び意見書を作成して申請書に付する。

2 母子自立支援員は、貸付申請調査書及び意見書を作成する。

7 融資希望世帯の調査

市本部福祉班は、民生委員等の協力を得て各制度の条件をり災者に説明をし、その徹底を図るとともに融資希望者の相談に応じ、適当な資金の選択について指導を行い、災害発生後5日以内に資金別融資希望のとりまとめを行うものとする。ただし、災害救助法による生業資金は、他の救助と異なり、県支部から指示があったときに限り、その希望をとりまとめるものとする。

8 生業資金の順位

災害救助法による生業資金の希望をとりまとめたときは、市本部福祉班は、災害発生後7日以内に選考し順位を決定するものとする。決定にあたっては、社会福祉協議会の意見を聴く等慎重を期するものとする。

9 融資希望世帯の報告

市本部福祉班は、融資希望のとりまとめ及び生業資金についての選考順位を決定したときは、県支部総務班に災害発生後10日以内に報告するものとする。なお、災害援護資金については貸付を適当と認めたときには、防災安全班と協議をするものとする。

第12項 遺体保護の計画

災害時に死亡した者の遺体の搜索、見分、取り扱い及び埋葬の実施は、本計画の定めるところによるものとする。

1 遺体の搜索

遺体の搜索は、次の方法により行うものとする。

(1) 実施者及び方法

遺体の搜索は、市本部福祉班が市本部消防班及び警察署と協議してその対策をたて、その実施を消防班又は消防団に要請する。搜索に必要な舟艇その他機械器具等の借上げは、消防班で実施するものとする。ただし、市本部において実施できないときは、他機関から応援を得て実施するものとする。

(2) 応援の要請等

市本部において被災その他の条件により実施できないとき又は遺体が流失等により他市町村にあると認められるとき等にあつては、次の方法で応援を要請するものとする。

ア 市本部福祉班は、県支部総務班に遺体搜索の応援を要請するものとする。ただし、緊急を要する場合等にあつては、隣接市町村本部又は遺体漂着が予想される市町村本部に直接搜索応援の要請をするものとする。

イ 応援の要請にあつては、次の事項を明示して行うものとする。

- (ア) 遺体が埋没し又は漂着していると思われる場所
- (イ) 遺体数及び氏名、性別、年齢、容ぼう、特徴、持物等
- (ウ) 応援を求めたい人数又は舟艇器具等
- (エ) その他必要な事項

(3) 災害救助法による場合の基準等

災害救助法適用時の遺体搜索の実施基準は、次によるものとする。

ア 搜索する場合

行方不明の状態にある者で、周囲の事情からすでに死亡していると推定される者に対して行う。なお、本救助は、死亡した者の居住地、住家、死亡の原因とは関係なく、その者のり災場所に災害救助法が適用されておれば救助の対象とする。

〔参考〕 搜索する場合を具体的に例示すると次のとおり

- (ア) 行方不明の状態になってから相当の時間を経過している場合
- (イ) 行方不明になった者が重度の身体障がい者又は重病人であったような場合
- (ウ) 被災後ごく短時間のうちに引き続き当該地域に災害が発生したような場合で、遺体が行方不明となったとき。

イ 搜索期間

災害発生の日から 10 日以内とする。ただし、期限内において搜索を打ち切ることができないときは、市本部福祉班は、県支部総務班を経由して県本部防災班に期間延長の申請をするものとする。なお、要請、申請にあつては次の事項を明示し

て行う。

- (ア) 延長の見込期間
- (イ) 期間の延長を要する地域
- (ウ) 期間の延長を要する理由
- (エ) 延長することによって捜索されるべき遺体件数
- (オ) その他

ウ 費用の範囲

遺体捜索に要する費用として認められる範囲は、次のとおりである。

- (ア) 借上費
舟艇その他遺体捜索のため必要な機械器具の借上費
- (イ) 修繕費
捜索のため使用した機械、器具の修繕費
- (ウ) 燃料費
機械、器具の使用に必要なガソリン代、石油代又は捜索作業実施のため必要な照明用の灯油代等

エ 報告及び事務手続

市本部福祉班は、本救助を実施したときは、次の諸記録を整備保管するとともに、その状況を毎日県支部総務班を経由して県本部防災班に次の事項を本章第7節「り災者の救助保護計画」様式6号の5「救助日報」により報告するものとする。

- (ア) 記 録
 - a 「遺体捜索状況記録簿」（様式6号の46）
 - b 「救助実施記録日計票」（様式6号の6）
 - c 「救助の種目別物資受払状況」（様式6号の7）
 - d 「遺体捜索機械器具修繕簿」（様式6号の47）

(イ) 報 告

- a 実施月日
- b 実施の地域
- c 実施の状況及び方法
- d 捜索対象遺体数
- e その他

2 遺体の見分、取り扱い

(1) 遺体を発見したときは速やかに県支部警察班に連絡し、その見分を待つて必要に応じ、取り扱うものとする。遺体の見分（検視）及びその取り扱いは、次の方法によるものとする。

(2) 遺体の取り扱い

遺体の取り扱いは、市本部福祉班又は医師が取り扱い場所を借り上げ（仮設）、医療班、又は医師により遺体の洗浄、縫合、消毒等の処置をするものとする。ただし、市本部において実施できないときは、他機関所属の医療班の出動応援を求める等の方法により実施するものとする。なお、応援の方法は(1)「遺体の捜索」に準じて実施するものとする。

(3) 災害救助法による場合の基準等

災害救助法適用時の遺体取り扱いの実施基準等は、次によるものとする。

ア 遺体取り扱いを行う場合

遺体の取り扱いは、災害により社会混乱を来たし、その処置を要するときに行うものとし、埋葬救助の実施と一致することを原則とする。

イ 遺体取り扱いの内容

遺体の取り扱いは、その条件によってそれぞれ異なるが、おおむね次の内容について実施するものとする。

(ア) 遺体の洗浄、縫合、消毒等の処置

遺体の識別のための処置として行う。

(イ) 遺体の一時保存

遺体の身元識別のため相当の時間を必要とし、又は死亡者が多数のため短時間に埋葬できない場合等において遺体を特定の場所（市と警察が協議して指定した場所）に集めて埋葬等の処置をするまで保存する。

(ウ) 検 視

遺体についての死因その他について医学的検査と身元確認等を行う。また、身元確認に必要な資料の重要性を踏まえ、効果的な身元確認が行えるよう、県、市、指定公共機関等と密接に連携するものとする。

ウ 遺体取り扱い期間

災害発生の日から 10 日以内とする。ただし、期限内において遺体の取り扱いを打ち切ることができないときは、市本部福祉班は、県支部総務班を経由して県本部防災班に期間延長の申請をするものとする。

なお、要請、申請にあたっては、次の事項を明示して行う。

(ア) 延長の見込期間

(イ) 期間の延長を要する地域

(ウ) 期間の延長を要する理由

(エ) 延長することによって取り扱われるべき遺体件数

(オ) その他

エ 費用の範囲及び限度

遺体の取り扱いに要する費用として認められる範囲及び限度は、次のとおりである。

(ア) 遺体の洗浄、縫合、消毒等の処置のための費用は、岐阜県災害救助法施行細則に定める額の範囲内とする。

(イ) 遺体の一時保存のための費用

○ 既存建物利用の場合は、当該施設の借上実費

○ 仮設の場合は、岐阜県災害救助法施行細則に定める額の範囲内とする。

(ウ) 検案料

医療の実施した場合は支出しないが、その他によった場合で費用を必要とするときは、当該地域の慣行料金の額以内とする。

オ 報告及び事務手続

市本部福祉班は、本救助を実施したときは、様式6号の6「救助実施記録日計票」、様式6号の7「救助の種目別物資受払簿」及び様式6号の48「遺体取り扱い台帳」を作成し、整備保管するとともに、その状況を毎日県支部総務班を經由して県本部防災班に本章第7節「り災者の救助保護計画」の様式6号の5「救助日報」により報告するものとする。なお、遺体の取り扱いを医療班が実施したときは本章第7節「医療救護計画」の様式6号の37「医療救護活動報告書」によりその実施状況を報告するものとする。

(4) 市は、棺、骨壺、ドライアイス等の確保に努めるものとする。

3 遺体の埋葬

災害の際死亡したもので市本部がその必要を認めた場合は、次の方法により応急的な埋葬（以下、埋葬とは原則として火葬することをいう。）を行うものとする。

(1) 実施者及び方法

埋葬の実施は市本部福祉班において直接火葬等に付し、又は棺、骨つぼ等を遺族に支給する等、現物給付をもって行うものとする。なお、埋葬の実施にあたっては次の点に留意を要する。

ア 事故死等による遺体については、警察機関から引継ぎを受けた後埋葬する。

イ 身元不明の遺体については、警察その他関係機関に連絡しその調査に当たる。

ウ 大規模な災害が発生し火葬場が破損し使用できない場合や、使用可能であっても火葬能力を大幅に上回る死亡者があった場合においては、市及び県は岐阜県広域火葬計画に基づき、円滑な広域火葬を実施する。

また、この際の費用負担は、災害救助法の定めるところのより行う。

エ 被災地以外に漂着した遺体等のうち身元が判明しないものの埋葬は、旅行死亡人としての取扱いによる。

(2) 災害救助法による場合の基準等

災害救助法適用時における遺体埋葬の実施基準等は、次によるものとする。

ア 埋葬は、次の場合に行うものとする。

(ア) 災害の混乱時に死亡した者であること。（災害の発生前に死亡した者で、葬祭の終わっていないものを含む。）

(イ) 災害のため次のような理由で埋葬を行うことが困難な場合であること。

- 緊急に避難を要するため時間的、労力的に埋葬を行うことが困難な場合
- 墓地又は火葬場等が浸水又は流出し、個人の力では埋葬を行うことが困難な場合
- 経済的機構の一時的混乱のため、遺族又は扶養義務者の資力の有無にかかわらず棺、骨つぼ等の入手困難な場合、
- 埋葬すべき遺族がないか又はいても高齢者、幼年者等で埋葬を行うことが困難な場合

(ウ) 災害救助法適用地域の遺体が他市町村に漂着したような場合で漂着市町村が実施する場合にも行う。ただし、かかる場合は、原則として遺族、縁故者又は市本部が引取るべきであるが、被災地域が社会的混乱のため引取りが困難なときに限って漂着地の市町村本部が実施する。なお、この場合の経費は、実施市

町村本部が県本部に求償するものとする。

イ 埋葬期間

災害発生の日から 10 日以内とする。ただし、期間内において埋葬救助を打ち切ることができないときは、市本部は、県支部総務班を經由して県本部防災班に期間延長の要請をするものとする。なお、延長の要請、申請にあたっては、次の事項を明示して行う。

- (ア) 延長を要する期間
- (イ) 期間の延長を要する地域
- (ウ) 期間の延長を要する理由
- (エ) 埋葬を要する遺体件数
- (オ) その他

ウ 費用の範囲及び限度

埋葬に要する費用の範囲及び限度は、次のとおりである。

(ア) 費用の範囲

棺、骨つぼ、火葬又は土葬に要する経費で、埋葬の際の人夫及び輸送に要する経費を含むものとするが、埋葬にあたっての供花代、酒代等は含まないものとする。

(イ) 費用の限度

埋葬費用の限度は、岐阜県災害救助法施行細則に定める額の範囲以内とする。

なお、大人、小人の別は、満 12 才に達したものから大人として扱うものとする。

エ 報告及び事務手続

市本部福祉班は、埋葬救助を実施したときは、様式 6 号の 6 「救助実施記録日計票」、様式 6 号の 7 「救助の種目別物資受払状況」及び様式 6 号の 49 「埋葬台帳」を作成し、整備保管するとともにその状況を毎日県支部総務班を經由して県本部防災班に本章第 7 節「り災者の救助保護計画」の様式 6 号の 5 「救助日報」により報告するものとする。

第13項 防疫計画

災害時における被災地の防疫は、本計画の定めるところによるものとする。

1 実施者

災害時における被災地帯の防疫は、検病調査等機関が実施するもののほか、市本部健康医療班が県支部総務班の指導、指示に基づいて実施するものとする。ただし、市の被害が甚大で市本部限りで実施が不可能又は困難なときは、県支部総務班に応援の要請をし、県支部又は県支部管内の他市町村本部からの応援を得て実施するものとする。

2 防疫の実施組織

災害防疫実施のための組織は、市本部の組織によるものとするか、各種作業実施の直接組織として次の班等を編成しておくものとする。

(1) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「感染症法」という。）第35条第1項（第35条第4項準用）の規定による当該職員の選任

患者の清掃方法及び消毒方法等の指導監督及び衛生教育等を行い、あるいは防疫作業に協力するため県本部長が指示したときは、感染症予防委員を選任する。感染症予防委員は、市本部が次の者のうちから県本部長の指示に従い、選任する。

市管内の医師、地域代表者

小中学校幼稚園、保育園等の代表者

事業所の代表者

その他市本部長が適当と認める者

各施設に集団発生があった場合

(2) 防疫班の編成

市本部健康医療班は、防疫実施のため防疫班を編成する。

防疫班は、おおむね衛生技術者1名（班長）、事務職員1名、作業員3名をもって編成する。

(注) 1 班長は、健康医療班の班員をもって充てる。

2 事務職員は市本部職員を、作業員は奉仕団員等又は本部職員の応援者をもって充てることができる。

3 防疫措置の指示命令等

感染症予防上必要がある場合は、県本部長に災害の規模、態様等に応じその範囲と実施方法等を報告し、指導を受けるものとする。

4 防疫の種別と方法

防疫の活動は、次の方法によって行うものとする。

作業区分	県機関	市機関	備考
検病調査	検病検査(県支部総務班)	情報の提供等協力 (健康医療班及び予防委員)	患者発生の届出 (医師)
保健診断	健康診断(県支部総務班)	対象人員把握等協力 (健康医療班及び予防委員)	
臨時予防接種	予防接種の命令 (県本部予防班)	予防接種の実施 (健康医療班、予防委員、嘱託医)	
清潔方法	清潔方法の指示	公共施設の清掃ごみ、し尿等の収	

			(県本部予防班) 清潔方法の指導 (県支部総務班)	集処分 (環境政策班)	
消毒 方 法	飲料水の消毒	井戸水		井戸の消毒 (水道班)	
		水道水	消毒方法の指示 (県本部予防班)	水道水の消毒 (水道班)	
		市本部 供給水	消毒方法の指導 (県支部総務班)	供給水の消毒 (水道班)	
		家屋内の消毒		家屋内の消毒 (健康医療班、予防委員)	
		便所の消毒		便所の消毒 (健康医療班、予防委員)	
		芥溜、溝渠等の消毒		芥溜、溝渠及びその周辺の消毒 (健康医療班、予防委員)	
		患者運搬用具等の消毒		病毒運搬器具等の消毒 (健康医療班)	
	ねずみ・昆虫等の駆除	ねずみ・昆虫等駆除指定 (県本部予防班) ねずみ・昆虫等駆除指導 (県支部総務班)	ねずみ・昆虫等駆除等の実施 (農林班、予防委員)		
	家用水の供給	家用水供給の指示 (県本部予防班) 家用水供給の指導 (県支部総務班)	家用水の供給 (水道班)		
	伝染病患者の措置		収容、診療 (健康医療班、医療機関等)		

5 防疫器具及び関係施設の状況

防疫実施のための器具及び伝染病施設の状況は、次のとおりである。

施設器具名	数	量	所	属
噴霧器	4	台	中津川市役所(保健センター)	

地域内の被害が甚大で、防疫関係者が不足し、あるいは防疫薬等の確保が出来ない場合等、市本部で実施不能なときは、防災安全班と協議し県支部総務班に応援、あっせん等の要請を行うものとする。要請にあたっては、次の事項を明示する。

- (1) 要請する作業内容等
- (2) 要請する防疫班数、物資名、数量
- (3) 日時、場所等
- (4) その他必要な事項

6 防疫業務実施の基準

(1) 検病調査能力等

検病調査班1ケ班の調査能力は、おおむね1日当たり60戸(300人)であるので、対象人員実施予定回数を考慮して調査班を編成し派遣するものとする。なお、調査結果発見される菌検索対象者数は、通常その家族を含め15人程度である。

(2) 消毒方法の基準

ア 飲料水の消毒

(ア) 給水を井戸によっている場合における井戸の消毒は、水量の50分の1のかせい石灰を乳状にしたもの又は水量の500分の1のクロール石灰水(クロール石灰5分水95分)を投入し、充分かくはんした後12時間以上放置する。

(イ) 給水を水道法による水道によっている場合の消毒は、塩素消毒を強化し、給水せん水における残留塩素検出量を 0.2mg/l 以上に保持すること。

(ウ) 給水を井戸又は水道以外で、ろ過した水による場合の消毒の基準は、(イ) に準ずる。

イ 家屋内の消毒

泥水等で汚染された台所、炊事具及び食器戸棚等を中心にクレゾール水等の消毒薬を用いて拭浄し、床下には湿潤の程度に応じ、所要の石灰等を撒布する。

ウ 便所の消毒

便所は、石灰酸水（石灰酸3割、水7割）、クレゾール水もしくはフォルマリン水をもって拭浄し、又はこれを撒布し、便池にはかせい石灰末、石灰乳又はクロール石灰水を注ぎ、充分かくはんする。

エ 芥溜、溝渠の消毒

芥溜及びその周辺の土地には、石灰乳又はクロール石灰水を、水渠にはかせい石灰乳又はクロール石灰水を注ぎ、塵芥は焼却する。なお、かせい石灰末は、乾燥した場所の消毒に適当でないのでこの場合は石灰乳又はクロール石灰水を用いる。

オ 患者運搬用器等の消毒

病毒に汚染した物件等を運搬した器具は、使用の都度石灰酸水、クレゾール水、昇汞水もしくはフォルマリン水で洗浄し、又はこれを撒布する。

カ 薬 剤

「イ」から「エ」の消毒に要する薬剤の必要量は、災害の条件によって異なるが、おおむね次の基準（水害時）により確保するものとする。ただし、市本部又は県支部総務班において確保することが困難な場合には、県本部薬務水道班において確保するものとする。

(ア) A級災害地（感染症流行のおそれのある地域が広汎にわたっている場合）

床上浸水（流失、全半壊家屋を含む。）	1戸当たり	クレゾール	200g
床下浸水	1戸当たり	クレゾール	50g
床上床下浸水家屋ともに	1戸当たり	普通石灰	6kg

（注）薬名の種類は、地域の状況に応じ適宜変更して差し支えない。

(イ) B級災害地（感染症流行のおそれのある相当広い地域が数カ所以上に及ぶ場合）

「(ア)」の基準のおよそ3分の2

(ウ) C級災害地（感染症流行のおそれのある地域が小さく、かつ点在性である場合）

「(ア)」の基準のおよそ3分の1

キ 器具等

消毒の実施地域、実施戸数、地理的条件等を勘案し、必要な噴霧器、運搬器具等を確保整備するものとする。

(3) ねずみ・昆虫等の駆除

ねずみ・昆虫等の駆除は、り災全家屋について実施することが困難なときは、実情に応じて重点的に選択実施するものとする。

ア	A級浸水家屋(感染症流行のおそれのある地域が広汎にわたっている場合)			
	床上浸水家屋(流失全半壊を含む)	1戸当たり	ダイアジノン油剤	1.50
	床下浸水家屋	1戸当たり	ダイアジノン油剤	0.80
	床上床下浸水家屋ともに	1戸当たり	殺虫剤	40g

(注) 殺虫剤の基準量は、オルソデクロールベンゾール系蛆剤を使用した場合の便所1個に必要な量であること。また薬品の種類は現地に実情に応じ適宜変更して差し支えない。

- イ B級災害地(感染症流行のおそれのある相当広い地域が数カ所以上に及ぶ場合)
「ア」の基準のおよそ3分の2
- ウ C級災害地(感染症流行のおそれのある地域が小さく、かつ点在性である場合)
「ア」の基準のおよそ3分の1

7 報 告

災害時における防疫に関する報告は、次によるものとする。

(1) 被害状況の報告

市本部健康医療班は、防疫を必要とする災害が発生したときは本章第6節「災害情報等の収集・伝達」の様式5号の10「医療衛生施設被害状況等報告書」により防疫に関する情報を県本部健康部（県支部総務班を経由）に毎日電話及び文書をもって報告（以下本項において「日報」という。）するものとする。

(2) 災害防疫所要見込額の報告

市本部健康医療班は、災害防疫に関する所要見込額を様式6号の50「災害防疫経費所要額調」を作成し、県支部総務班を経由して県本部保健医療班に提出するものとする。なお、その概要についてはできる限り事前に電話をもって報告するものとする。

(3) 災害防疫完了報告

市本部健康医療班は、災害防疫が完了したときは、防疫活動が終了した日から20日以内に様式6号の51「災害防疫業務完了報告書」を作成して県本部保健医療班に（県支部総務班経由）提出するものとする。

8 記録の整備

市本部健康医療班は、おおむね次の書類を整備して、保管しておくものとする。

- (1) 災害状況及び災害防疫活動状況報告書（日報）
- (2) 防疫経費所要額調及び関係書類
- (3) 清潔方法及び消毒方法に関する書類
- (4) ねずみ・昆虫等の駆除に関する書類
- (5) 家用水の供給に関する書類
- (6) 患者台帳
- (7) 防疫作業日誌

9 経費の清算

災害防疫に要した経費は、他の経費とは明確に区分し、災害防疫活動を終了した後できる限り速やかに清算するものとする。

第14項 清掃計画

大規模災害時には、大量のごみ、し尿等廃棄物や、がれき等の災害により生じた廃棄物（以下「災害廃棄物」という。）が発生し、被災地における環境衛生の悪化、廃棄物処理の遅延による災害復旧の遅延が想定されるため、本計画に定めるところによるもののほか、災害廃棄物処理基本計画によりこれらの迅速な収集、処理体制を確保する。

また、災害廃棄物の広域処理を含めた処分方法の確立と、計画的な収集・運搬及び処理により、適正処理を確保しつつ、円滑かつ迅速に廃棄物を処理する。

1 実施担当

- | | | | |
|-----------|------------|-------------|---------|
| 1 環境水道部 | 2 建設部 | 3 定住推進部 | 4 農林部 |
| 5 市民福祉部 | 6 政策推進部 | 7 総務部 | 8 商工観光部 |
| 8 文化スポーツ部 | 9 リニア都市政策部 | 10 教育委員会事務局 | |

2 ごみ、し尿の処理活動

環境水道部（環境政策班）は、大規模災害時におけるごみ、し尿等を収集及び運搬するため、必要に応じて災害廃棄物処理対策チームを編成する。災害廃棄物処理対策チームは、総務班と清掃班に区分して編成するものとする。

以下に示す事務の実務は、主として環境政策班が行う。

3 清掃方法

（1）ごみ処理

ごみの収集及び処分は、環境政策班又は清掃班が次の方法により実施する。

ア 収集順序

ごみの収集は、実施者が被災地の状況を考慮し、緊急清掃を要する地区から、順次実施する。

イ 収集方法

（ア）各班の収集担当区域を明確にすること。

（イ）被災地域住民、ごみ収集運搬担当に災害廃棄物の分別収集の徹底を図る。

ウ ごみの処分

（ア）災害廃棄物の仮置場、処分方法、処分場所等について十分に検討し、計画的に行う。

（イ）収容したごみについては、最終処分場不足も予想されることからリサイクル等による減量化施策を行い、その後の可燃物は、他の地域との連携による焼却施設処理を原則とし、不燃物又は焼却できないごみは、埋立処分すること。

なお、フロン類使用機器の廃棄処分にあたっては、フロン類の適正な回収・処理を行うこと。

（2）し尿の収集、処分

し尿の汲み取り収集は、ごみ収集に準じその順序を決定し、収集したし尿の処理は、原則として市のし尿処理場、下水道終末処理場等で処分する。

(3) 災害廃棄物の処理

ア 発生への備え

適性かつ円滑・迅速に災害廃棄物を処理できるよう、災害廃棄物の仮置場及び最終処分場の確保や運用方針、避難所ごみや仮設トイレのし尿等の処理を含めた災害時の廃棄物の処理体制、周辺の地方公共団体との連携・協力のあり方や民間連携の促進等について、災害廃棄物処理基本計画に具体的に定めておく。

イ 災害廃棄物の処理

発生した災害廃棄物の種類、性状等（土砂、ヘドロ、汚染物等）を勘案し、その発生量を推計した上で、災害廃棄物処理基本計画に基づいて、円滑かつ適正に処理を行う。加えて、ボランティア、NPO等の支援を得て災害廃棄物等の処理を進める場合には、社会福祉協議会、NPO等と連携し、作業実施地区や作業内容を調整、分担するなどして、効率的に災害廃棄物等の搬出を行うものとする。

建築物等の解体等による石綿飛散を防止するため、必要に応じ事業者等に対し、大気汚染防止法に基づき適切に解体等を行うよう指導・助言する。また、災害廃棄物に関する情報をホームページ等において公開する等、周知に努めるものとする。

4 清掃の事務

災害時における清掃等、応急対策を完了した場合、市本部環境政策班は、次の報告書を県支部総務班を経由し、県本部廃棄物対策班に4部提出するものとする。

(1) 「廃棄物処理施設等被害状況の報告について」（様式6号の52）ただし、1施設の復旧事業に要する経費が次表に掲げる限度未満のものは、報告を必要としない。

し尿処理施設	市にあっては150万円 ただし、一部事務組合については、組合構成市町村人口が3万人以上の組合にあっては、150万円、3万人未満の組合にあっては、80万円
コミュニティプラント	
汚泥再生処理センター	
生活排水処理施設	
特定地域生活排水処理施設	
ごみ処理施設	
廃棄物循環型処理施設	
廃棄物運搬用パイプライン施設	
埋立処分地施設	
産業廃棄物処理施設	
広域廃棄物埋立処分場	150万円

(2) 「災害廃棄物処理事業の報告について」（様式6号の53）ただし、1市又は一部事務組合の事業に要する経費が、指定市及び組合構成に指定市を含む一部事務組合にあっては80万円未満、市（指定市を除く）及び組合構成に指定市を含まない一部事務組合にあっては40万円未満の場合は報告を要しない。

5 応援等の要請

災害により市の行政機能が低下し、廃棄物の処理が困難となった場合、県に廃棄物の代行処理を要請できるほか、市が廃棄物処理特例地域に含まれ、一定の要件（処理の実施体制、専門知識・技術の必要性、広域処理の重要性等）を勘案して必要と認められる場合には、国も災害廃棄物の代行処理ができることとされているため、必要に応じ県又は国に対し代行処理を要請する。

6 その他関連対策

清掃に関連した公衆衛生対策は次によるものとする。

(1) 便所の仮設

避難所施設等に伴う仮設便所の設置は、原則として、マンホールトイレ、組立式仮設トイレ及び簡易トイレを利用し、避難人員 200 人に対して、大小便器それぞれ 2 個以上ずつ設置する。なお、緊急止むを得ない場合は、立地条件を考慮し、漏洩等により地下水が汚染しないような場所を選定し、同様の数以上建設するものとする。なお、閉鎖にあたっては、消毒実施後埋没することとする。

(2) 処理獣畜処理

犬、ねこの遺体処理については、環境センターで焼却処分をするが、牛、馬、豚、山羊、めん羊の遺体処理は、農林班の協力をえて、市本部の指定場所で行う。

(3) 埋葬遺体の処理

墓地の流失等により流失した埋葬遺体の処理については、市が「**本章第7節「遺体保護の計画」**」に定める方法に準じて処理するものとする。

第15項 愛玩動物等の救援計画

災害発生時には、飼い主不明又は負傷した愛玩動物等が多数生じると同時に、多くの被災者が愛玩動物を伴い避難所に避難してくることが予想される。このため、逸走した動物による人への危害防止及び動物愛護の観点から、県及び関係団体等と連携し、これらの動物の保護及び飼い主への必要な支援等を行う。

1 被災地における動物の保護

市は、県、獣医師会等、関係団体及び動物愛護ボランティア等が行う飼い主不明又は負傷した愛玩動物の保護、収容、救護等に協力する。

2 動物の適正な飼養体制の確保

市は、飼い主とともに避難した愛玩動物の収容施設の用地を、避難所の隣接地に確保するよう努める。また、県及び関係団体等が行う、飼い主とともに避難した愛玩動物の適正飼養の指導や、動物の愛護及び生活環境の保全に協力するものとする。

3 特定動物の逸走対策

特定動物（クマ、ワニ等の危険な動物）が飼養施設から逸走した場合、市は、飼養者、県その他関係機関等と連携し、必要な措置を講じる。

第16項 災害義援金品の募集配分計画

被災者、被災施設その他に対する義援金品の募集、輸送及び配分は、市本部会計班が担当し、本計画の定めるところによるものとする。

1 実施機関

災害義援金品の募集、輸送及び配分は、市本部会計班が担当し、次の関係機関をもって協議会を構成し、各機関が共同し、あるいは協力して行うことを原則とするが、災害の規模、周囲の状況等により各機関が単独で行うことが適当な場合は、各機関限りで行うことができる。

(1) 協議会構成機関

市本部、日本赤十字社岐阜県支部中津川地区（義援金のみ）、共同募金会中津川市支会、中津川市民生委員児童委員協議会連合会、社会福祉法人中津川市社会福祉協議会、中津川市区長会連合会、その他各種団体

(2) 義援金品募集・配分会議

義援金品を募集し、配分しようとするときは、市が募集、配分に参加する機関の代表者を集め「義援金品募集、配分会議」を開催し、次の事項を決定する。

ア 募集に関する事項

- (ア) 参加団体
- (イ) 募集対象（一般世帯募集、学校募集、街頭等）
- (ウ) 募集の種別（金銭募集、物品募集の別）
- (エ) 集積、輸送の場所、方法、期間等
- (オ) その他必要な事項

イ 配分に関する事項

- (ア) 配分基本方針
- (イ) 配分、輸送の時期、方法
- (ウ) 特殊な金品（条件付金品等）の配分
- (エ) その他必要な事項

2 募 集

(1) 市地域募集

義援金品の募集は、県及び市単位で実施する場合のほか、おおむね次の災害が発生したとき「義援金品募集会議」に諮って決定する。

- ア 市地域内に全失10世帯以上の災害が発生したとき。
 - イ 隣接市町村に全失50世帯以上の災害が発生したとき。
- （注）募集にあたっては、被災世帯等は除くこと。

(2) 義援物資の募集

特に義援物資の募集にあたっては、次の点に留意する。

- ア 市本部会計班は、関係機関等の協力を得ながら、受入を希望するもの及び受入を希望しないものを把握し、その内容のリスト及び受入窓口、集積場所、振込口

座を各本部、報道機関を通じて早期に一般に公表するものとする。また、被災地の需給状況を勘案し、同リストを逐次改定するよう努めるものとする。

イ 個人から直接送られてくる義援物資については、大口のものは市が必要とする品目のみ受け入れることとし、個人からの小口の物資は受け取らないことを基本とする。小口のものは多品種の物資が混載されていることが多く、仕分け作業等に相当の労力が割かれるため、物資ではなく、義援金による支援を依頼する。

ウ 被災地が市地域以外の場合は、必要に応じ義援物資に関する問い合わせ窓口を設けるとともに、被災地のニーズについて広報を行うものとする。

3 集 積

募集に基づきあるいは任意拋出される義援金品の集積は、次の方法によるものとする。

- (1) 各家庭から募集したときは、自治会あるいは民生委員会等の組織で、各家庭を訪問して集積し、あるいは集積場所を指定して各家庭から持参してもらう等の方法によって集積するものとする。
- (2) 小・中学校生徒あるいは工場における職域募集等によって集積されたものは、それぞれの単位機関において一括引継ぎを受けるものとする。
- (3) 個人等で募集配分機関に申し出のあったものについては、それぞれ申し出を受けた機関で受付け、その都度又は一定期間をまとめてそれぞれ単位機関別に指定した場所に集積するものとする。
- (4) (1) によるときは様式6号の54「義援金品拋出者名簿」を、(2) によるときは様式6号の55「義援金品引継書」を、また、(3) によるときは様式6号の56「義援金品受領書」を作成し、あるいは発行してそれぞれ整備保管するものとする。

4 引継ぎ

募集機関で受付集積した義援金品の輸送及び引継ぎは、次の方法によるものとする。

(1) 義援物資の引継ぎ

集積した義援物資は、集積単位機関において荷造りし、被災地を所管する配分機関に送付するものとする。ただし、集積物資が少なく輸送等をまとめて行うことが適当な場合等においては、市単位機関は、県単位機関の指定する場所等に集積し、再集積機関が一括まとめて配分機関に送付するものとする。

(2) 義援金の引継

集められた義援金については、市単位機関扱分は県単位機関に引継ぎ県単位機関において一括配分機関に引継ぐものとする。ただし、それぞれの募集（受付）機関において直接配分機関に送付することを適当と認められる場合は、直接募集機関から配分機関に引継ぐものとする。

(3) 引継の記録

義援金品の引継ぎにあたっては、様式6号の55「義援金品引継書」を作成し、その授受の関係を明らかにしておくものとする。

5 配 分

引継ぎを受け、あるいは受付けた義援金品は、次の方法によって配分するものとする。配分にあたっては、配分方法を工夫するなどして、出来る限り迅速な配分に努めるものとする。

(1) 配分の基準

配分は、おおむね次の基準によって行うものとするが、特定物品及び配分先指定金品については、それぞれの目的に沿って効率的な配分を個々に検討して行うものとする。

ア 一般家庭用物資

全失世帯	1
半失世帯	1 / 2
床上浸水世帯	1 / 3

イ 無指定金銭

死者（含行方不明で死亡と認められる者）	1
重傷者	1 / 2
全失世帯	1
半失世帯	1 / 2
床上覆水世帯	1 / 3

- (注) 1 床上浸水 10 日以上在世帯にあつては、物資、金銭とも半失の基準によるものとする。
2 必要に応じ、金銭で物資を購入して配分することがあるものとする。

(2) 市における配分

県単位機関から配分を受け又は市単位機関で受付けた義援金品は、(1)に定める基準を参考にして民生委員その他関係者の意見を聞き、実情に即して配分するものとする。なお、各世帯別配分にあたっては、本章第7節「物資供給計画」に定める配分手続きに準じて行うことを原則とするが、配分物資の条件が異なるので実情に即して適宜その手続きを変更して差し支えないものとする。

- (注) 死亡者、負傷者等に対する金銭は、その者の住所で行うものとする。（他県で死亡した者でも、関連災害の場合は、その者の住所で配分することがあるものとする。）

(3) 配分の時期

配分はできる限り受付け、又は引継ぎを受けた都度行うことを原則とするが、義援金品が、小量、小額時の配分は、世帯別配分を不可能にし、かつ、輸送あるいは労力等経費の浪費ともなるので一定量に達したときに行う等配分の時期には十分留意して行うものとする。ただし、腐敗、変質のおそれがある物質については、速やかに適宜の処理をするよう常に配慮して扱うものとする。

6 義援金品の管理

義援金及び義援物資は、次の方法によりそれぞれの募集配分機関において管理するものとする。

(1) 金銭の管理

現金は、銀行預金等、確実な方法で保管管理するとともに様式6号の57「現金出納簿」を備え付け、出納の状況を記録し、経理するものとする。なお、現金に伴う利子収入は、義援金に含めて扱うものとする。

(2) てん末の記録

義援金品の募集配分機関は様式6号の58「義援金品受払簿」を備え付け、受付から引継ぎ又は配分までの状況を記録するものとする。

7 費用

義援金品の募集又は配分を要する労力等は、できるだけ無料ボランティアとするが、輸送その他に要する経費はそれぞれの実施機関において負担するものとする。

ただし、実施機関における負担が不可能な場合には、義援金の一部をこの経費に充当して差し支えないものとするが、経費の証拠記録は整備保管しておくものとする。

第17項 その他り災者の保護計画

本章第7節第1項から第16項までに定める災害時におけるり災者の救助保護は、次によるものとする。

1 在宅の要配慮者対策

大規模災害時には、平常時より在宅福祉サービス等の援護を受けている者に加え、災害により家族や近隣の援護を失って自宅に取り残されるあるいは、生活に支障を生じる等により、新たな要援護者が発生する。市本部、県本部関係各班は、これら要支援者の対策を発災直後より、時間経過に沿って各段階におけるニーズに合わせて、的確に講じるものとする。

- (1) 発災直後には、市本部福祉班は、関係機関の協力を得て直ちに、在宅サービス利用者、ひとり暮らし老人、障がい者、難病患者等の名簿（避難行動要支援者台帳）や地図を利用する等して居宅に取り残された要支援者の迅速な発見に努めるものとする。
- (2) 要支援者を発見した場合は、①避難所への移動、②施設緊急入所等の緊急入所、③居宅での生活が可能の場合には在宅福祉ニーズの把握等を実施するものとする。
- (3) 避難所に移動した要支援者については、発災直後においては、市本部福祉班は、県本部、国を通じた応援職員等の協力を得つつ、遅くとも発災1週間後を目途に組織的・継続的な援護者特有の保健福祉サービスの提供が開始できるように努める。このため、災害発生後2～3日目より、全ての避難所を対象として要援護者の把握調査を開始するものとする。

2 社会福祉施設の対策

社会福祉施設の経営者（管理責任者）は、災害に際して次により入所者の保護及び被災者の受入れに当たるものとする。

(1) 入所者の保護

災害の程度、種別等に応じた避難場所を選定しておき、災害が発生したときは、あらかじめ定めた避難誘導方法経路に従い、速やかに入所者の安全を確保するとともに、市本部・県本部等の協力を得つつ早急に施設機能の回復を図るものとする。

(2) 被災者の受入れ

被災を免れた施設又は被災地に隣接する地域の施設においては、入所者の処遇の継続を確保した後、余裕スペース等を活用して、一定程度の被災者の受入れを行う。なお、余裕スペースの活用による被災者の受入れについては、要介護者等支援の必要性の高い者を優先するものとする。

(3) 食糧供給等の確保

食糧又は飲料水を得ることができないときもしくは医療その他の救助を必要とするときは、不足が予測される物資の内容や程度等について市本部、県支部総務班に連絡又は要請をするものとする。

(4) 職員等の確保

災害により職員に事故があり又は入所者数の増加によって職員等のマンパワーが不足するときは、不足の程度等を把握し、市本部、県支部総務班に連絡又は要請をするものとする。

ただし、施設においても平常時からボランティア受入れ等に積極的に取り組み、災害時のマンパワー確保に努めるものとする。

3 要保護児童の措置

市本部教育班は、災害地域において保育に欠ける児童（児童福祉法第4条第1号及び第2号で定める児童をいう。以下本項で同じ。）があるとき又は保護者を死亡等により失った児童があるときは、速やかに次により保護するものとする。

- (1) 保育に欠ける児童があるときは、保育所に入所させ保育するものとする。ただし、保育所を設置しない地域にあつては、臨時保育所を開設して保育するものとする。
- (2) 保護者を失った児童があるときは、当該地域を所管する社会福祉事務所又は子ども相談センターに連絡して収容施設に収容保護するものとする。

なお、すでに収容している児童の保護者の属する世帯が災害により被害をうけ、生活程度が著しく低下した世帯に対する費用の負担については、災害の状況により別に定めるところに従って減免することがあるものとする。

4 生活保護法の適用

災害により生活に困窮し、生活保護法による保護の必要が生じたときは、県支部総務班は、市本部福祉班、民生委員と連絡を密にし、速やかに保護の要否を決定するものとする。なお、保護の決定にあたっては、特に災害救助法による救助実施期間及びその程度、内容との関係に十分留意するものとする。

5 り災者に対する国民健康保険等の給付

災害救助法による医療の救助は、国民健康保険その他各種制度に優先して給付されるが、同救助は医療機関の平常化（原則的に災害発生後14日以内）をまって平常医療制度に移行されるものである。従って災害によって被保険者証を紛失し又は使用不能となった者に対しては、市本部、その他関係機関は、とりあえず医療機関と連絡をとり保険証のないまま給付ができるように努めるとともに、できる限り速やかに被保険者証の再交付をするものとする。

6 国民健康保険施設の対策

国民健康保険病院の入院患者に対する8「医療機関の対策」によるものとする。なお、各施設にあつては、関係職員をもって市本部医療班を編成し、医療救護の実施に当たるものとする。医療班の編成及び医療救護実施の方法は、本章第7節「医療救護計画」に定めるところによるものとする。

7 知事見舞金の支給

災害により多数のものが被害を受けたときは、次により知事見舞金をり災者に支給するものとする。

(1) 適用する災害

市管内の被害が同一災害により次の各号に一に該当するときで、知事が必要を認めるときに支給するものとする。

ア 被害が甚大で、災害救助法を適用したとき

イ 災害救助法適用基準（災害救助法施行令第1条第1項第1号による被害で、**本章第7節「り災者の救助保護計画」3「災害救助法の適用基準」**の別表基準）の3分の1以上の被害があったとき

ウ 住家の被害のあった世帯のうち生活保護法による被保護世帯又はこれを準ずる生活困窮世帯が5世帯以上（全失換算）の被害があったとき

エ 前各号の被害には達しないが、特に知事が見舞の必要を認めたとき

（注）被害世帯の計算は、住家の全焼、全壊、流失が1世帯を1世帯に、半焼、半壊は2世帯をもって1世帯に、床上浸水は3世帯をもって1世帯として計算する。

（2）適用する世帯数

見舞は、次の世帯等に対して行うものとする。ただし、知事がその必要を認めないときはこの限りでない。

ア 災害の規模が（1）のア又はイに該当するときは、り災した全世帯

イ 災害の規模が（1）のウに該当したときは、り災した世帯のうち現に生活保護法による被保護世帯又はこれに準ずる生活困窮世帯

ウ 前各号のほか、知事が見舞の実施を適当と認めた世帯

エ 災害の規模が（1）のア、イ又はエの場合に死亡し、又は重傷を負った者については、死亡した者1人について100,000円、重傷を負った者1人について50,000円

オ （1）のア、イ又はエの災害復旧に従事中死亡し、又は負傷を負った者について、死亡した者1人について100,000円、重傷を負った者1人について50,000円

8 災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給及び災害援護資金の貸付

市は、災害弔慰金の支給等に関する条例(昭和49年中津川市条例第43号)の定めるところにより、自然災害によって死亡した者の遺族に対し500万円を限度額とし災害弔慰金を、また精神又は身体に重度の障害を受けた者に対し250万円を限度額として災害障害見舞金を支給し、及び貸付けるものとする。

9 被災者生活再建支援金の支給

自然災害により被災者生活再建支援法による被災者生活再建支援金（以下「支援金」という。）の支給の必要が生じたときは、市及び県は、支援金支給のための事務を迅速に行うものとする。

市本部都市建築班は、住宅被害の認定を行い、被災者への支援金の支給申請に必要なり災証明書等、必要書類の発行、制度の説明、被災者からの申請書等の受付、県への書類送付等行う。

10 岐阜県被災者生活・住宅再建支援事業費補助金の交付

県は、一定規模以上の自然災害発生時に市町村単位で適用される国の被災者生活再建支援制度を補完するとともに、局地的災害による被災者を支援するため、岐阜県被災者生活・住宅再建支援事業費補助金交付要綱に基づき、自然災害により市町村に補助金の支給の必要が生じた場合に補助金を交付する。

市は、支援金支給の申請に必要な住宅被害の認定及びり災証明書等、必要書類の発行、制度の説明、申請書の受付、支援金の支払い、県への補助金の申請等を行う。

11 被災者生活の再建支援

市は、被災建築物の応急危険度判定調査、被災宅地危険度判定調査、住家被害認定調査など、住宅に関する各種調査が個別の目的を有していることを踏まえ、それぞれの調査の必要性や実施時期の違い、民間の保険損害調査との違い等について、被災者に明確に説明するものとする。また、県は、市町村の活動の支援に努めるものとする。

第8節 災害防除計画

第1項 事前措置に関する計画

災害対策基本法第59条第1項に基づく災害が発生するおそれがあるとき、又は災害が発生した場合において、その災害を拡大させるおそれがあると認められる設備又は物件の除却、保安その他の事前措置は、次によるものとする。

1 事前措置の範囲

災害による被害の拡大を防止するため必要な範囲において、次のような物件の除去、保安等の措置を指示するものとする。

- (1) がけ崩れ及び土石流のおそれのある土地
- (2) 貯木場の材木
- (3) 風雪害の恐れのある広告物、煙突等
- (4) 農業用ため池
- (5) 雪害のおそれがある箇所の積雪
- (6) その他危険物等

2 実施（代行）者

事前措置の実施は、原則として市本部長（市長）が行うものとするが、市長が行うことが困難なときは、次によるものとする。

(1) 警察署長への要求

市本部において措置することが困難で、警察機関における措置が適当（効果的）なときは、警察署長（警察官）に事前措置の要求をするものとする。

(2) 本部職員の代行

現地に居合わせる消防職員等、市本部職員が、緊急に事前措置を要すると認めたときで、これを市本部長（市長）に報告して実施する猶予がないときは、おおむね次の範囲の措置については、その消防職員等、本部職員がその権限を代行するものとする。

ア 前措置のため直接的経費を必要としない場合の指示

イ 原型のまま簡単に持ち運びができ、元どおりに容易に復帰することができる場合の指示

ウ その他設備の場合は、補修、補強、移転、除去、使用の停止等の指示物件の場合は、処理、整理、移転、撤去等の措置に多額の費用や、期間があまりかからず、容易に行い得ると認められる場合の指示

3 指示の方法

事前措置の指示は、文書によって行うことを原則とするが、緊急を要する場合は、とりあえず口頭をもって行うものとする。

4 措置期間

気象警報発表時等、災害の発生が具体的に予想される場合、又は被害が拡大しつつある場合等に指示されるものとする。

第2項 水防計画

水防に関する計画は、この計画に定めるもののほか中津川市水防計画の定めるところによるものとする。

第3項 消防計画

火災、その他災害に際しての消防機関の災害応急対策は、消防本部の計画に定めるもののほか、本計画によるものとする。

1 火災気象通報（気象概況通報）の取扱

消防法第22条第1項の規定により気象機関から通報される火災気象通報（気象概況通報）は、次の取扱いによるものとする。

（1）気象の条件及び通報

火災気象通報（気象概況通報）は、気象の状況が「乾燥注意報」「強風注意報」の基準と同一とし、岐阜地方気象台が県の担当課へ市町村単位の二次細分区域を対象として（毎朝、概ね5時頃）通報されるものである。

東濃地方（中津川市の値）

ア 実効湿度が60%以下で、最小湿度が25%以下と予想される時。「火災気象通報【乾燥】」（注意報基準）

イ 平均風速12m/s以上の風が吹くと予想される時。「火災気象通報【強風】」（注意報基準）

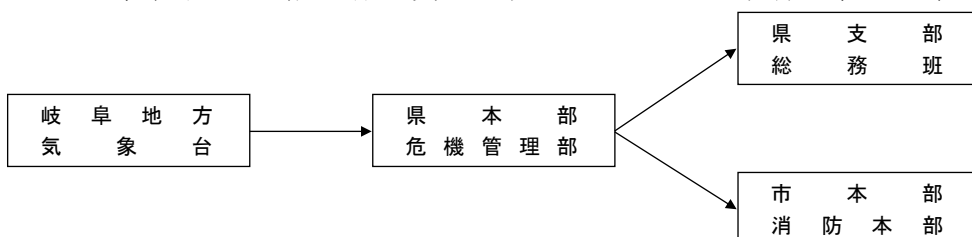
ウ 上記二つの条件を満たす時。「火災気象通報【乾燥・強風】」（注意報基準）
（降雨、降雪中は通報しないこともある。）

（2）伝達の方法

気象台は、5時に発表する天気予報に基づき、向こう24時間先までの気象状況の概要を気象概況として毎日朝（5時頃を想定）に岐阜県の担当課へ通報する。また、担当課は通報を受けた内容を市本部及び消防本部へ通報する。

この通報において火災気象通報の通報基準に該当又は該当するおそれがある場合は、見出しの冒頭に通報区分として「火災気象通報」と明示し、注意すべき事項を付加される。

また、直前の通報内容と異なる見通しとなった場合は、その旨を通報する。



(3) 火災警報

市本部長（市長）は、前記通報を受け、気象の状況が火災予防上危険であると認めるときは、火災警報を発するとともにその周知徹底と火災予防上の必要な措置をとるものとする。

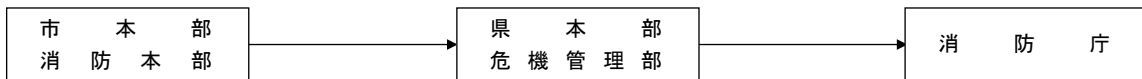
ア 火災気象観測計画

気象観測は、毎日午前9時、消防本部に設置した気象観測装置により観測するものとする。

2 火災報告

火災が発生したときの被害状況その他の調査、報告は、次の方法によるものとする。

(1) 報告の系統



(2) 報告の種別及び報告期限

報告種別	報告期限【市→県本部】
火災月報	翌月 10日
火災報告	翌月 15日
火災詳報	県支部長の指示する日
火災即報	即時

(3) 火災詳報を要する火災

火災詳細は、火災による損害額が相当な規模にのぼる火災、特殊な出火原因による火災又は特殊な態様による火災で県本部長が必要に応じて報告を求めたものについて提出するものとする。

(4) 火災即報を要する火災

火災即報は「火災・災害等即報要領」の定める火災等即報の一般基準、個別基準に該当する火災について報告するものとする。

(5) 調査報告事項

火災の即報は、本章第6節「災害情報等の収集・伝達」の様式5号の41「消防関係報告書（火災即報）」及び「火災・災害等即報要領」によって災害発生後直ちに電話等によって行うものとする。火災詳報及び火災報告並びに被害程度の基準等については、「火災報告取扱要領」の定めるところによるものとする。

3 相互消防応援

災害により市内における出動でなお不足するときは、県内市町村及び消防事務組合等へ岐阜県広域消防相互応援協定に基づき、応援要請する。

4 警察機関との連絡

災害時における応急対策実施のため消防機関と警察機関等の連絡あるいは調整の必要がある対策については、両機関相互に連絡協議して行うものとする。

5 救急業務

社会環境の複雑化に伴い交通事故その他の事故が激増の傾向にあるので、これらによる負傷者の救急のため市本部消防本部は常に組織及び施設の整備に当たり、救急業務の完璧を期するものとする。また、高速自動車道における救急業務の実施について、市及び県は、高速道路消防連絡協議会を通じて中日本高速道路株式会社と緊密な連絡を保持し、その業務の万全を期するものとする。（消防機関等に配置されている救急車等の保有状況は、「添付資料」参照）

【参照】資料編 4-4 消防車両及び救助用資機材保有状況

6 災害時における火薬、ガスの保安

市本部は、火薬及び高圧ガスの保安責任者が災害時にそれら施設の危険防止措置を講ずるよう監督指導を行うとともに、必要があると認められるときは、法令の定めるところにより緊急措置命令等を行うものとする。

第4項 雪害対策

降雪時における交通の確保その他雪害に関する計画は、本計画の定めるところによるものとするが、道路の降雪に関する細部の対策は、「道路除雪実施要領」（以下この項において「要領」という。）の定めるところによるものとする。

1 道路の除雪対策

降雪時の道路交通を確保するための除雪対策は、次によるものとする。

(1) 実施責任者

道路の除雪は、次の区分によりそれぞれの機関において実施する。特に、短時間に強い降雪が見込まれる場合等においては、相互の連携のもと、迅速・適切に対応するよう努めるものとする。

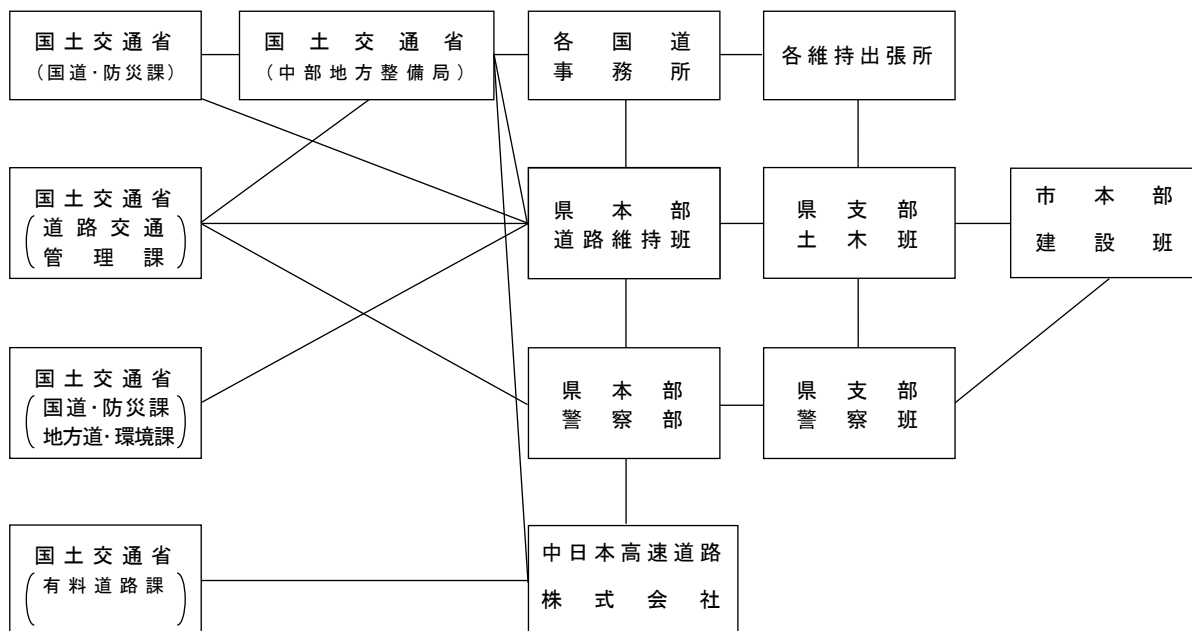
区 分	実 施 範 囲
国 土 交 通 省	一般国道のうち直轄指定区間
中 日 本 高 速 道 路 株 式 会 社	高速自動車道、中央自動車道西宮線(名神高速道路及び中央自動車道)及び東海北陸自動車道のうち岐阜県内の区間
県	上記以外の一般国道及び県道のうち要領で定める道路
市	市街地及び上記以外の主要な道路

(2) 降雪及び除雪状況の収集連絡等

国土交通省、市本部建設班及び県本部等における降雪並びに除雪等に関する情報の収集連絡及び広報等は次によるものとする。なお、細部の対策は、要領に定めるところによるものとする。

ア 連絡系統

降雪及び除雪等に関する情報収集及び連絡は、次の系統による。



イ 除雪等の広報

市等は、通行者等に対する交通の安全と円滑な交通の確保を期するため、通行者及び住民に対しその周知徹底に努めるものとする。

第5項 県防災ヘリコプター活用計画

市域内において、災害が発生し、より迅速・的確な対応を必要とする場合には、広域かつ機動的な活動ができる防災ヘリコプターを有効に活用し、災害応急対策の充実強化を図るものとするが、この場合における防災ヘリコプターの活動については、本計画の定めるところによるものとする。

1 防災ヘリコプターの災害応急対策

市本部防災安全班は、住民の生命、身体、財産を保護するため、緊急を要し、ヘリコプター以外に適切な手段がない時には、必要に応じ、防災ヘリコプターによる支援を要請することができる。

(1) 防災ヘリコプターの活動

支援防災ヘリコプターの活動内容は、県計画第3章第15節「県防災ヘリコプター活用」の定めるところによるものとする。

(2) 受入れ体制

市本部消防本部は、防災航空隊と緊密な連絡を図るとともに、必要に応じ、次の受入れ体制を整える。

ア 離着陸場所の確保及び安全対策

イ 傷病者等の搬送先の離着陸場所及び病院等の搬送手配

ウ 空中消火基地の確保

エ その他必要事項

2 防災ヘリコプターによる支援要請

(1) 消防組織法上の活動に係る支援要請

消防組織法上の災害に係る活動について、市長から知事に対する支援要請は、「岐阜県防災ヘリコプター支援協定」の定めるところによる。

要請は、消防本部消防長から岐阜県防災航空センターに電話及びファクシミリで行う。

(2) 災害対策基本法第68条に基づく支援要請

物資輸送、災害情報収集等のため防災ヘリコプターの支援が必要な場合には、本章第5節第2項4「輸送の応援」により支援要請を行うことができる。

[岐阜県防災航空センター第1事務所 電話 058-385-3772 F A X 058-385-3774]

[岐阜県防災航空センター第2事務所 電話 058-371-5192 F A X 058-371-5194]

第6項 孤立地域対策

災害時における孤立の内容は、大別して、情報通信の孤立と、交通手段の孤立がある。情報通信の孤立は、救助機関における事案の認知を妨げ、人命救助活動を不可能にし、交通手段の孤立は、救援活動に支障を及ぼすとともに、孤立地域住民の生活に大きな影響を与える。

このため、市の災害応急対策では、1番目に被害実態の早期確認と救急救助活動の迅速実施、2番目に緊急物資等の輸送、3番目に道路の応急復旧による生活の確保の優先順位をもって当たるものとする。

1 孤立実態の把握

通信途絶地域については、地域からの救助要請や被害状況の報告が不可能となるので、応急対策責任者の側から能動的に状況を確認する必要がある。発災時には、平素からの孤立予想に基づき、ただちに各地域と連絡をとり、孤立の有無と被害状況について確認するものとする。

2 救助・救出活動の実施

孤立を生じた地域は、概して被害が大きいことが予想される。負傷者等の発生等の人的被害の状況が判明した場合は、早急な救助・救出活動を実施する。

3 通信手段の確保

孤立地域の実態を把握するためには、情報通信の孤立を解消する必要があり、総務省防災業務計画に基づく東海総合通信局配備の災害対策用衛星携帯電話の貸与により通信手段の確保を図るものとする。

4 食料品等の生活必需物資の搬送

道路交通が応急復旧するまでの間は、孤立地域住民の生活維持のため、食料品をはじめとする生活必需物資の輸送を実施するが、この場合、防災ヘリコプター等による空輸を効率的に行うほか、迂回路や不通箇所での中継による陸上輸送等、状況に応じた輸送対策を実施するものとする。

5 道路の応急復旧活動

孤立地域に対する最低限の物流ルートを確保するため、優先度に応じ、最低限度の輸送用道路を確保するものとする。

6 その他

県及び市は、上記の対策に加え、県が別に定める孤立地域対策指針により、その他の対策を実施するものとする。

第9節 産業応急対策

第1項 商工業の応急対策

災害時における商工業の応急対策は、本計画の定めるところによるものとする。

1 物価安定の計画

市本部商工観光班は、災害の発生に伴い、物価が高騰し、又は高騰が予想される場合は、速やかに中津川市商工会議所等と協力して消費物価の安定を図るものとする。

2 災害融資計画

被災商工業者の早期復興を図るため、市本部商工観光班は、政府関係金融機関及び民間金融機関に対し災害融資についての連絡を行うものとする。なお、関係のある金融機関は、次のとおりである。

- (1) 日本政策金融公庫岐阜支店
- (2) 商工組合中央金庫岐阜支店
- (3) 日本政策金融公庫多治見支店
- (4) 東美濃農業協同組合
- (5) 十六銀行中津川支店
- (6) 東京三菱UFJ中津川支店
- (7) 愛知銀行中津川支店
- (8) 岐阜銀行中津川支店
- (9) 岐阜信用金庫中津川支店
- (10) 八十二銀行中津川支店
- (11) 東濃信用金庫中津川支店
- (12) 東海労働金庫中津川支店

3 復旧資材等の調達

復旧資材の確保あっせんについて取扱業者から要請のあった場合並びに災害の状況から緊急に調達を必要と認めた場合は、市本部商工観光班は、市内で確保に適当な業者等にその協力方をあっせんするものとする。なお、市内において確保不能あるいは調達不足の場合は、県支部総務班に確保あっせんの要請をするものとする。

第2項 観光客等の応急対策

災害時における観光客の応急対策は、本計画の定めるところによるものとする。

1 観光客の応急対策

観光地域内に所在する宿泊休養施設、運動施設、自然公園及びレジャー施設等（以下この項において「観光施設」という。）の観光客等にかかる災害時の応急対策は、次によるものとする。

（1）応急対策

各観光施設の経営者又は管理者（以下「管理者」という。）（特に運動施設）は、気象の状況その他災害条件を把握し、施設利用者にできる限り徹底しその対策に当たるものとする。

（2）応援の要請

管理者は、災害時における応急対策の実施ができないときは、速やかに市本部商工観光班（消防本部を含む。）又は警察官に応援又は実施の要請をするものとする。この場合に要する経費は、管理者の負担とする。

（3）報告

観光施設に被害があったときは、市本部商工観光班に報告するものとする。

第3項 農作物の応急対策

災害時における農作物に係る応急的な対策は、本計画に定めるところによるものとする。

1 代作用種子の確保

災害時における代作用種子は、災害多発地帯の農業経営者は平常時から備蓄しておくものとするが、なおかつ不足し確保できないときは、市本部農林班は県支部農林班経由で水陸稲、麦類、雑穀、緑肥作物、園芸作物、工芸作物、いも類、豆類等については県本部農産園芸班へ確保あっせんの要請をするものとする。

2 病虫害防除対策

災害時における病軍虫の防除対策は、次によるものとする。

(1) 病虫害防除指導の徹底

浸冠水等の災害時に発生が懸念される病虫害については、市本部農林班は、各農事改良組合、農業協同組合、農業共済組合等と協力して防除班を編成し、集中的な共同防除の実施を指導徹底するものとする。

(2) 農薬の確保

災害多発地域にあつては、農業協同組合、農業経営者は災害用農薬を確保しておくものとするが、災害時に農薬が不足し確保できないときは、市本部農林班は、県支部病虫害防除班を経由し、県本部農政班に確保あっせんの要請をするものとする。

(3) 防除器機具の整備

市本部及び県支部病虫害防除班その他関係機関は、病虫害防除機具の整備に努めるものとする。なお、緊急防除にあたって器具が不足する場合でその地域において確保できないときは、市本部農林班は、県支部病虫害防除班を経由し、県本部農業技術班に応援の要請をするものとする。

3 肥料等の確保

災害のため必要な肥料等が確保できないときは、市本部農林班は、県支部農林班を経由し、県本部農政班に確保あっせんの要請をするものとする。

第4項 畜産の応急対策

災害時における家畜その他畜産に係る応急的な対策は、本計画の定めるところによるものとする。

1 実施の組織

畜産関係の災害応急対策の実施は、市本部農林班が県支部（東濃家畜保健衛生所、恵那農林事務所農業振興課、東濃農林事務所）と連絡を密にして応急対策に当たるほか、次の協力機関の協力を得て実施するものとする。

中津川市畜産振興会、東濃獣医師会

2 家畜の診療

災害のため平常時の方法により家畜の診療を受けることができないときは、市本部農林班において診療するものとする。なお、市本部において実施ができないときは、県支部家畜保健衛生班又は農林班に家畜の診療について要請するものとする。

3 家畜の避難

水害による浸水等、災害の発生が予想され又は発生したときには、市本部農林班は、県支部農林班から連絡を受けあるいはその他により家畜を避難させる必要を認めるときは、家畜飼育者に家畜を避難させるよう指導するものとする。

4 その他牛乳の集乳や飼料等の確保

県は、要請を受けた場合、関係機関に連絡し、速やかに、牛乳の集配や飼料等の確保ができるよう協力あつせんをする。

第5項 林地、林産物等の応急対策

災害時における林地あるいは林産物、林産施設等の応急対策は、本計画の定めるところによるものとする。

1 林地の対策

風水害等により林地に溪流及び山腹崩壊が発生し、緊急復旧を要するときは、次によるものとする。

- (1) 災害により発生した林地被害が、緊急な災害復旧工事の遂行に特に先行して施行する必要あるもの、又は公共の利害に密接な関係を有し、民生安定上放置し難いものについては市本部農林班は、県支部農林班を経由し、県本部治山班にその緊急復旧を要請するものとする。

2 造林木の対策

風水害等により造林木が被害を受けたときの対策は、次によるものとする。

(1) 倒木対策

災害により倒木したもののうち倒木起しにより成立可能なものについて、市本部農林班及び県支部農林班は、森林組合等と協力して、できる限り速やかに根踏み、倒木起しを実施するよう指導するものとする。

(2) 資材等の調達

災害多発地域にあつては、市本部農林班あるいは森林組合等において倒木復旧に必要な木起し機、縄等を常備しておくように努めるものとするが、災害発生時にそれら資機材が不足するときは、市本部農林班は、県支部農林班を経由し、県本部林政班に確保あつせんを要請するものとする。

3 苗木等の対策

風水害等により苗木が被害を受けあるいは種子、苗木が不足する場合等の対策は、次によるものとする。

(1) 苗木種子の確保

災害により苗木、種子の確保が困難なときは、市本部農林班は、県支部農林班を経由し、県本部林政班に、その確保あつせんを要請するものとする。

(2) 病虫害の防除

市本部農林班及び県支部農林班は、森林組合等と協力して、長雨、冠疫水等の災害による苗木への赤枯病、ペスタロチャ病等の防除について指導の徹底を期するものとする。

4 一般林産物及び施設の対策

災害時における薪炭及び木材並びにその施設の対策は、次によるものとする。

(1) 被害木の処理

市本部農林班及び県支部農林班は、森林組合等と協力して被害木の早期伐出について督励指導するとともに被害木搬出等のため労務、輸送の確保に努めるものとする。

(2) 流木の防止

木材取扱者は、木材の流失による損害と流木による被害防止のため、流失の恐れのある場所へ貯木を避け、あるいは出水により流失の恐れがあるときは木材を緊結する等貯木には十分な配慮をするものとする。

(3) 浸水製材施設の処理

浸水等により製材施設が被害を受けたときは、市本部農林班及び県支部農林班は、森林組合、木材協同組合等関係機関と協力して、速やかに清掃処理を行い、製材能率の早期復旧を図るようその指導徹底に当たるものとする。

5 特用林産物及び施設の対策

災害時におけるしいたけ、わさび等の特用林産物及びその施設の対策は、次によるものとする。

(1) 復旧用原木ほだき、わさび苗等の確保

災害のため特用林産物あるいは施設が被災し、その復旧に必要な原木、苗あるいは種菌等が不足し確保できないときは、市本部農林班は、県支部農林班を經由し、県本部森林整備班にその確保について要請するものとする。

(2) しいたけ等への雑菌対策

市本部農林班及び県支部農林班は、農業協同組合等と協力して、災害時において「しいたけ」原木等に発生する雑菌防止についてその指導徹底に当たるものとする。

6 災害時における緊急復旧事業

災害に際し緊急復旧を必要とする施設については、林地施設等災害復旧対策実施要領により復旧を図るものとする。

7 復旧資金の融資

林産物に関係した災害対策のため必要な資金の融資は、第2章第6節「農林漁業関係者への融資」の定めるところによるものとする。

第6項 干害応急対策

干害に伴う農地等の応急対策は、次によるものとする。

1 干ばつ被害の報告

水田及び一般畑については、連続干天日数（日雨量 5mm 未満を含む。）が 20 日以上又は 30 日間の総雨量が 100mm 以下、果樹園については、連続干天日数が 25 日以上又は 30 日間の総雨量が 60mm 以下に及び、干ばつ被害が発生したときは、市本部農林班（農林整備課）は、様式 7 号「干害被害報告書」により県支部農林班に提出する。

2 応急対策

市本部農林班（農林整備課）、県本部農地整備班及び県支部農林班は、干ばつ被害の発生が予想されるときは、被害を防止するため、農業用水の無効放流と漏水の防止及び節水協力の要請等適切な対策を講ずるものとする。

3 応急対策用ポンプ

干ばつ地帯の干害応急対策用ポンプが不足するときは、農業用応急ポンプを利用してその対策に当たるものとする。

第10節 公共施設の応急対策

災害発生時、各公共施設の管理者は、各々が管理する公共施設の緊急点検を行い、これらの被害状況等の把握に努め、二次災害の防止や被災者の生活確保を最優先した施設復旧を行う。

1 応急対策実施責任者

災害時における公共施設の応急対策は、その施設の平常時における実質上の管理機関が行うものとする。

2 道路施設の応急対策

ア 応急対策

道路管理者は、災害発生後速やかに、あらかじめ指定した緊急輸送道路について優先的に道路パトロールを行い、それぞれが管理する道路の被害状況を調査し、災害の発生地域や被害状況を勘案したうえで、車両通行機能の確保を前提とした早期の復旧作業に努めるものとする。

イ 応援要請

道路管理者は、啓開作業を実施するにあたり、路上の障害物の除去が必要な場合には、警察機関、消防機関、自衛隊、建設業者等の協力を得て実施するものとする。

3 河川施設の応急対策

県、市、その他の河川・ダムため池等の管理者は、災害発生後直ちに施設の緊急点検を行い、被害状況の把握に努める。堤防施設等に被害を認めた場合は、その被害状況に応じた適切な応急対策に努めるものとする。

4 土砂災害防止施設の応急対策

ア 土砂災害警戒区域の点検、状況把握

県は、市と協力して土砂災害警戒区域のパトロールを行い、がけ崩れ、地すべり等の発生の有無、土砂災害防止施設の被害状況を把握する。

市は、がけ崩れ、地すべり等が発生した危険箇所の住民に対して、警戒避難体制をとるよう通知するものとする。

イ 応急対策

県は、土砂災害防止施設が被災し、人家、道路等に被害を及ぼす恐れがある箇所については、すみやかに応急復旧を実施するよう努める。市は、被害が拡大しないようクラック、滑落のある箇所についてビニールシートで覆う等応急処置を行う。被害が拡大する恐れがある箇所には、観測機器を設置し、異常が発生すれば避難情報を発令する体制整備を図るよう努めるものとする。

5 治山施設の応急対策

ア 応急対策

治山施設管理者は、林地崩壊、治山施設の被害状況の早期把握に努めるとともに、二次災害発生の恐れのある箇所の把握に努める。人家、公共施設等への二次災害の恐

れが高く緊急に復旧を要する場合は、必要に応じて災害復旧に先立ち、応急復旧工事を実施するものとする。

イ 応援要請

治山施設管理者は、応急復旧のため建設業協会、建設業者、森林組合等に対して応急資材の確保、出動を求める等必要な処置をとるものとする。

ウ 応急資材の確保

治山施設管理者は、生産設備や道路の不通等を想定して、地域で確保できる簡易な資材（木材等）の活用を考慮するものとする。

6 公共建築物の応急対策

県、市等各管理者は、官公庁舎、学校施設、病院及びその他の公共施設について、災害対策の指令基地や避難施設などの利用が想定されることから、施設及び施設機能の点検を実施し、被害状況の把握に努め、できる限り応急復旧による機能確保に努めるものとする。

7 水道施設の応急復旧対策

a 緊急要員確保

水道事業者は、緊急要員確保と情報連絡体制を整備する。

b 被害状況調査及び復旧計画の策定

水道事業者は、水道施設の被害状況調査を速やかに実施し、給水支障の全容を把握するとともに送・配水システムを考慮した復旧計画を作成するものとする。

c 復旧資機材業者及び工事業者への協力要請

水道事業者は、復旧用資機材の確保、復旧工事の実施について、業者に協力を要請するものとする。

d 応急復旧の目標期間の設定

- ・ 3日まで：給水拠点による給水（1人1日3L）
- ・ 10日まで：幹線付近の仮設給水栓（1人1日20L）
- ・ 21日まで：支線上の仮設給水栓（1人1日100L）
- ・ 22日以降：仮配管による各戸給水や共用栓（1人1日250L）

e 県等への応援要請

水道事業者は、水道事業者による応急復旧が困難な場合は、岐阜県水道災害相互応援協定に基づき県を通じて他の水道事業者に対し応援を要請するものとする。

また、水道用水供給事業者は必要に応じて東海四県水道災害相互応援に関する覚書に基づき応援を要請するものとする。

f 重要施設への優先的復旧

水道事業者は、防災関係機関、医療機関について優先的に復旧するものとする。

8 下水道施設の応急復旧対策

a 緊急要員の確保

下水道管理者は、緊急要員確保と情報連絡体制を整備するとともに、必要に応じて他の下水道管理者に応援を要請するものとする。

b 被害状況の把握及び応急対策

下水道管理者は、災害の発生時において、公共下水道等の構造等を勘案して、速や

かに、公共下水道等の巡視を行い、施設の被害状況を迅速かつ的確に把握し、損傷その他の異状があることを把握したときは、可搬式排水ポンプ又は仮設消毒池の設置その他の公共下水道等の機能を維持するために必要な応急措置を講ずるものとする。

第1.1節 文教関係の応急対策

文教関係の災害対策は、他の計画に定めるもののほか本計画の定めるところによるものとするが、各施設の経営者又は管理者は、それぞれの災害条件を考慮し、施設別にその対策を樹立しておくものとする。

第1項 施設等の応急対策

学校等、その他文教施設の災害時における応急対策等は、本計画の定めるところによるものとする。

1 災害の防止対策

災害の発生を承知し、あるいは災害が発生したときは、被害を未然に防止し、あるいはその拡大を防止するため適確な判断に基づいて直ちに補修、補強その他の対策をとるものとする。

2 応急復旧等の処置

施設等に被害を受け、業務の運営に支障を生じ、あるいは、そのまま放置することが、他に影響を及ぼし被害が拡大するような場合は、速やかに関係機関と連絡協議のうえ、本格的復旧に先立って必要限度の応急復旧を行うものとする。

3 清掃等の実施

学校その他文教施設の経営管理者は、学校が浸水した場合等にあつては直ちに清掃を行い、衛生管理と施設の保全の万全を期するものとする。

清掃にあたっては、次の点に留意するものとする。

- (1) 浸水した校舎、寄宿舍等はなるべく建具、床板等を取りはずし、日光の射入、空気の流通をはかり、床下汚物、泥土を除去し、床下には湿潤の程度に応じて所要の石灰等を撒布する。
- (2) 泥土等で汚染された建具、床板、校具等は、よく清浄した後クレゾール水等の消毒薬を用いて拭浄する。
- (3) 浸水した便所は、よく清浄した後石灰酸水（石灰酸3：水7の割合）、クレゾール水もしくはホルマリンをもって拭浄し、又はこれを撒布し、便池には製石灰末、石灰乳又はクロール石灰水を注ぐ。

第2項 学校等の対策

学校等に関する災害の応急対策は、別の計画で定めるもののほか本計画の定めるところによるものとする。

1 防災要員の配置

市本部教育班は大規模な災害が発生し、又は発生することが予想される場合には、防災要員を配置する等、災害発生時の対策に万全を期するよう努めるものとする。

2 児童生徒等の安全確保

学校等は、共通予防対策編第2章第11節「文教対策」により災害発生に対してあらかじめ定められた計画に基づき、児童生徒等の保護に努めるものとする。

3 教育活動の早期再開

県教育委員会及び市教育委員会は、災害発生時において、教育活動の早期再開を期するため、次の措置を講ずるものとする。

ア 応急教育の実施

教職員、教育施設、教材等を早期に確保し、応急教育の円滑な実施を図る。公共交通の状況等によっては、オンライン授業の実施を検討する。

イ 被害状況の把握及び報告

応急教育の円滑な実施を図るため、各学校等において、速やかに児童生徒等、教職員及び施設設備の被害状況を把握し、所管教育委員会等に報告する。

ウ 教育施設の確保

教育施設の被災により授業が長期間にわたって中断することを避けるため、次により施設の効率的な利用を図る。

(1) 被害程度別応急教育予定場所

災害の規模及び被害の程度によって次の施設を利用するものとする。

なお、利用すべき施設がないときは応急仮校舎の建設をする。

a 応急的な修理で使用できる程度の場合

当該施設の応急処置をして使用する。

b 学校の一部校舎が使用できない程度の場合

特別教室、屋内施設等を利用し、なお不足するときは2部授業等の方法による。

c 校舎の全部又は大分部が使用できない程度の場合

公民館等公共施設あるいは隣接学校の校舎又は神社仏閣等を利用する。

d 特定の地区が全体的に被害を受けた場合

住民避難先の最寄の学校、り災をまぬがれた公民館等公共的施設を利用する。

(2) 施設の応急復旧

市本部教育班は、災害終了後できる限り速やかに被災校舎等を維持保全のため、又は授業実施のため必要な範囲において応急処置を行うものとする。ただし、処置（応急復旧）をする場合あつては、被害の状況をできる限り詳細に記録しておくため写真の撮影保存に留意するものとする。

エ 応急教育についての広報

上記施設の決定にあたっては、関係の機関が協議し、その決定事項を教職員及び関係住民に徹底するものとする。

また、応急教育の開始にあたっては、開始時期、方法等について、児童生徒等や保護者等への周知を図る。

オ 施設利用の応援

隣接学校その他公共的施設を利用して授業を行う場合には次の方法により当該施設管理者の応援を得るものとする。

a 市内施設利用の場合

市本部教育班において関係者協議のうえ行うものとする。

b 県支部内の他市町村施設利用の場合

市本部教育班は県支部教育班に対して施設利用の応援を要請するものとする。県支部においては要請に基づいて利用すべき施設の区域を管轄する市町村本部に協力をあっせんするものとする。

c 県他支部の所轄地域の施設利用の場合

応援の要請を受けた県支部は、県本部（教育部）に対して施設利用の協力あっせんに要請するものとする。県本部は要請に基づいて利用すべき施設の区域を管轄する県支部教育班に、また当該県支部は市町村本部に協力をあっせんするものとする。

d 応援要請事項等

応援（協力）にあたっては、次の事項を明示して行うものとする。

なお、応援の要請にあたっては、市本部教育担当部長（教育長）は、市本部長（市長）と協議して決定するものとする。

（ア）応援を求める学校名

（イ）予定施設又は施設種別

（ウ）授業予定人員及び室数

（エ）予定期間

（オ）その他の条件

4 教員の確保

県教育委員会及び市町村教育委員会は、教職員が被災したことにより通常の教育を実施することが不可能となった場合、被災地周辺の教職員も含め総合調整し、教職員の確保を図る。なお、確保が困難な時は、合併授業等必要な措置をとるものとする。

ア 学校内操作

欠員が少数の場合には、学校内において操作するものとする。

イ 市内操作

学校内で解決できないときは、学校長は、市本部教育班に派遣の要請をするものとする。市本部は市管内の学校間において操作するものとする。

ウ 県支部内操作

市において解決できないときは、市本部教育班は県支部教育班に教職員派遣の応援要請をするものとする。要請を受けた県支部は、管内の適当な市本部に対して教職員派遣のあっせんをするものとする。

エ 他支部内操作

支部内において解決できないときは、市本部教育班は県支部教育班に教職員の派遣を要請するものとする。

オ 応援要請事項等

教育職員派遣の応援要請にあたっては、次の事項を明示して行うものとする。

なお、応援の要請にあたっては、教育部長は、本部長（市長）と協議して決定するものとする。

- a 応援を求める学校名
- b 授業予定場所
- c 派遣要請をする人員（必要に応じその内訳）
- d 派遣予定期間
- e 派遣職員の宿舎その他の条件

5 応急教育

災害に伴う被害程度によって授業が不可能なときは臨時に授業を行わないものとする。ただし、正規の授業は困難であっても、できるだけ速やかに応急授業の実施に努めるものとする。

応急教育実施にあたっては、次の点に留意して行うものとする。

- (1) 災害時の授業にあたっては、教科書、学用品等の損失状況を考慮し、損失児童が負担にならないように留意する。
- (2) 教育の場が公民館等、学校以外の施設による場合は、授業の方法、児童の保健等に留意する。
- (3) 通学道路その他の被害状況に応じ、通学等にあたっての危険防止を指導し徹底する。
- (4) 学校が避難所に利用される場合には、収容者あるいは児童に対し、それぞれに支障とならないように充分徹底する。
- (5) 授業が不可能な事態が予想される場合は、勉学の方法、量等を周知徹底する。
- (6) 授業の不可能が長期にわたるときは、学校と児童との連絡の方法、組織（子供会等）の整備工夫をしておく。

6 児童生徒等に対する援助

ア 学用品の給与等

県教育委員会は、応急教育に必要な教科書等の学用品について、その種類、数量を市町村教育委員会を通じて調査する。調査の結果、学用品の確保が困難な市町村に対して給与するため、国及び県内図書取次店等へ協力要請等必要な措置を講ずる。

災害により教科書、文房具等の教材、学用品を失った児童、生徒に対する支給及びあつせんは、**本章第7節「学用品等支給計画」**の定めるところによるものとする。

イ 就学援助

県及び市は、世帯が被災し、就学が困難となった児童生徒等に対し、就学奨励のための必要な援助を行うものとする。

ウ 授業料の減免又は猶予

高等学校、大学等は、被災生徒に対し、授業料の減免又は猶予するための必要な措

置をとるものとする。

エ 育英資金の特別貸付

高等学校、大学等は、被災生徒に対し、育英資金の特別貸付のための必要な措置をとるものとする。

キ 転出、転入の手続

県教育委員会及び市町村教育委員会は、児童生徒等の転出、転入について、状況に応じ、速やかかつ弾力的な措置をとる。また、転入学に関する他県の対応等の情報及び手続等の広報に努めるとともに、窓口を設け、問い合わせに対応するものとする。

ク 心の健康管理

県教育委員会及び市町村教育委員会は、被災した児童生徒等及び救援活動に携わった教職員に対し、メンタルケアを必要とする場合、相談事業や研修会等を実施するものとする。

7 被災児童、生徒の調査報告

市本部教育部は、施設責任者の協力を得て、次の様式に定める事項につき速やかに調査し県本部に報告するものとする。

調査報告の系統は、**本章第6節「災害情報等の収集・伝達」**の定めるところによる。

第3項 学校保健の対策

被災時における学校給食及び児童、生徒の保健対策は、本計画の定めるところによるものとする。

1 給食に関する被害の調査報告

給食関係の被害状況と掌握と災害に伴う要・準保護児童、生徒給食補助の国庫負担のため次の事項を速やかに調査し、報告するものとする。

ア 学校給食用物資の被害状況調

学校給食用物資（パン、スキムミルク）の被害を様式8号の1「学校給食用物資被害状況報告書」により速やかに調査し、報告するものとする。

イ 児童生徒被災状況調

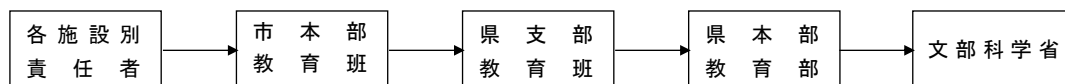
小・中学校児童、生徒の属する世帯の被害状況を様式8号の2「児童生徒被災状況報告書」により、速やかに調査し、報告するものとする。

(1) 実施者

市立施設分については、市本部教育班が、県立施設分については、学校長が調査し、報告するものとする。なお、市本部実施分については、直接の実施者を施設別に定めておくものとする。

(2) 報告の系統

ア 市本部調査事項



2 給食の実施

市本部教育班は、災害により被害が発生しても授業を行うときは、できる限り給食も実施するよう努めるものとする。なお、学校給食を実施していない市に対しては、県本部（教育部）は、被害状況に応じ応急給食を実施するよう指示、指導するものとする。

災害時における給食の実施にあたっては、特に次の点に留意を要する。

(1) 施設の管理

給食用施設、設備が浸水した場合等にあつては、汚染された台所、炊事場、炊事具及び食器、戸棚等を中心にクレゾール水等の消毒薬を用いて拭浄し、床下には湿潤の程度に応じて所要の石灰等を撒布する等、衛生管理に配慮するものとする。

(2) 従事者の保健

調理及び配分等、給食従事者に対しては、必要に応じ臨時の健康診断を実施するとともに健康管理を行い、特に下痢状態にある者は、従業を禁止し、検便を行うものとする。

なお、従事者の身体、衣服の清潔保持に努めさせるとともに、特に調理者の手洗いを励行させるものとする。

(3) 飲料水の確保

災害時における学校の飲料水は、水道、井戸水いずれについても当分の間煮沸し

たものを使用するものとする。なお、浸水した井戸については、井戸ざらいを行い、クロール、石灰等を用いて十分消毒を行うものとする。

(4) 食品衛生

災害時における給食は、感染症、中毒等の発生防止のため調理の方法（献立）、使用原材料等に十分注意するとともに、食事前には必ず手洗いを励行させるものとする。

(5) その他

ア 炊き出しとの調整

学校が避難所として使用される場合、給食施設は災用炊き出し施設に利用されるときが少なくないが、学校給食とり災者炊き出しとの調整に留意する。

イ 被害物資対策

県本部は、被害を受けた給食用原材品をとりまとめ県学校給食会及び給食実施者に対してその物資の処分方法等を指示する。

市本部教育班及び県立学校長は、県本部から指示があるまでの間保管しておくものとする。

3 児童、生徒の保護

各学校長は、洪水等の災害時にあつては児童、生徒の保健指導を強化し、感染症の発生の恐れのあるときは、臨時に児童、生徒又は幼児の健康診断を行い、患者の早期発見と早期処置に努めるものとする。なお、児童、生徒に感染症が集団発生したときは、県支部保健班、市本部、学校医等と緊密に連絡をとり、防疫措置に万全を期するものとする。防疫の実施は、**本章第7節「防疫計画」**の定めるところによるが、特に次の点に留意するものとする。

- (1) 県支部保健班あるいは学校医の意見を聞き、健康診断、臨時休校、消毒その他の事後措置の計画をたて、これに基づいてその実施の推進に当たる。
- (2) 保護者その他の関係方面に対して患者の発生状況を周知させ、協力を求める。
- (3) 児童、生徒等の食生活について十分な注意と指導を行う。
- (4) 感染症の発生原因について関係機関の協力を求め、これを明らかにするとともにその原因の除去に努める。

4 児童、生徒の安全措置

各学校長は、平素の避難訓練に基づき、迅速に児童生徒を避難させ、その掌握を確実にする等、それぞれの災害の質に応じた救急処置及び安全措置を講ずるものとする。

(1) 登下校

地域やその時の状況判断により市本部等との連携を密にしながら登下校の可否を決めるものとする。緊急下校の際は、通学路の安全を確認し、できるだけ家庭との連絡をとりながら、小集団で下校する等を指示し、児童生徒の安全を確保するものとする。

(2) 救急処置

災害が発生した場合には、速やかに適切な救急処置を行うものとする。

(3) 死傷者等の報告

災害による児童生徒の死者、行方不明者又は負傷者のある場合には、市本部、教

育委員会及び教育事務所へ速やかに報告するものとする。

第4項 文化財、その他文教関係の対策

災害発生時における文化財その他文教関係の応急対策を行うため、必要な措置を講ずる。

1 被害報告

文化財、公民館その他社会教育施設等の管理者は、その施設に被害が発生した時、被害の状況を市に報告するものとする。

2 公民館その他社会教育施設の対策

市本部文化スポーツ班は、文化財、公民館その他社会教育施設等に災害が発生したときは、被害状況を県へ報告するとともに、被災施設の応急対策等を行う。なお、被災時において、公民館その他社会教育施設等は、災害応急対策のため（特に避難所、災害対策本部等）に利用される場合も少なくないため、その管理者は、その受入れ等について積極的に協力するものとする。

※本章第6節「災害情報等の収集・伝達」（8）教育・文化関係の被害等による報告

3 文化財の対策

県及び市は、被災文化財について、県文化財保護審議会委員等専門家の意見を参考にして、文化財的価値を可及的に維持するよう所有者あるいは管理者に被害文化財個々につき対策を指示し指導するものとする

第12節 大規模停電対策

大規模かつ長期停電が生じた場合、正確な情報を迅速に提供するなど混乱の防止を図るとともに、電源車や電気自動車等の配備など応急対策を実施する。

1 広報

市及び電気事業者は、住民や帰宅困難者などからの問い合わせ等に対応する体制を整えるほか、住民等に役立つ次の情報について、ホームページやソーシャルメディア等により提供するものとする。

また、情報提供は、多言語で実施するなど、外国人に対して十分に配慮するものとする。

- (1) 停電及び停電に伴う災害の状況
- (2) 関係機関の災害応急対策に関する情報
- (3) 停電の復旧の見通し
- (4) 避難の必要性等、地域に与える影響
- (5) 携帯電話等の充電可能な施設等の情報
- (6) その他必要な事項

2 応急対策

市及び防災関係機関は、その状況に応じて活動体制を整え、関係機関と連携をとり、所管にかかる応急対策を実施する。

また、復旧計画等の情報共有を図るものとする。

3 電力供給

電気事業者等は、県等と協議のうえ、重要施設や避難所等へ電源車や電気自動車等による緊急的な電力供給を行うものとする。

4 通信機器等の充電

市及び防災関係機関は、必要に応じて、スマートフォンや携帯電話、その他充電が必要となる機器等を有している被災者に対して、庁舎や管理施設などを開放し、電源の提供や民間事業者等と連携し充電機器等の提供に努めるものとする。

第2章 災害復旧

第1節 復旧・復興体制の整備

可能な限り迅速かつ円滑な被災地の復旧・復興を図ることを基本理念とし、県、市が主体となって、住民の意向を尊重しつつ協同して計画的に行い、国はそれを支援する等適切な役割分担の下、被災者の生活の再建及び経済の復興、再度災害の防止に配慮した施設の復旧等を図り、より安全性に配慮した地域づくりを目指すものとする。

被災地の復興計画の作成に際しては、地域のコミュニティが被災者の心の健康の維持を含め、被災地の物心両面にわたる復興に大きな役割を果たすことに鑑み、その維持・回復や再構築に十分に配慮するものとする。

被災地の復旧・復興に当たっては、復旧・復興のあらゆる場・組織に女性、障がい者や高齢者等の要配慮者の参画を促進するものとする。

県及び市は、災害復旧・復興対策の推進のため、必要に応じ、国、他の地方公共団体等に対し、職員の派遣その他の協力を求めるものとする。特に、他の地方公共団体に対し、技術職員の派遣を求める場合においては、復旧・復興支援技術職員派遣制度を活用するものとする。

1 復旧・復興の基本方針の決定

(1) 基本方針の決定

大規模な災害が発生した場合には、復旧・復興に向けた具体的な指針、基本目標等を検討し速やかに復興計画を策定するとともに、計画推進のための体制整備、地域住民への計画内容の周知、情報提供等を行う。

(2) 復旧・復興計画の策定

県及び市は、被災の状況、地域の特性及び関係公共施設管理者等の意向を勘案しつつ、復旧・復興計画を作成する必要があると判断した場合には、住民の意向を尊重しつつ、可及的速やかに計画を作成する。

市は、必要に応じ、大規模災害からの復興に関する法律を活用し、国の復興基本方針等に即して復興計画を作成し、同計画に基づき市街地開発事業、土地改良事業等を実施することにより、特定大規模災害により、土地利用の状況が相当程度変化した地域等における円滑かつ迅速な復興を図るものとする。

2 人的資源等の確保

県は、特定大規模災害からの復興のために必要な場合、関係行政機関に対し、職員の派遣を要請するものとする。同様に、市は、必要な場合、関係地方行政機関に対し、職員の派遣を要請するものとする。国及び県は、必要に応じて、職員の派遣に係るあつせん努めるものとする。

県は、県及び市の公共土木施設の被災箇所について、復旧工法の早期立案を支援するため、必要に応じて県土木技術職員OBで組織するボランティア団体「災害復旧支援隊（DRS）」を被災地に派遣する。

3 その他

県及び市は、被災した学校施設の復興にあたり、学校の復興とまちづくりの連携を推進し、安全・安心な立地の確保、学校施設の防災対策の強化及び地域コミュニティの拠点形成を図るものとする。

また、復旧作業に従事する職員等のストレス対策は、従事する業務の種類も踏まえ、実施に努めるものとする。

第2節 公共施設災害復旧事業

公共施設等の復旧は、社会・経済活動の早期回復や被災者の生活支援のため、実情に即した迅速な復旧を基本とし、早期の機能回復に努めるものとする。

なお、被災の状況、地域の特性、関係公共施設管理者の意向等を勘案したうえで、必要に応じて、さらに災害に強いまちづくり等の中長期的課題の解決を図るための計画についても検討するものとする。

1 実施内容

県及び市が行う災害復旧事業の種類は、次のとおりである。

- ア 公共土木施設災害復旧事業
 - a 河川災害復旧事業
 - b 海岸災害復旧事業
 - c 砂防設備災害復旧事業
 - d 林地荒廃防止施設災害復旧事業
 - e 地すべり防止施設災害復旧事業
 - f 急傾斜地崩壊防止施設災害復旧事業
 - g 道路災害復旧事業
 - h 下水道災害復旧事業
 - i 公園災害復旧事業
- イ 農林水産業施設災害復旧事業
- ウ 都市災害復旧事業
- エ 水道災害復旧事業
- オ 住宅災害復旧事業
- カ 社会福祉施設災害復旧事業
- キ 公立医療施設、病院等災害復旧事業
- ク 学校教育施設災害復旧事業
- ケ 社会教育施設災害復旧事業
- コ その他の災害復旧事業

第3節 災害復旧事業に伴う財政援助及び助成、事業からの暴力団排除

災害に伴う被害に対して早急な復旧を図るために、多方面に及ぶ国の支援は不可欠であり、法律又は予算の範囲内において国が全部又は一部を負担し、又は補助して行われる災害復旧事業並びに「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号）」に基づき援助される事業の早期指定を受けるため、県、市等は早期な被害情報の収集や国への働きかけを行う。

復旧・復興事業にあたっては、暴力団排除活動の徹底に努めるものとする。

1 実施内容

(1) 法律等により一部負担又は補助するもの

ア 法律

- a 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法
- b 公立学校施設災害復旧費国庫負担法
- c 公営住宅法
- d 土地区画整理法
- e 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律
- f 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- g 予防接種法
- h 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律
- i 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法
- j 防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律

イ 要綱等

- a 公立諸 学校建物その他災害復旧費補助
- b 都市災害復旧事業国庫補助
- c 上水道施設災害復旧費及び簡易水道施設災害復旧費補助

(2) 激甚災害に係る財政援助措置

ア 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助

- a 公共土木施設災害復旧事業
- b 公共土木施設災害関連事業
- c 公立学校施設災害復旧事業
- d 公営住宅等災害復旧事業
- e 生活保護施設災害復旧事業
- f 児童福祉施設災害復旧事業
- g 老人福祉施設災害復旧事業
- h 身体障害者更生援護施設災害復旧事業

- i 知的障害者援護施設災害復旧事業
- j 婦人保護施設災害復旧事業
- k 感染症指定医療機関災害復旧事業
- l 感染症予防施設事業
- m 堆積土砂排除事業（公共的施設区域内、公共的施設区域外）
- n 湛水排除事業
- イ 農林水産業に関する特別の助成
 - a 農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置
 - b 農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例
 - c 開拓者等の施設の災害復旧事業に対する補助
 - d 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例
 - e 森林組合等の行う堆積土砂の排除事業に対する補助
 - f 土地改良区等の行う湛水排除事業に対する補助
 - g 共同利用小型漁船の建造費の補助
 - h 森林災害復旧事業に対する補助
- ウ 中小企業に関する特別の助成
 - a 中小企業信用保険法による災害関係保証の特例
 - b 小規模企業者等設備導入資金助成法による貸付金の償還期間等の特例
 - c 事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助
- エ その他の特別の財政援助及び助成
 - a 公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助
 - b 私立学校施設災害復旧事業に対する補助
 - c 市町村が施行する感染症予防事業に関する負担の特例
 - d 母子及び寡婦福祉法による国の貸付けの特例
 - e 水防資材費の補助の特例
 - f 被災者公営住宅建設等事業に対する補助の特例
 - g 公共土木施設、公立学校施設、農地農業用施設及び林道の小災害復旧事業に対する特別の財政援助
 - h 雇用保険法による求職者給付の支給に関する特例

（3）暴力団の排除活動

県警察は、暴力団等の動向把握を徹底し、復旧・復興事業への参入・介入の実態把握に努めるとともに、関係行政機関、県、市、業界団体等に必要な働きかけを行うなど、復旧・復興事業からの暴力団排除活動の徹底に努めるものとする。

第4節 被災者の生活確保

被災者等の生活再建に向けて、住まいの確保、生活資金等の支給やその迅速な処理のための仕組みの構築に加え、生業や就労の回復による生活資金の継続的確保、コミュニティの維持回復、心身のケア等生活全般にわたってきめ細かな支援を講ずるものとする。

被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細やかな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努めるものとする。

1 実施内容

(1) 生活相談

市は、被災者の生活確保のための相談所を設け、苦情又は要望事項を聴取し、その解決を図るほか、その内容を関係機関に連絡し、強力な広聴活動を実施するものとする。

県は、被災者への迅速かつ適切な救護措置を推進するため、市からの相談、要望、苦情等の早期解決に努力する。また、市との関係を密にし、相談体制の確立を図るものとする。

居住地以外の市町村に避難した被災者に対しても、県、従前の居住地であった市町村及び避難先の都道府県、市町村が協力することにより、必要な情報や支援・サービスを提供するものとする。

(2) 被災者への生活再建等の支援

ア 災害弔慰金、災害障害見舞金の支給及び災害援護資金の貸付

市は、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号）に基づき、災害により死亡した者の遺族に対して災害弔慰金を、災害により精神又は身体に著しい障害を受けた者に対して災害障害見舞金を支給する。また、災害により被害を受けた世帯の世帯主に対して、災害援護資金の貸付けを行うものとする。

県は、市が上記資金の支給等を行った場合は、その一部を負担する。

イ 被災者生活再建支援金

都道府県から当該事務の全部を委託された被災者生活再建支援法人は、被災者生活再建支援法（平成10年法律第66号）に基づき、自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者に対して、都道府県が拠出した基金を活用して、被災者生活再建支援金を支給するものとする。

また、市は、被災者生活再建支援金の支給に係る被災者からの申請を迅速かつ的確に処理するため、申請書等の確認及び県への送付に関する業務の実施体制の整備等を図ることとする。

ウ 岐阜県被災者生活・住宅再建支援事業費補助金

県は、一定規模以上の自然災害発生時に市町村単位で適用される国の被災者生活再建支援制度を補完するとともに、局地的災害による被災者を支援するため、岐阜県被災者生活・住宅再建支援事業費補助金交付要綱に基づき、自然災害により市町村に補助金の支給の必要が生じた場合に補助金を交付する。

エ 生活福祉資金

社会福祉法人岐阜県社会福祉協議会は、生活福祉資金貸付制度要綱に基づき、災害により被害を受けた低所得者等に対して、速やかに自立更生させるため、災害援護資金の貸付けを行う。ただし、災害弔慰金の支給等に関する法律に基づく災害援護資金の貸付の対象となる世帯は、原則としてこの資金の貸付は行わないものとする。

オ 知事見舞金

県は、災害により多数の者が被害を受けた場合は、被災者に対し、知事見舞金を支給する。

カ 罹災証明書の交付

県は、発災後速やかに住家被害の調査や罹災証明書の交付に係る事務の市町村向け説明会をテレビ会議システムにて実施する。

市は、災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、各種の支援措置を早期に実施するため、災害による住家等の被害の程度の調査や罹災証明書の交付の体制を確立し、遅滞なく、住家等の被害の程度を調査し、被災者に罹災証明書を交付するものとする。

住家等の被害の程度を調査する際、必要に応じて、航空写真、被災者が撮影した住家の写真、応急危険度判定の判定結果等を活用するなど、適切な手法により実施するものとする。

県は、災害による住家等の被害の程度の調査や罹災証明書の交付について、被害の規模と比較して被災市町村の体制・資機材のみでは不足すると見込まれる場合には、当該市町村に対し必要な支援を行う。

住家被害認定調査の際には、被災建築物の応急危険度判定調査、被災宅地危険度判定調査、民間の保険損害調査など、住宅に関する各種調査との目的の違い、それぞれの調査の必要性や実施時期の違い等について、被災者に明確に説明するものとする。

キ 被災者台帳の作成

市は、必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努めるものとする。

県は、災害救助法に基づき被災者の救助を行ったときは、被災者台帳を作成する市町村からの要請に応じて、被災者に関する情報を提供するものとする。

(3) 租税の徴収猶予及び減免

市は、被災者に対する市税の徴収猶予及び減免等納税緩和措置に関する計画を策定するものとする。

県は、被災者の納付すべき県税について、法令及び条例の規定に基づき、申告、申

請及び請求等の書類、納付又は納入に関する期間の延長並びに県税（延滞金を含む）の徴収猶予及び減免の措置を災害の状況に応じて実施する。

(4) 働く場の確保

市は、被災者の雇用に関する相談について、県に対する要望措置等の必要な計画を策定しておくものとする。

県、ハローワークは、離職者の発生状況等を速やかに把握し、必要に応じて臨時職業相談窓口の設置、臨時職業相談所の開設等の措置をとり、離職者からの雇用に関する相談に対応するものとする。

なお、県及び市は、被災者の働く場の確保のため、即効性のある臨時的な雇用創出策と、被災地の特性を踏まえた産業振興の方向性に沿った職業訓練を通じた労働者の技能向上等による中長期の安定的な雇用創出策を組み合わせるものとする。

(5) 生活保護制度の活用

県及び市は、生活に困窮し、生活保護を必要とする世帯に対し、民生委員等と連絡を密にし、速やかに生活保護法（昭和25年法律第144号）を適用するものとする。

(6) 生活必需物資、復旧資材等の供給確保

県、市及び関係機関は、被災地域において住民の不安と動揺を沈静化し生活秩序の回復と復興を着実にしていくためにも、生活必需物資、復旧用建築資材等の供給の確保を図るとともに、物資の需給・価格動向を調査監視し、物価の安定を確保していくものとする。

(7) 金融対策

ア 金融機関の措置

東海財務局岐阜財務事務所及び日本銀行名古屋支店は、災害発生の際、災害の実情、資金の需要状況等に応じ、関係機関と緊密な連絡を取りつつ、民間金融機関に対し、機を逸せず必要と認められる範囲内で、災害関係の融資に関する措置、預貯金の払戻及び中途解約に関する措置、手形交換、休日営業等に関する措置、窓口営業停止等の措置を講じた場合の対応など適切に行うよう要請するものとする。

イ 生保・損保会社の措置

東海財務局岐阜財務事務所は、災害発生の際、災害の実情、資金の需要状況等に応じ、関係機関と緊密な連絡をとりつつ、生保・損保会社に対し、機を逸せず必要と認められる範囲内で、保険金の支払及び保険料の払込猶予に関する措置、窓口営業停止等の措置を講じた場合の対応など適切に行うよう要請するものとする。

ウ 証券会社の措置

東海財務局岐阜財務事務所は、災害発生の際、災害の実情、資金の需要状況等に応じ、関係機関と緊密な連絡をとりつつ、証券会社に対し、機を逸せず必要と認められる範囲内で、届出印鑑喪失の場合における可能な限りの便宜措置、有価証券喪失の場合の再発行手続きについての協力、窓口営業停止等の措置を講じた場合の対応など適切に行うよう要請するものとする。

第5節 被災中小企業の振興

被災中小企業の自立を支援し、財政支援により早急な再建への道を開くことが必要であり、被災中小企業の被害の状況、再建に必要な資金需要等の的確な把握に努め、被害の規模に応じて必要な措置を講ずるものとする。

1 実施内容

(1) 支援体制

県及び市は、あらかじめ商工会・商工会議所等と連携体制を構築するなど、災害発生時に中小企業等の被害状況を迅速かつ適切に把握できる体制の整備に努めるものとする。

(2) 自立の支援

県、市及び防災関係機関は、災害復旧貸付等により、運転資金、設備復旧資金の低利融資等を行い、被災中小企業の自立を支援するものとする。

また、県及び市は、被災中小企業等に対する援助、助成措置について、広く被災者に広報するとともに、相談窓口等を設置するものとする。

(3) 各種対策

- ア 日本政策金融公庫、商工組合中央金庫等の貸付条件の緩和措置
- イ 再建資金の借入れによる債務の保証に係る中小企業信用保険について別枠の担保限度の設定、てん保率の引上げ及び保険率の引き下げ
- ウ 災害を受ける以前に貸付を受けたものについての償還期間の延長等の措置
- エ 事業協同組合等の共同施設の災害復旧事業に要する費用についての補助
- オ 貸付事務等の簡易迅速化
- カ 被災関係手形の期間経過後の交換持出し、不渡処分の猶予等の特別措置
- キ 租税の徴収猶予及び減免
- ク 労働保険料等の納付の猶予等の措置
- ケ その他各種資金の貸付け等必要な措置

第6節 農林漁業関係者への融資

被災農林漁業者の施設の災害復旧及び経営の安定を図ることが必要であり、被災農林漁業者の被害の状況、再建に必要な資金需要等の的確な把握に努め、被害の規模に応じて必要な措置を講ずるものとする。

1 実施内容

(1) 災害関連資金の融資等

県、市及び防災関係機関は、農林水産業施設等の災害復旧資金及び被災農林漁業者の経営維持安定に必要な資金について、日本政策金融公庫資金等の円滑な融通、既借入金の償還猶予等の措置を行うとともに、農林漁業者へ資金の周知、資金相談対応を行うものとする。

(2) 各種対策

- ア 天災融資法による資金
- イ 農業災害緊急支援資金
- ウ 農業災害緊急支援特別資金
- エ 農林漁業セーフティネット資金
- オ 農業経営基盤強化資金 ほか
- カ 農業基盤整備資金
- キ 農林漁業施設資金
- ク 林業基盤整備資金